

○岡山市営住宅条例施行規則

平成9年9月30日

市規則第129号

改正 平成10年4月1日市規則第71号

平成10年10月27日市規則第127号

平成11年1月29日市規則第11号

平成11年3月9日市規則第26号

平成11年12月22日市規則第206号

平成13年2月5日市規則第8号

平成14年8月12日市規則第139号

平成15年4月1日市規則第75号

平成16年1月20日市規則第9号

平成16年3月26日市規則第41号

平成17年3月17日市規則第77号

平成17年10月14日市規則第478号

平成18年12月26日市規則第309号

平成19年9月7日市規則第324号

平成20年3月31日市規則第75号

平成21年2月19日市規則第37号

平成24年3月30日市規則第55号

平成24年7月6日市規則第137号

平成25年3月11日市規則第55号

平成25年12月26日市規則第275号

平成26年9月30日市規則第192号

平成27年1月15日市規則第6号

平成27年3月10日市規則第42号

平成27年3月10日市規則第43号

平成27年3月27日市規則第85号

平成28年5月26日市規則第156号

平成29年2月24日市規則第9号

平成30年3月28日市規則第61号

平成30年12月27日市規則第230号

令和2年1月29日市規則第13号

令和2年7月8日市規則第163号

岡山市営住宅条例施行規則（昭和46年市規則第110号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（名称、位置等）

第2条 条例第1条第2項の規定に基づく市営住宅の名称、所在地、構造及び戸数は別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第1項第5号に規定する収入金は、市営住宅の入居者等の当該市営住宅の家賃、家賃相当額の損害金、駐車場の使用料（以下「使用料」という。）、延滞金、入居者が負担すべき修繕費等をいう。

（単身入居のできる市営住宅）

第3条 条例第5条第2項の規定により単身入居できる市営住宅は、次の各号のいずれかに該当する市営住宅とする。ただし、第6条の規定により同一団地内において住宅の住替えを行う場合において、同団地内に次の各号のいずれかに該当する住宅がないときは、この限りでない。

（1） 専用床面積が50平方メートル以下のもの

（2） 居室が2室以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第4項に規定する入居要件を満たした者の入居できる市営住宅は、直近の公募を行った市営住宅の応募倍率が2倍に満たない市営住宅のうち、市長が適当であると認めたものとする。

（入居の申込み）

第4条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、市営住宅入居申込書（様式第1

号)により次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 所得を証明する書類(同居しようとする親族を含む。)
- (3) 親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の関係を証明する書類
- (4) 住宅を必要とする状況を証明するに足りる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 条例第5条第2項及び第4項の規定により単身で入居の申込みをしようとする者は、単身入居の入居者資格認定のための申立書(様式第2号)及び緊急時等連絡先届出書(様式第3号)を前項の申込書に添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申込みがあったときは、申込者に対し、市営住宅入居申込受付票(様式第4号)を交付するものとする。

(当選率の優遇措置等)

第5条 市長は、条例第8条第4項の規定に基づき、次の各号に定める要件を満たす申込者については、その選考に当たり当選率について優遇する。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める方法によることができる。

(1) 老人世帯 申込者が60歳以上であり、同居の親族が次のいずれかに該当する者のみからなる世帯であること。

ア 配偶者

イ 60歳以上の者

ウ 18歳未満の児童

(2) 心身障害者世帯 申込者又は同居の親族が、次のいずれかに該当すること。

ア 恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の3第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者

イ 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)

を所持している者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の3級以上の障害があり、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者手帳の交付を受けている者

エ 知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健センターの長若しくは精神科の診療の経験を有する医師により重度若しくは中度の知的障害と判定された者又は知的障害者以外の者で重度若しくは中度の知的障害と同程度の精神的障害を有していると判定された者

オ 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。）

（ア） 障害者総合支援法第22条第8項の規定により交付を受けた障害福祉サービス受給者証を所持している者であること。

（イ） 障害者総合支援法第51条の7第8項の規定により交付を受けた地域相談支援受給者証を所持している者であること。

（3） ひとり親世帯 配偶者のない者と、現にその扶養を受けている20歳未満の児童で構成されている世帯

（4） 配偶者等からの暴力被害者世帯 条例第5条第3項第3号の要件に該当する者又は岡山市男女共同参画相談支援センターその他の公的機関において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第3項に規定する配偶者若しくは同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力の被害を受けたことの証明が受けられる者

（5） 犯罪被害者世帯 条例第5条第3項第4号に該当する者として本市の証明が受けられる者

2 前項の規定による当選率の優遇措置を希望する者は、市営住宅入居申込書に第4条に

定める書類のほか、前項に規定する要件に該当する旨を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(特定世帯向住宅の入居者資格等)

第5条の2 市営住宅のうち下肢障害者向住宅、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅をいう。以下同じ。）及び多人数世帯向住宅（以下「特定世帯向住宅」という。）の名称、番館・号棟及び号室は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、特定世帯向住宅の入居者資格を、条例第5条に規定する要件を満たす者のうち、次の各号に掲げる特定世帯向住宅の区分に応じそれぞれ当該各号に定める者に限るものとする。

(1) 下肢障害者向住宅（次号の住宅を除く。） 申込者又は同居の親族に、重度（1，2級）の下肢障害者がいる世帯であること。

(2) 直近の公募において入居者がなかった下肢障害者向住宅 申込者又は同居の親族に、重度（1，2級）の下肢障害者又は下肢若しくは体幹の障害により障害者手帳の交付を受けた者であつて、当該障害により常時車いすを使用しているものがある世帯であること。

(3) シルバーハウジング 本市に1年以上居住し、かつ、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とするもので、その市営住宅への入居が実情に照らし適当でないと思われものを除く。）

ア 65歳以上の単身者

イ 65歳以上を含む60歳以上の夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の世帯

ウ 65歳以上の者のみからなる2親等以内の世帯

(4) 多人数世帯向住宅 申込者及び同居の親族を合わせた人数が4人以上の世帯であること。

3 特定世帯向住宅への入居を希望する者は、市営住宅入居申込書に第4条に定める書類のほか、前項に規定する要件に該当する旨を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(住宅の住替え)

第6条 条例第4条第7号及び第8号の規定に基づき、現に市営住宅に入居している者が、市営住宅の住替えを希望するとき又は市営住宅の入居者が相互に入れ替わろうとするときは、原則として同一団地内の住宅に入居を希望する場合に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は現に市営住宅に入居している者の世帯員の減員により、単身となった当該世帯が、市長が住替え先として指定する市営住宅に住み替えることが適切であると認めるときは、住替え対象者として認定し、当該世帯に住替え対象通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、住替え対象者として認定された者は、速やかに市長が住替え先として指定する市営住宅へ住替えを行わなければならない。

4 第1項の規定により市営住宅の住替えを希望するとき又は市営住宅の入居者が相互に入れ替わろうとするときは、市営住宅入居申込書に市営住宅住替え承認申請書（様式第5号の2）を添付して、市長に提出しなければならない。

（入居決定書の交付）

第7条 条例第7条第3項に規定する通知は、市営住宅入居決定書（様式第6号）により行うものとする。

（入居の手續）

第8条 入居の手續は、条例第10条第1項に規定する市営住宅賃貸借契約書（様式第7号の2）により行うものとする。

2 前項の市営住宅賃貸借契約書には、勤務先、親戚又は知人の電話番号等緊急時等の連絡先を記載しなければならない。

3 第1項の市営住宅賃貸借契約書には、入居決定者の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

（賃貸借契約の更新）

第8条の2 条例第7条の2第2項に規定する賃貸借契約に係る更新の手續を行おうとする者は、市営住宅賃貸借契約書及び市営住宅賃貸借契約更新申請書（様式第7号の3）により、賃貸借契約期間が満了する日の3月前から1月前までに更新の申込みをしなければならない。

2 更新の手續については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(更新の要件)

第8条の3 市長は、前条の規定による入居者から更新の申請を受理し、次に掲げる条件に該当するときは、更新するものとする。

(1) 条例第5条に掲げる条件を具備する者であること。

(2) 直近の契約期間中に条例に違反していないこと。

2 更新時における条例第5条第1項第2号に規定する入居収入基準の判定は、当該世帯が更新しようとする日の属する月の前月から過去1年間の当該世帯の収入により行うものとする。

第9条及び第10条 削除

(同居の承認申請等)

第11条 条例第12条第1項の規定による同居の承認の申請は、市営住宅同居承認申請書(様式第9号)により行わなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第12条第1項の規定による承認をしないものとする。

(1) 当該承認後の入居者の収入の額が条例第5条第1項第2号の金額を超えることとなる場合

(2) 当該入居者が条例第42条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する場合

(3) 当該同居させようとする者が当該入居者の親族でない場合

(4) 当該同居させようとする者が条例第5条第1項第6号に規定する暴力団員である場合

(5) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第27条第1項から第5項までの規定に違反したとき。

(6) その他市長が必要と認める条件を具備しない場合

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、当該承認をすることができる。この場合において、当該申請をしようとする者は、医師の診断書等を提出しなければならない。

4 第1項の規定による申請に対し承認を与える場合は、市長は申請者に対し承認書を交付するものとする。

(同居者の異動届)

第12条 条例第12条第2項の規定による同居者の異動の届出は、市営住宅同居者異動届(様式第10号)により行わなければならない。

(氏名変更届)

第13条 条例第12条第3項の規定による氏名の変更の届出は、市営住宅入居者氏名変更届(様式第11号)により行わなければならない。

(賃貸借契約上の地位の承継)

第14条 条例第13条第1項の規定により承認を得ようとする者は、当該市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した日から起算して14日以内に市営住宅入居承継承認申請書(様式第12号)に市営住宅賃貸借契約書を添付して行わなければならない。

2 市長は、第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号及び第5号に該当する場合又は第6号に該当する場合は、条例第13条の規定による承認をするものとする。

(1) 当該入居者の入居後に婚姻し、かつ、1年以上同居している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者を含む。次号において同じ。)又は1年以上同居している条例第5条第3項第1号若しくは第2号に該当する親族

(2) 当該入居者の入居時に既に婚姻しており、入居時から引き続き同居している配偶者

(3) 平成19年3月31日以前から引き続き同居している者

(4) 当該承認後の入居者の収入の額が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第9条第1項の金額を超えない場合

(5) 当該入居者が条例第42条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない場合

(6) その他市長が必要と認める条件を具備する場合

3 第1項の規定による申請に対し承認を与える場合は、市長は申請者に対し承認書を交付するものとする。

(収入申告)

第15条 条例第15条第1項本文の規定による収入に関する申告は、収入申告書(様式第13号)に前年中の収入状況を証明する書類を添付して行わなければならない。

(収入認定及び家賃の通知等)

第16条 市長は、条例第15条第3項の規定により収入の額を認定し、及び家賃の額を決定したときは、収入認定・家賃額決定通知書(様式第14号)により当該入居者に通知するものとする。ただし、条例第14条第1項ただし書に該当する入居者については、収入の額を認定することなく家賃の額を決定し、家賃額決定通知書(様式第14号の2)により当該入居者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第28条第1項の規定により入居者を収入超過者と認定し、及び家賃の額を決定したときは、収入認定・家賃額決定・収入基準超過認定通知書(様式第15号及び第15号の2)により当該入居者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、条例第28条第2項の規定により入居者を高額所得者と認定し、及び家賃の額を決定したときは、収入認定・家賃額決定・高額所得者認定通知書(様式第16号及び第16号の2)により当該入居者に通知するものとする。

4 市長は、前3項に規定する通知を行うに当たり、あらかじめ条例第14条第4項に規定する事業主体の定める数値を告示するものとする。

(収入再認定及び家賃の通知等)

第16条の2 前条の規定は、条例第15条の2の規定により収入の額を再認定し、及び家賃の額を決定した場合について準用する。

(収入認定等に対する意見)

第17条 条例第15条第4項又は条例第28条第3項の規定により意見を述べようとする者は、前2条の通知を受けた日から1月以内に収入認定等更正申出書(様式第17号)に、その理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の意見に対する更正又は却下の決定をしたときは、申出の日から20日以内に収入認定・家賃額決定通知書により、当該申出者に通知するものとする。

(家賃の徴収等)

第18条 家賃の徴収は、市が発行する納入通知書により行うものとし、指定期限内に納

付しないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条で定めるところにより、指定期限後20日までに期限を指定して督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から10日とする。

（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等）

第19条 条例第16条第2項（条例第30条第4項、条例第32条第3項及び条例第54条において準用する場合を含む。）及び条例第17条の2第5項の規定により家賃又は遅延利息の減免又は徴収の猶予の申請をしようとする者は、市営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書（様式第18号）又は市営住宅家賃等遅延利息減免（徴収猶予）申請書（様式第18号の2）に、減免又は徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は当該申請に基づき必要な実態調査及び審査を行い、減免の可否を決定し、その結果を市営住宅家賃減免決定通知書（様式第18号の3）又は市営住宅家賃等遅延利息減免（承認・不承認）通知書（様式第18号の4）により申請者に通知するものとする。ただし、前年度に引き続き市営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書を提出した者については、この通知を行わない。

（減免の対象世帯等）

第19条の2 家賃の減免は、別表第3に定める世帯で、家賃の納付が著しく困難であると認められるものに対し、同表の定めるところにより行うものとする。

2 家賃の減免の期間は、当該家賃の減免申請があった日の属する月から最初に到来する9月末日までとする。

3 市営住宅の建替え、市営住宅制度の改正等に伴い、家賃の負担調整期間が設けられた場合の家賃の減免は、当該負担調整前にこれを行うものとする。

（減免申請に必要な添付書類）

第19条の3 第19条第1項の規定による家賃の減免を受けようとする理由を証明する書類は、減免を受けようとする事由に応じ、別表第3に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類とする。

（減免の決定の取消し）

第19条の4 市長は、第19条の2第2項に規定する家賃の減免の期間満了前に、減免

を受けることのできる事由が消滅したと認めるときは、消滅した日の属する月の翌月から減免を取り消し、当該対象者に対し、市営住宅家賃減免取消決定通知書（様式第18号の5）により通知するものとする。

（修繕費用の負担）

第19条の5 条例第20条第1項に規定する市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用のうち入居者が負担しなければならないものは、別表第4のとおりとする。

（一時不在届）

第20条 条例第24条に規定する居住しない常況となるときの届出は、市営住宅一時不在届（様式第19号）により行わなければならない。

（一部用途変更の承認申請）

第21条 条例第26条ただし書の規定による一部用途変更の承認申請は、市営住宅一部用途変更承認申請書（様式第20号）により行わなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は速やかに審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（増築等の承認申請）

第22条 条例第27条第1項ただし書の規定による工作物の設置の申請は、市営住宅工作物等設置承認申請書（様式第21号）により行わなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は速やかに審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（明渡期限の延長の申請）

第23条 条例第31条第5項の規定による明渡し期限の延長の申請は、市営住宅明渡期限延長申請書（様式第22号）により行わなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は速やかに審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

第24条 削除

（建替事業により整備される市営住宅への入居の申出）

第25条 条例第38条の規定による新たに整備される市営住宅へ入居の申出は、建替住宅再入居申込書（様式第23号）により行わなければならない。

(明渡しの届出)

第26条 条例第41条第1項の規定による市営住宅の明渡しの届出は、市営住宅返還届(様式第24号)により行わなければならない。

(社会福祉法人等の使用の申請等)

第27条 条例第44条第1項の規定による許可の申請は、市営住宅使用許可申請書(様式第25号)により行わなければならない。

2 条例第48条の規定による許可の申請は、市営住宅使用変更許可申請書(様式第25号の2)により行わなければならない。

(準用)

第28条 第19条、第20条から第22条まで及び第27条の規定は、条例第50条の規定による市営住宅の使用について準用する。

(自動車の規格)

第29条 条例第55条の規定により、駐車場の使用許可に係る自動車の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 車幅がおおむね1.8メートル以下であること。

(2) 全長がおおむね4.9メートル以下であること。

(駐車場の使用の申込み)

第29条の2 条例第57条第1項の規定により駐車場の使用の申込みをしようとする者は、駐車場使用許可申請書(様式第26号)に次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 1区画目に係る初回(自動車を変更した場合を含む。次号において同じ。)の申請
駐車場を使用する自動車の自動車検査証の写し

(2) 2区画目に係る初回の申請
駐車場を使用する自動車の自動車検査証の写し
その他市長が必要と認める書類

(3) 前2号以外の申請
市長が必要と認める書類

2 駐車場に駐車することができる自動車は、入居者又は同居者の所有する又は使用する自家用車とする。ただし、入居者又は同居者の介護のため、市長が必要と認めるものにあつては、この限りではない。

3 駐車場の使用許可申請は、1世帯につき1区画とする。ただし、同一団地内において、使用できる駐車場の空き状況によって、1世帯につき2区画を限度として申請することができる。

4 前項ただし書の規定による申請が、使用できる駐車場の設置台数を超えるときは、次の順に従う優先順位により選考し、申請をした者の優先順位が同じものについては、公開抽選により、当該駐車場の使用者を決定するものとする。

(1) 入居者又は同居者が身体障害者手帳の3級以上の交付を受けている者で、その等級がより重度のもの

(2) 通勤のため、自動車を使用している者

5 市長は、前2項の規定により使用許可申請をした者を駐車場の使用者として決定したときは、当該申請者に対し、駐車場使用許可証（様式第26号の2）を交付するものとする。

6 駐車場における盗難、自動車相互の接触又は衝突及び人身事故その他不可抗力によって生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(駐車場の使用期間)

第29条の3 駐車場の使用期間は、使用を開始した日から市営住宅の賃貸借契約が終了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、2区画目の駐車場の使用期間は、使用を開始した日から同日後最初に到来する3月末日までとする。

(駐車場の使用の変更届)

第29条の4 駐車場の使用者は、当該駐車場の使用について変更があったときは、変更があった日から起算して14日以内に駐車場使用変更届書（様式第26号の3）により届け出なければならない。

(駐車場の使用料等)

第29条の5 条例第59条第1項の規定による使用料は、別表第5のとおりとする。

2 第18条の規定は、駐車場の使用料の徴収について準用する。この場合において、同条中「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用料の減免等)

第29条の6 条例第59条第2項の規定により、市長が駐車場の使用料の減免をすることができる場合は、駐車場使用者が岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第113条第1項第1号から第5号までに規定する種別割によって課する自動車税の減免を受けているとき又は岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）第68条第1項に規定する種別割によって課する軽自動車税の減免を受けているときとし、当該使用料の半額を減免することができる。

2 条例第59条第2項の規定により、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書（様式第26号の4）に、減免又は徴収の猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、減免又は徴収の猶予の申請は世帯につき1区画を限度とする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に基づき必要な実態調査及び審査を行い、減免の可否を決定し、申請者に対し通知するものとする。

4 使用料の減免の期間は、当該使用料の減免申請があった日の属する月の初日から最初に到来する9月末日までとする。

5 市長は、前項に規定する使用料の減免の期間満了前に減免を受けることのできる事由が消滅したと認めるときは、消滅した日の属する月の翌月から減免を取り消し、当該対象者に対し、駐車場使用料減免取消決定通知書（様式第26号の5）により通知するものとする。

（明渡し期限）

第29条の7 条例第61条第1項及び第61条の2第1項の規定により、駐車場の使用許可を取消し、明渡しを請求する場合における明渡し期限は、明渡しの請求の日から1月を経過した日とする。

（駐車場の返還）

第29条の8 駐車場の使用者が、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の5日前までに、駐車場返還届（様式第26号の6）を市長に提出しなければならない。

（身分を示す証明書）

第30条 条例第64条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第27号によるもの

とする。

(指定管理者の募集)

第31条 市長は、条例第65条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定期間
- (3) 選定基準
- (4) 業務の範囲等指定管理者が行うべき事業の内容
- (5) その他市長が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第32条 条例第66条第1項の規定による申請は、岡山市営住宅指定管理者指定申請書(様式第28号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 事業計画書
- (3) 管理運営費提案書
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) 法人にあっては、法人登記簿等の登記事項証明書又は登記簿謄本
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定の基準)

第33条 条例第66条第2項第4号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市営住宅の設置目的や役割を十分理解でき、常に効率的・効果的な施設の管理・運営ができること。
- (2) 市との連携が常にとれ、指導・要請等に迅速に対応できる管理体制が確立したものであること。

(委任)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条、第4条、第7条から第25条まで及び第27条の規定は適用せず、この規則による改正前の岡山市営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条の2から第22条第1項までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成10年4月1日前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 新規則の様式については、当分の間、旧規則の様式によることができる。

附 則（平成10年市規則第71号）

この規則は、平成10年4月13日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（山ノ端市営住宅の項の次に芳田市営住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第2の改正規定は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成10年市規則第127号）

この規則は、平成10年10月26日から施行する。

附 則（平成11年市規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年市規則第26号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年市規則第206号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年市規則第139号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年市規則第 75 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年市規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年市規則第 41 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年市規則第 77 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 17 年市規則第 478 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年市規則第 309 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 19 年市規則第 324 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年市規則第 75 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年市規則第 37 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年市規則第 55 号）

改正 平成 30 年 12 月 27 日市規則第 230 号

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 29 条の改正規定及び第 29 条の次に 7 条を加える改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の岡山市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に市営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は賃貸借契約上の地位の承継をする者について適用する。
- 3 施行日前に改正前の岡山市営住宅条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、それぞれ新規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 24 年市規則第 137 号）

改正 令和 2 年 1 月 29 日市規則第 13 号

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
- 2 本市の区域内において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により記録されている者であつて、記録された期間及び廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条の規定により登録を受けた期間が継続し、かつ、それらの期間の合計が 1 年以上である者は、第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する居住の要件を満たすものとみなす。

附 則（平成 25 年市規則第 55 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市規則第 275 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年市規則第 192 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 当新田市営住宅の項の改正規定 平成 27 年 1 月 31 日

(2) 別表第 1 さくら住座の項の改正規定 平成 27 年 4 月 1 日

附 則（平成 27 年市規則第 42 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年市規則第 43 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市規則第 85 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年市規則第 156 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年市規則第 9 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の岡山市営住宅条例施行規則に定める様式による用紙のうち、この規則の施行の際現に残存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 30 年市規則第 61 号）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の岡山市営住宅条例施行規則に定める様式による用紙のうち、この規則の施行の際現に残存する用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 30 年市規則第 230 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年市規則第 13 号）抄

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年市規則第 163 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条の 3 の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	番館・号棟	所在地	竣工年度	構造	戸数	備考
葵市営住宅	1	北区葵町 2 番 8—1 号	昭和 51 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	2	北区葵町 2 番 8—2 号	昭和 51 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	3	北区葵町 2 番 8—3 号	昭和 51 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	5	北区葵町 2 番 8—4 号	昭和 51 年	簡易耐火構造 2 階建	3	

青江市営住宅	1	北区青江三丁目1番1 1号	昭和61 年	耐火構造5 階建	20	
	2	北区青江三丁目1番1 2号	昭和62 年	耐火構造4 階建	24	
網浜市営住宅	1	中区網浜796番地	昭和45 年	簡易耐火構 造平家建	5	
	2		昭和45 年	簡易耐火構 造平家建	5	
	3		昭和45 年	簡易耐火構 造平家建	5	
	4		昭和45 年	簡易耐火構 造平家建	5	
	5		昭和46 年	簡易耐火構 造2階建	6	
	6		昭和46 年	簡易耐火構 造2階建	6	
	7		昭和46 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	8		昭和48 年	簡易耐火構 造2階建	4	
	9		昭和48 年	簡易耐火構 造2階建	6	
	10		昭和48 年	簡易耐火構 造2階建	6	
	11		昭和48 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	12		昭和48 年	簡易耐火構	6	

		年	造 2 階建		
1 3		昭和 4 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	8	
1 4		昭和 5 0 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
1 5	中区網浜 8 2 7 番地 1	昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
1 6		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	3	
1 7		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
1 8		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
1 9		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
2 0		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
2 1		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
2 2		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
2 3		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
2 4		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
2 5	昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	5		

	26		昭和54年	簡易耐火構造2階建	3	
	27		昭和54年	簡易耐火構造2階建	3	
石井谷市営住宅	D-5	北区岩井二丁目6番34号	昭和47年	簡易耐火構造2階建	8	
	5-1	北区岩井二丁目5番1号	昭和63年	耐火構造3階建	6	
	5-2	北区岩井二丁目5番2号	昭和63年	耐火構造4階建	16	
いぶき市営住宅	1	北区青江三丁目14番21号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	2	北区青江三丁目14番22号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	3	北区青江三丁目14番23号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	5	北区青江三丁目14番25号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	6	北区青江三丁目14番26号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	4	
	7	北区青江三丁目14番27号	昭和53年	簡易耐火構造2階建	2	
	いわい市営住宅	C302	北区下伊福本町5番12号	昭和53年	耐火構造3階建	12
C401		北区下伊福本町5番13号	昭和53年	耐火構造4階建	24	
大井市営住宅		北区大井419番地1	昭和53年	簡易耐火構造	6	

			年	造 2 階建		
岡市営住宅	1	北区足守 8 6 番地	昭和 4 5 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	2		昭和 4 5 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	3		昭和 4 6 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
	4		昭和 4 6 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
岡西市営住宅	6-20	北区関西町 6 番 2 0 号	昭和 5 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	6-21	北区関西町 6 番 2 1 号	昭和 5 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	6-22	北区関西町 6 番 2 2 号	昭和 5 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	6-23	北区関西町 6 番 2 3 号	昭和 5 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	6-24	北区関西町 6 番 2 4 号	昭和 5 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	6-25	北区関西町 6 番 2 5 号	昭和 5 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	7-10	北区関西町 7 番 1 0 号	昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	7-11	北区関西町 7 番 1 1 号	昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	7-12	北区関西町 7 番 1 2 号	昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	

	7-13	北区関西町7番13号	昭和58年	簡易耐火構造2階建	2	
	7-14	北区関西町7番14号	昭和58年	簡易耐火構造2階建	2	
	7-15	北区関西町7番15号	昭和58年	簡易耐火構造2階建	2	
	9-15	北区関西町9番15号	昭和60年	耐火構造3階建	9	
	9-16	北区関西町9番16号	昭和60年	耐火構造3階建	9	
	9-17	北区関西町9番17号	昭和60年	耐火構造3階建	9	
	9-18	北区関西町9番18号	昭和60年	耐火構造3階建	6	
	10-24	北区関西町10番24号	平成2年	耐火構造3階建	15	
乙多見市営住宅		中区乙多見297番地1	昭和46年	簡易耐火構造2階建	5	
乙多見C市営住宅		中区神下169番地4	昭和59年	簡易耐火構造2階建	5	
乙多見D市営住宅		中区神下133番地5	昭和60年	耐火構造3階建	12	
可知市営住宅	A	東区松新町62番地4	昭和52年	簡易耐火構造2階建	2	
	B		昭和52年	簡易耐火構造2階建	2	
	C		昭和52年	簡易耐火構造3階建	3	

			年	造 2 階建		
金岡市営住宅		東区金岡西町 1 2 6 番地	昭和 2 7 年	木造平家建	1	1 号
			昭和 2 7 年	木造平家建	2	2, 3 号
			昭和 2 7 年	木造平家建	1	4 号
			昭和 2 8 年	木造平家建	2	6, 7 号
			昭和 2 8 年	木造平家建	1	8 号
			昭和 2 9 年	木造平家建	2	1 0, 1 1 号
			昭和 2 9 年	木造平家建	1	1 2 号
			昭和 2 9 年	木造平家建	2	1 4, 1 5 号
			昭和 2 9 年	木造平家建	1	1 6 号
			昭和 3 0 年	木造平家建	2	1 8, 1 9 号
			昭和 3 0 年	木造平家建	1	2 0 号
昭和 3 0 年	木造平家建	1	2 1 号			

			年			号
			昭和30年	木造平家建	1	22号
金岡砂場市営住宅		東区金岡東町一丁目8番6—6号	昭和31年	木造平家建	1	1号
		東区金岡東町一丁目8番6—5号	昭和31年	木造平家建	2	2, 3号
		東区金岡東町一丁目8番6—4号	昭和31年	木造平家建	2	4, 5号
		東区金岡東町一丁目8番6—3号	昭和31年	木造平家建	2	6, 7号
		東区金岡東町一丁目8番6—2号	昭和31年	木造平家建	2	8, 9号
		東区金岡東町一丁目8番6—1号	昭和31年	木造平家建	1	11号
		東区金岡東町一丁目8番5—5号	昭和31年	木造平家建	2	14, 15号
		東区金岡東町一丁目8番5—4号	昭和31年	木造平家建	2	16, 17号
		東区金岡東町一丁目8番5—3号	昭和31年	木造平家建	2	18, 19号
		東区金岡東町一丁目8番5—2号	昭和31年	木造平家建	2	20, 21号

		東区金岡東町一丁目8番 5—1号	昭和31 年	木造平家建	2	22, 23 号
		東区金岡東町一丁目8番 1—2号	昭和31 年	木造平家建	1	24 号
		東区金岡東町一丁目8番 1—1号	昭和31 年	木造平家建	1	25 号
川口市営住宅		東区西大寺川口206番 地	昭和28 年	木造平家建	1	1号
			昭和28 年	木造平家建	1	2号
			昭和28 年	木造平家建	1	3号
			昭和28 年	木造平家建	1	4号
			昭和28 年	木造平家建	1	5号
			昭和28 年	木造平家建	1	6号
			昭和28 年	木造平家建	1	7号
			昭和28 年	木造平家建	1	8号
			昭和28 年	木造平家建	1	9号
			昭和28 年	木造平家建	1	10 号

		東区西大寺川口 2 2 3 番地 1	昭和 3 3 年	木造平家建	1	1 1 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	1	1 2 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	1	1 3 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	1	1 4 号
神崎市営住宅	1	東区神崎町 2 6 9 8 番地	平成 1 1 年	耐火構造 5 階建	2 3	
	2		平成 1 1 年	耐火構造 5 階建	4 0	
北長瀬みずほ住座		北区野田四丁目 1 8 番 1 号	令和 2 年	耐火構造 1 4 階建	2 1 4	
吉備市営住宅		北区撫川 1 2 4 4 番地	平成 1 4 年	耐火構造 3 階建	1 5	
国富市営住宅		中区国富 1 0 2 9 番地 1	昭和 6 2 年	耐火構造 4 階建	1 6	
久保西市営住宅	A	東区久保 6 1 番地	昭和 5 1 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	B		昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	C		昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	2	
久保東市営住宅	D 5	東区久保 6 4 9 番地 1	昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	D 6		昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	2	

			年	造 2 階建		
		東区久保 6 5 0 番地 1	平成 9 年	耐火構造 2 階建	3	
久保A市営住宅		東区久保 6 8 9 番地 1	平成元年	耐火構造 3 階建	9	
久保C市営住宅		東区河本町 3 4 番地 1	平成 6 年	耐火構造 3 階建	9	
久保D市営住宅	1	東区久保 6 9 1 番地 6	昭和 5 4 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
	2		昭和 5 4 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	3	東区久保 6 9 1 番地 1	昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	5		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	2	
久保E市営住宅	1	東区河本町 3 3 番地 1	昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	2		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	3		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
久保F市営住宅	1	東区久保 5 6 4 番地 1	昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	2		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	5	
	3		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	5	

神下市営住宅	D1	中区神下471番地2	昭和48年	簡易耐火構造2階建	5	
	D2		昭和48年	簡易耐火構造2階建	5	
	D3		昭和50年	簡易耐火構造2階建	5	
	D4		昭和50年	簡易耐火構造2階建	5	
岡南町市営住宅	2-16	北区岡南町二丁目2番16号	昭和55年	耐火構造3階建	12	
河本市営住宅		東区西大寺東二丁目2番	昭和29年	木造平家建	2	1, 5号
			昭和29年	木造平家建	2	2, 6号
			昭和29年	木造平家建	2	3, 7号
		東区西大寺東二丁目2番6号	昭和29年	木造平家建	1	4号
			昭和29年	木造平家建	1	8号
		東区西大寺東二丁目2番3号	昭和29年	木造平家建	1	9号
			昭和29年	木造平家建	1	10号
		東区西大寺東二丁目2番	昭和31年	木造平家建	2	11, 16号

	昭和 3 1 年	木造平家建	2	1 2, 1 5 号
	昭和 3 1 年	木造平家建	2	1 3, 1 4 号
	昭和 3 1 年	木造平家建	2	1 7, 2 4 号
東区西大寺東二丁目 2 番 1 2 号	昭和 3 1 年	木造平家建	1	1 8 号
	昭和 3 1 年	木造平家建	1	1 9 号
東区西大寺東二丁目 2 番	昭和 3 1 年	木造平家建	2	2 0, 2 1 号
東区西大寺東二丁目 2 番 1 9 号	昭和 3 1 年	木造平家建	1	2 2 号
東区西大寺東二丁目 2 番 2 0 号	昭和 3 1 年	木造平家建	1	2 3 号
東区西大寺東二丁目 2 番 1 8 号	昭和 3 1 年	木造平家建	1	2 5 号
東区西大寺東二丁目 2 番 2 3 号	昭和 3 3 年	木造平家建	1	2 6 号
東区西大寺東二丁目 2 番 2 4 号	昭和 3 3 年	木造平家建	1	2 7 号
東区西大寺東二丁目 2 番	昭和 3 3	木造平家建	1	2 8

		25号	年			号
		東区西大寺東二丁目2番 26号	昭和33 年	木造平家建	1	29 号
		東区西大寺東二丁目3番 3号	昭和33 年	木造平家建	1	30 号
		東区西大寺東二丁目3番 2号	昭和33 年	木造平家建	1	31 号
	(旧三種)	東区西大寺東二丁目2番 3号	昭和41 年	木造平家建	1	11 号
	(旧三種)	東区西大寺東二丁目3番 67号	昭和42 年	木造平家建	3	12 ~1 4号
	(旧三種)		昭和43 年	木造平家建	1	15 号
小串市営住宅		南区小串2431番地9	昭和29 年	木造平家建	2	
五軒屋市営住宅	1	東区升田2番地3	昭和53 年	簡易耐火構 造2階建	2	
		東区豊田1番地4	昭和48 年	簡易耐火構 造平家建	2	1, 2 号
西大寺北市営住 宅	1	東区西大寺北936番地	昭和52 年	簡易耐火構 造2階建	2	
	2		昭和52 年	簡易耐火構 造2階建	2	
	3		昭和52 年	簡易耐火構 造2階建	2	
	5		昭和52 年	簡易耐火構	2	

			年	造 2 階建		
	6	東区西大寺北 9 3 7 番地	昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	7		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	8		昭和 5 5 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
西大寺浜市営住宅	1		東区西大寺浜 1 8 0 番地	平成 3 年	耐火構造 3 階建	6
	2	東区西大寺浜 1 3 4 番地	平成 5 年	耐火構造 3 階建	9	
	3	東区西大寺浜 1 3 3 番地	平成 4 年	耐火構造 4 階建	1 6	
		東区西大寺浜 1 9 0 番地	昭和 3 3 年	木造平家建	2	1, 4 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	2	2, 5 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	2	3, 6 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	2	7, 9 号
			昭和 3 3 年	木造平家建	2	8, 1 0 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	2	1 1, 1 2 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	2	1 3,

			年			14号
			昭和34年	木造平家建	2	15,16号
			昭和34年	木造平家建	2	17,18号
			昭和34年	木造平家建	1	19号
			昭和34年	木造平家建	1	20号
さくら住座	1	中区さくら住座2番1号	平成26年	耐火構造1階建	88	
	2	中区さくら住座2番2号	平成29年	耐火構造1階建	88	
下内田市営住宅	14	北区新道57番地1	昭和52年	耐火構造5階建	10	
	15		昭和52年	耐火構造5階建	30	
下内田白鳩の家	3	北区下内田町38番地	昭和31年	耐火構造4階建	16	
宿毛上東市営住宅	B	東区宿毛314番地	昭和45年	簡易耐火構造平家建	4	
	D		昭和50年	簡易耐火構造平家建	1	
宿毛上南市営住		東区宿毛249番地	昭和49年	簡易耐火構造	1	1号

宅			年	造平家建		
			昭和49年	簡易耐火構造平家建	2	2, 4号
			昭和49年	簡易耐火構造平家建	1	3号
宿毛西市営住宅		東区宿毛359番地5	昭和39年	木造平家建	1	1号
			昭和39年	木造平家建	2	2, 3号
宿毛東市営住宅		東区宿毛530番地	平成6年	耐火構造3階建	5	
宿毛南市営住宅		東区宿毛1305番地	平成4年	耐火構造3階建	6	末尾1, 2号
			平成4年	耐火構造3階建	6	末尾3, 4号
			平成4年	耐火構造3階建	6	末尾5, 6号
宿毛D市営住宅		東区宿毛1349番地1	昭和50年	簡易耐火構造平家建	4	
宿毛E市営住宅		東区宿毛1356番地2	昭和52年	簡易耐火構造2階建	5	
宿毛F市営住宅	F1	東区宿毛1356番地1	昭和57年	簡易耐火構造2階建	2	
	F2		昭和57年	簡易耐火構造	2	

			年	造 2 階建		
宿毛G市営住宅		東区宿毛 3 6 番地 1	昭和 6 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
上南市営住宅	D 1	東区豊田 1 番地 3	昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	D 2		昭和 5 5 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	D 3	東区豊田 1 番地 1	昭和 5 6 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
新堀市営住宅	C 4 0 1	東区西大寺 9 9 1 番地 1	昭和 5 2 年	耐火構造 4 階建	1 6	
	C 4 0 2		昭和 5 2 年	耐火構造 4 階建	1 6	
	D 4 0 1		昭和 5 2 年	耐火構造 4 階建	1 6	
住田市営住宅		南区妹尾 1 1 8 0 番地	平成 1 2 年	耐火構造 3 階建	1 8	
住吉A市営住宅		中区国富 1 0 4 1 番地 1	平成 2 年	耐火構造 2 階建	1 6	
住吉B市営住宅	1	中区国富 1 0 1 3 番地 1 1	昭和 5 0 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	2		昭和 5 0 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
	3		昭和 5 0 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	5		昭和 5 0 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	

	6		昭和60年	簡易耐火構造2階建	3	
高島市営住宅	C1	中区高島一丁目5番4号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	6	
	C2	中区高島一丁目5番3号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
	C3	中区高島二丁目5番2号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
	C4	中区高島二丁目5番1号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
	C5	中区高島二丁目5番11号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
	C6	中区高島二丁目5番12号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
	C43	中区高島二丁目10番2号	昭和45年	簡易耐火構造平家建	4	
	C44	中区高島二丁目10番3号	昭和45年	簡易耐火構造平家建	4	
	C201	中区高島一丁目6番8号	昭和39年	簡易耐火構造2階建	6	
	C202	中区高島一丁目6番5号	昭和39年	簡易耐火構造2階建	6	
	C203	中区高島一丁目6番1号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	6	
	C204	中区高島一丁目6番2号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	6	
	C205	中区高島一丁目6番9号	昭和40年	簡易耐火構造	6	

		年	造 2 階建		
C206	中区高島一丁目 6 番 4 号	昭和 40 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
C207	中区高島一丁目 6 番 3 号	昭和 40 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
C208	中区高島二丁目 3 番 4 号	昭和 41 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
C209	中区高島二丁目 3 番 5 号	昭和 41 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
C210	中区高島二丁目 3 番 6 号	昭和 41 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
C211	中区高島二丁目 4 番 3 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
C212	中区高島二丁目 4 番 2 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
C213	中区高島二丁目 4 番 1 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
C214	中区高島二丁目 2 番 6 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
C215	中区高島二丁目 2 番 7 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
C216	中区高島二丁目 2 番 8 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
C217	中区高島二丁目 2 番 9 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	8	
C218	中区高島二丁目 2 番 10 号	昭和 43 年	簡易耐火構 造 2 階建	8	

C219	中区高島二丁目7番2号	昭和43年	簡易耐火構造2階建	6	
C220	中区高島二丁目7番3号	昭和43年	簡易耐火構造2階建	6	
C221	中区高島二丁目7番4号	昭和43年	簡易耐火構造2階建	6	
C222	中区高島二丁目9番3号	昭和44年	簡易耐火構造2階建	6	
C223	中区高島二丁目9番2号	昭和44年	簡易耐火構造2階建	6	
C224	中区高島二丁目9番9号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	6	
C225	中区高島二丁目9番1号	昭和44年	簡易耐火構造2階建	6	
C226	中区高島二丁目9番10号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	8	
C227	中区高島二丁目11番3号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	6	
C401	中区高島一丁目7番3号	昭和41年	耐火構造4階建	24	
C402	中区高島一丁目7番1号	昭和43年	耐火構造4階建	24	
C403	中区高島二丁目6番3号	昭和43年	耐火構造4階建	24	
C404	中区高島二丁目6番10号	昭和43年	耐火構造4階建	24	
C405	中区高島二丁目6番11号	昭和44年	耐火構造4階建	24	

	号	年	階建		
C406	中区高島二丁目8番3号	昭和44年	耐火構造4階建	32	
C407	中区高島二丁目8番4号	昭和45年	耐火構造4階建	32	
C408	中区高島二丁目10番1号	昭和45年	耐火構造4階建	24	
C409	中区高島二丁目11番1号	昭和45年	耐火構造4階建	32	
D1	中区高島一丁目2番9号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	4	
D2	中区高島一丁目2番10号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	6	
D3	中区高島一丁目2番8号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	6	
D4	中区高島一丁目2番7号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	4	
D5	中区高島一丁目2番5号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	4	
D6	中区高島一丁目2番6号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	6	
D7	中区高島一丁目2番4号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	6	
D8	中区高島一丁目2番3号	昭和40年	簡易耐火構造平家建	4	
D9	中区高島一丁目2番1号	昭和39年	簡易耐火構造平家建	4	

D10	中区高島一丁目2番2号	昭和40年	簡易耐火構造平家建	4	
D11	中区高島一丁目3番4号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D15	中区高島一丁目5番2号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D16	中区高島一丁目5番1号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D17	中区高島一丁目4番11号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D18	中区高島一丁目4番6号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D19	中区高島一丁目4番5号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D20	中区高島一丁目4番10号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D21	中区高島一丁目4番7号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	3	
D22	中区高島一丁目4番4号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D23	中区高島一丁目4番1号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D24	中区高島一丁目4番9号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D25	中区高島一丁目4番8号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D26	中区高島一丁目4番3号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	

		年	造平家建		
D27	中区高島一丁目4番2号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D28	中区高島二丁目2番5号	昭和41年	簡易耐火構造平家建	4	
D29	中区高島二丁目2番4号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D30	中区高島二丁目2番3号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D31	中区高島二丁目2番2号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D32	中区高島二丁目2番1号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D33	中区高島二丁目2番11号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D34	中区高島二丁目5番6号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D35	中区高島二丁目5番5号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D36	中区高島二丁目5番4号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D37	中区高島二丁目5番3号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D38	中区高島二丁目5番10号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D39	中区高島二丁目5番9号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	5	

D40	中区高島二丁目5番8号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	
D41	中区高島二丁目5番7号	昭和43年	簡易耐火構造平家建	5	
D43	中区高島二丁目12番2号	昭和49年	簡易耐火構造平家建	5	
D44	中区高島二丁目12番3号	昭和49年	簡易耐火構造平家建	5	
D201	中区高島一丁目6番7号	昭和39年	簡易耐火構造2階建	6	
D202	中区高島一丁目6番6号	昭和39年	簡易耐火構造2階建	6	
D203	中区高島一丁目3番8号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	6	
D204	中区高島一丁目3番7号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	6	
D205	中区高島一丁目3番9号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	6	
D206	中区高島一丁目3番6号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	6	
D207	中区高島一丁目3番5号	昭和40年	簡易耐火構造2階建	8	
D208	中区高島二丁目3番3号	昭和41年	簡易耐火構造2階建	6	
D209	中区高島二丁目3番2号	昭和41年	簡易耐火構造2階建	6	
D210	中区高島二丁目3番1号	昭和41年	簡易耐火構造	6	

		年	造 2 階建		
D 2 1 1	中区高島二丁目 4 番 4 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 1 2	中区高島二丁目 4 番 5 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
D 2 1 3	中区高島二丁目 4 番 6 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 1 4	中区高島二丁目 4 番 7 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 1 5	中区高島二丁目 4 番 8 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	8	
D 2 1 6	中区高島二丁目 6 番 5 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 1 7	中区高島二丁目 6 番 4 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 1 8	中区高島二丁目 6 番 7 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造 2 階建	8	
D 2 1 9	中区高島二丁目 6 番 8 号	昭和 4 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 2 0	中区高島二丁目 6 番 9 号	昭和 4 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 2 1	中区高島二丁目 9 番 5 号	昭和 4 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 2 2	中区高島二丁目 9 番 6 号	昭和 4 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
D 2 2 3	中区高島二丁目 9 番 4 号	昭和 4 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	

D224	中区高島二丁目9番7号	昭和44年	簡易耐火構造2階建	6	
D225	中区高島二丁目9番8号	昭和44年	簡易耐火構造2階建	6	
D226	中区高島二丁目11番4号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	6	
D227	中区高島二丁目11番5号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	6	
D228	中区高島二丁目11番6号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	8	
D229	中区高島二丁目12番1号	昭和45年	簡易耐火構造2階建	8	
D401	中区高島一丁目7番2号	昭和41年	耐火構造4階建	8	
D402	中区高島二丁目7番1号	昭和43年	耐火構造4階建	24	
D403	中区高島二丁目6番2号	昭和44年	耐火構造4階建	24	
D404	中区高島二丁目6番1号	昭和44年	耐火構造4階建	24	
D405	中区高島二丁目6番12号	昭和44年	耐火構造5階建	20	
D406	中区高島二丁目8番2号	昭和44年	耐火構造4階建	32	
D407	中区高島二丁目8番1号	昭和44年	耐火構造4階建	24	
D408	中区高島二丁目8番5号	昭和45年	耐火構造4階建	32	

			年	階建		
	D409	中区高島二丁目12番5号	昭和50年	耐火構造4階建	16	
	D410	中区高島二丁目12番4号	昭和50年	耐火構造4階建	16	
竹田A市営住宅	D1	中区西川原125番地5	昭和46年	簡易耐火構造2階建	5	
	D2	中区西川原122番地5	昭和47年	簡易耐火構造2階建	5	
竹田B市営住宅	D1	中区竹田142番地2	昭和48年	簡易耐火構造2階建	6	
	D2		昭和48年	簡易耐火構造2階建	7	
玉田市営住宅	1	北区大井2592番地1	昭和51年	簡易耐火構造2階建	4	
	2		昭和51年	簡易耐火構造2階建	3	
津島北斗住座	1	北区津島福居二丁目7番1号	昭和29年	簡易耐火構造2階建	6	
	2	北区津島福居二丁目6番2号	昭和29年	簡易耐火構造2階建	4	
	3	北区津島福居二丁目6番3号	昭和29年	簡易耐火構造2階建	4	
	4	北区津島福居二丁目6番4号	昭和29年	簡易耐火構造2階建	6	
	5	北区津島福居二丁目6番5号	昭和29年	簡易耐火構造2階建	12	

6	北区津島福居二丁目6番 6号	昭和30 年	簡易耐火構 造2階建	10	
7	北区津島福居二丁目6番 7号	昭和30 年	簡易耐火構 造2階建	12	
8	北区津島福居二丁目6番 8号	昭和30 年	簡易耐火構 造2階建	12	
9	北区津島福居二丁目6番 9号	昭和30 年	簡易耐火構 造2階建	8	
10	北区津島福居二丁目7番 2号	昭和30 年	簡易耐火構 造2階建	6	
11	北区津島福居二丁目10 番30号	平成2年	簡易耐火構 造2階建	3	
12	北区津島福居二丁目9番 12号	平成2年	簡易耐火構 造2階建	2	
13	北区津島福居二丁目9番 13号	平成2年	簡易耐火構 造2階建	3	
14	北区津島福居二丁目9番 14号	平成2年	簡易耐火構 造2階建	5	
15	北区津島福居二丁目9番 15号	平成2年	簡易耐火構 造2階建	5	
16	北区津島福居二丁目8番 16号	平成4年	簡易耐火構 造2階建	2	
17	北区津島福居二丁目8番 17号	平成4年	簡易耐火構 造2階建	2	
18	北区津島福居二丁目8番 18号	平成4年	簡易耐火構 造2階建	3	
19	北区津島福居二丁目4番	平成4年	簡易耐火構	2	

		19号		造2階建		
	20	北区津島福居二丁目4番 20号	平成4年	簡易耐火構 造2階建	4	
津高市営住宅	C301	北区津高357番地1	昭和55 年	耐火構造3 階建	18	
	D302		昭和55 年	耐火構造3 階建	18	
	D303		昭和55 年	耐火構造3 階建	18	
当新田市営住宅	1	南区芳泉一丁目3番1号	昭和38 年	簡易耐火構 造2階建	4	
	2	南区芳泉一丁目3番2号	昭和33 年	簡易耐火構 造2階建	4	
	3	南区芳泉一丁目3番3号	昭和33 年	簡易耐火構 造2階建	6	
	4	南区芳泉一丁目3番4号	昭和33 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	5	南区芳泉一丁目3番5号	昭和33 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	6	南区芳泉一丁目3番6号	昭和33 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	7	南区芳泉一丁目3番7号	昭和33 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	8	南区芳泉一丁目3番8号	昭和34 年	簡易耐火構 造2階建	8	
	9	南区芳泉一丁目3番9号	昭和34 年	簡易耐火構 造2階建	8	

1 0	南区芳泉一丁目 3 番 1 0 号	昭和 3 4 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
1 1	南区芳泉一丁目 3 番 1 1 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構造 平家建	4	
1 2	南区芳泉一丁目 3 番 1 2 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構造 平家建	5	
1 3	南区芳泉一丁目 3 番 1 3 号	昭和 3 4 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
1 4	南区芳泉一丁目 3 番 1 4 号	昭和 3 4 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
1 5	南区芳泉一丁目 3 番 1 5 号	昭和 3 6 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
1 6	南区芳泉一丁目 3 番 1 6 号	昭和 3 6 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
1 7	南区芳泉一丁目 3 番 1 7 号	昭和 3 6 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
1 8	南区芳泉一丁目 3 番 1 8 号	昭和 3 6 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
1 9	南区芳泉一丁目 3 番 1 9 号	昭和 3 6 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
2 0	南区芳泉一丁目 3 番 2 0 号	昭和 3 5 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
2 1	南区芳泉一丁目 3 番 2 1 号	昭和 3 5 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
2 2	南区芳泉一丁目 3 番 2 2 号	昭和 3 5 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
2 3	南区芳泉一丁目 3 番 2 3 号	昭和 3 5 年	簡易耐火構造	6	

	号	年	造 2 階建		
2 4	南区芳泉一丁目 3 番 2 4 号	昭和 4 3 年	簡易耐火構 造平家建	4	
2 5	南区芳泉一丁目 3 番 2 5 号	昭和 3 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
2 6	南区芳泉一丁目 3 番 2 6 号	昭和 3 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	6	
3 1	南区芳泉一丁目 3 番 3 1 号	昭和 3 3 年	耐火構造 3 階建	1 8	
3 2	南区芳泉一丁目 3 番 3 2 号	昭和 3 4 年	耐火構造 3 階建	1 8	
3 3	南区芳泉一丁目 3 番 3 3 号	昭和 3 7 年	耐火構造 3 階建	1 8	
3 4	南区芳泉一丁目 3 番 3 4 号	昭和 3 6 年	耐火構造 3 階建	1 8	
3 5	南区芳泉一丁目 3 番 3 5 号	昭和 3 6 年	耐火構造 4 階建	2 4	
3 6	南区芳泉一丁目 3 番 3 6 号	昭和 3 9 年	耐火構造 4 階建	2 4	
3 7	南区芳泉一丁目 3 番 3 7 号	昭和 3 9 年	耐火構造 4 階建	2 4	
4 0	南区芳泉一丁目 3 番 4 0 号	昭和 3 7 年	耐火構造 3 階建	1 8	
4 1	南区芳泉一丁目 3 番 4 1 号	昭和 3 7 年	耐火構造 3 階建	1 8	
4 2	南区芳泉一丁目 3 番 4 2 号	昭和 3 8 年	耐火構造 3 階建	1 8	

	4 3	南区芳泉一丁目 3 番 4 3 号	昭和 3 8 年	耐火構造 3 階建	1 8	
	5 1	南区当新田 4 9 0 番地 1	昭和 3 5 年	耐火構造 4 階建	2 4	
	5 2		昭和 3 5 年	耐火構造 4 階建	2 4	
	5 3		昭和 3 8 年	耐火構造 4 階建	2 4	
	5 8	南区芳泉一丁目 3 番 5 8 号	昭和 3 9 年	耐火構造 4 階建	8	
富原A市営住宅	A 1	北区富原 1 8 5 4 番地	昭和 6 1 年	簡易耐火構造 2 階建	2	
	A 2		昭和 6 1 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	A 3		昭和 6 1 年	簡易耐火構造 2 階建	2	
	A 4		昭和 6 1 年	簡易耐火構造 2 階建	2	
富原B市営住宅	B 1	北区富原 5 8 2 番地 2	昭和 5 4 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	B 2		昭和 5 4 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	B 3		昭和 5 4 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	B 5	北区富原 5 9 6 番地 1	昭和 5 8 年	簡易耐火構造 2 階建	2	
	B 6		昭和 5 8 年	簡易耐火構造	2	

			年	造 2 階建		
	B 7		昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	B 8		昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
	B 9		昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	2	
富原C市営住宅	C 1	北区富原 1 1 9 5 番地 1	昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
	C 2		昭和 5 4 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
	C 3	北区富原 1 1 9 6 番地 1	昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	3	
	C 5		昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	3	
	C 6		昭和 5 8 年	簡易耐火構 造 2 階建	3	
長岡市営住宅		中区長岡 2 9 2 番地	昭和 2 9 年	木造平家建	2	9, 1 0 号
			昭和 2 9 年	木造平家建	2	1 5, 1 6 号
			昭和 3 0 年	木造平家建	2	2 1, 2 2 号
			昭和 3 0 年	木造平家建	2	2 3, 2 4

						号
中川市営住宅		東区中川町 2 4 5 番地	昭和 3 4 年	木造平家建	1	2 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	1	3 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	1	4 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	2	5, 6 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	2	7, 8 号
			昭和 3 4 年	木造平家建	2	9, 10 号
西市市営住宅	1	南区新保 1 0 0 9 番地 1	平成 5 年	耐火構造 4 階建	1 6	
	2		平成 5 年	耐火構造 4 階建	1 7	
	3		平成 5 年	耐火構造 4 階建	1 6	
	4	南区新保 1 0 1 6 番地 1	平成 5 年	耐火構造 5 階建	4 0	
	5	南区新保 1 0 1 6 番地 2	平成 6 年	耐火構造 7 階建	5 6	
	6	南区万倍 1 1 2 番地 2	平成 6 年	耐火構造 3 階建	8	
	7		平成 6 年	耐火構造 3 階建	6	

	8		平成6年	耐火構造4 階建	17	
	9	南区西市123番地1	平成8年	耐火構造7 階建	56	
	11	南区万倍121番地6	平成7年	耐火構造6 階建	36	
	12		平成7年	耐火構造4 階建	24	
	13		平成7年	耐火構造4 階建	24	
花園市営住宅	5-16	中区東山四丁目5番16号	昭和61年	耐火構造3 階建	10	
	5-17	中区東山四丁目5番17号	昭和59年	耐火構造3 階建	12	
	5-18	中区東山四丁目5番18号	昭和59年	耐火構造3 階建	12	
	5-19	中区東山四丁目5番19号	昭和60年	耐火構造3 階建	6	
	5-20	中区東山四丁目5番20号	昭和60年	耐火構造3 階建	6	
浜A市営住宅	6-1	中区浜一丁目6番1号	昭和63年	耐火構造3 階建	9	
	6-2	中区浜一丁目6番2号	昭和63年	耐火構造4 階建	16	
	6-3	中区浜一丁目6番3号	平成元年	耐火構造4 階建	8	
浜C市営住宅		中区浜一丁目4番21号	平成8年	耐火構造2	6	

				階建		
浜D市営住宅	D1	中区浜一丁目3番21号	昭和47年	簡易耐火構造2階建	5	
	D2	中区浜一丁目3番22号	昭和47年	簡易耐火構造2階建	2	
浜E市営住宅	1	中区浜一丁目8番11号	昭和49年	簡易耐火構造2階建	6	
	2	中区浜一丁目8番12号	昭和49年	簡易耐火構造2階建	5	
	3	中区浜一丁目8番13号	昭和49年	簡易耐火構造2階建	5	
	4	中区浜一丁目8番14号	昭和49年	簡易耐火構造2階建	4	
浜F市営住宅	1	中区西川原一丁目7番1号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	5	
	2	中区西川原一丁目7番2号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	6	
浜G市営住宅	1	中区浜三丁目10番51号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	2	中区浜三丁目10番52号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	3	中区浜三丁目10番53号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	5	中区浜三丁目10番55号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	
	6	中区浜三丁目10番56号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	3	

	7	中区浜三丁目10番57号	昭和50年	簡易耐火構造2階建	4	
	8	中区浜三丁目10番58号	昭和55年	簡易耐火構造2階建	2	
	9	中区浜三丁目10番59号	昭和55年	簡易耐火構造2階建	3	
	10	中区浜三丁目10番60号	昭和55年	簡易耐火構造2階建	3	
東岡山A市営住宅		中区神下426番地1	昭和63年	耐火構造3階建	12	
東岡山B市営住宅	1	中区神下467番地2	昭和61年	耐火構造3階建	12	
	2	中区神下468番地	平成2年	耐火構造3階建	18	
	3	中区神下191番地1	平成4年	耐火構造3階建	18	
東岡山D市営住宅	D301	中区神下77番地2	昭和52年	耐火構造3階建	12	
	D302		昭和52年	耐火構造3階建	12	
	D303		昭和55年	耐火構造3階建	12	
東ヶ丘市営住宅	C201	中区四御神836番地	昭和46年	簡易耐火構造2階建	6	
	C202		昭和46年	簡易耐火構造2階建	8	
	C203		昭和46年	簡易耐火構造	8	

		年	造 2 階建		
C 2 0 4		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 0 5		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
C 2 0 6		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
C 2 0 7		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 0 8		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 0 9		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 1 0		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 1 1		昭和 4 6 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 1 2		昭和 4 7 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
C 2 1 3		昭和 4 7 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
C 2 1 4		昭和 4 8 年	簡易耐火構造 2 階建	5	
C 2 1 5		昭和 4 8 年	簡易耐火構造 2 階建	8	
C 2 1 6		昭和 4 8 年	簡易耐火構造 2 階建	8	

C217	昭和48年	簡易耐火構造2階建	8	
C218	昭和48年	簡易耐火構造2階建	8	
C219	昭和49年	簡易耐火構造2階建	7	
C220	昭和49年	簡易耐火構造2階建	4	
C221	昭和49年	簡易耐火構造2階建	6	
C222	昭和49年	簡易耐火構造2階建	6	
C223	昭和49年	簡易耐火構造2階建	8	
C224	昭和49年	簡易耐火構造2階建	6	
C225	昭和49年	簡易耐火構造2階建	7	
C501	昭和46年	耐火構造5階建	30	
C502	昭和46年	耐火構造5階建	30	
C503	昭和46年	耐火構造5階建	20	
C504	昭和47年	耐火構造5階建	30	
C505	昭和47年	耐火構造5階建	20	

		年	階建		
C506		昭和47年	耐火構造5階建	20	
C507		昭和47年	耐火構造5階建	20	
C508		昭和49年	耐火構造5階建	20	
C509		昭和49年	耐火構造5階建	30	
C510		昭和49年	耐火構造5階建	20	
C511		昭和49年	耐火構造5階建	20	
C512		昭和49年	耐火構造5階建	20	
C513		昭和49年	耐火構造5階建	20	
C514		昭和50年	耐火構造5階建	20	
C515		昭和51年	耐火構造5階建	10	
C516		昭和51年	耐火構造5階建	10	
D201		昭和46年	簡易耐火構造2階建	8	
D202		昭和46年	簡易耐火構造2階建	4	

	D203		昭和46年	簡易耐火構造2階建	8	
	D204		昭和48年	簡易耐火構造2階建	8	
	D205		昭和48年	簡易耐火構造2階建	8	
	D206		昭和49年	簡易耐火構造2階建	5	
	D207		昭和49年	簡易耐火構造2階建	5	
	D208		昭和49年	簡易耐火構造2階建	5	
	D209		昭和49年	簡易耐火構造2階建	3	
	D210		昭和49年	簡易耐火構造2階建	4	
	D211		昭和49年	簡易耐火構造2階建	5	
	D212		昭和49年	簡易耐火構造2階建	7	
	D501		昭和46年	耐火構造5階建	20	
東谷市営住宅	7-28	北区三門西町7番28号	昭和54年	耐火構造4階建	8	
	7-29	北区三門西町7番29号	昭和54年	耐火構造3階建	6	
	7-30	北区三門西町7番30号	昭和54年	耐火構造3階建	6	

			年	階建		
	7-31	北区三門西町7番31号	昭和54年	耐火構造4階建	8	
	7-32	北区三門西町7番32号	昭和54年	耐火構造4階建	8	
一日市市営住宅		東区一日市518番地2	昭和46年	簡易耐火構造平家建	4	
平井市営住宅	1	中区平井三丁目971番地1	昭和63年	耐火構造4階建	16	
	2		昭和63年	耐火構造3階建	11	
	3		昭和63年	耐火構造4階建	16	
	4		昭和63年	耐火構造3階建	9	
	5		昭和63年	耐火構造4階建	16	
	6		昭和63年	耐火構造3階建	9	
	7	中区平井三丁目957番地1	平成2年	耐火構造3階建	12	
	8		平成2年	耐火構造3階建	12	
	9		平成2年	耐火構造5階建	30	
		10	中区平井四丁目10番10号	平成元年	耐火構造3階建	6

	1 1	中区平井四丁目 1 0 番 1 1 号	平成元年	耐火構造 3 階建	1 2	
	1 2	中区平井四丁目 1 1 番 1 2 号	平成元年	耐火構造 3 階建	6	
	1 3	中区平井四丁目 1 1 番 1 3 号	平成元年	耐火構造 4 階建	1 6	
	1 4	中区平井四丁目 1 2 番 1 4 号	平成元年	耐火構造 4 階建	1 2	
	1 5	中区平井四丁目 1 2 番 1 5 号	平成元年	耐火構造 3 階建	9	
福浜市営住宅	1	南区福浜西町 5 番 1 号	平成 1 4 年	耐火構造 2 階建	1 0	
	2	南区福浜西町 5 番 2 号	平成 1 4 年	耐火構造 3 階建	1 5	
藤田都市営住宅		南区藤田 2 9 8 番地	昭和 3 8 年	木造平屋建	2	7, 8 号
			昭和 3 8 年	木造平家建	2	9, 1 0 号
二日市市営住宅	1 6	北区二日市町 2 9 8 番地 1	昭和 5 5 年	耐火構造 3 階建	6	
松崎市営住宅	1	北区富原 2 1 8 0 番地 2	昭和 4 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	3	
	2		昭和 4 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	4	
	3		昭和 4 7 年	簡易耐火構 造 2 階建	5	
	4	北区富原 2 1 7 9 番地	昭和 4 9	簡易耐火構	6	

			年	造 2 階建		
	5		昭和 4 9 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
湊市営住宅	C 3 0 1	中区湊 3 1 5 番地	昭和 5 2 年	耐火構造 3 階建	1 8	
	C 3 0 2		昭和 5 2 年	耐火構造 3 階建	1 8	
	C 3 0 5		昭和 5 2 年	耐火構造 3 階建	1 8	
	C 3 0 6		昭和 5 2 年	耐火構造 3 階建	1 2	
	D 3 0 3		昭和 5 2 年	耐火構造 3 階建	1 2	
	D 3 0 4		昭和 5 2 年	耐火構造 3 階建	1 2	
宮の里市営住宅	6	中区乙多見 2 6 5 番地 1	昭和 5 7 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	7		昭和 5 7 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
海吉市営住宅	C 3 0 1	中区海吉 2 1 3 1 番地 1	昭和 5 8 年	耐火構造 3 階建	6	
	C 3 0 3		昭和 5 8 年	耐火構造 3 階建	1 8	
	D 3 0 2		昭和 5 8 年	耐火構造 3 階建	1 8	
	D 3 0 4		昭和 5 8 年	耐火構造 3 階建	1 8	

山田西市営住宅	1	東区久保305番地1	平成6年	耐火構造2階建	4	
	2		平成6年	耐火構造2階建	4	
山田南市営住宅		東区久保296番地	昭和39年	木造平家建	1	1号
			昭和39年	木造平家建	2	2, 3号
山田B市営住宅		東区富崎700番地2	平成元年	耐火構造4階建	16	
山田D市営住宅	D2	東区久保432番地3	昭和53年	簡易耐火構造2階建	2	
山田E市営住宅	3	東区久保362番地8	昭和50年	簡易耐火構造平家建	3	
	E	東区久保363番地11	昭和51年	簡易耐火構造2階建	3	
	E5	東区久保362番地2	昭和53年	簡易耐火構造2階建	2	
山田F市営住宅	F1	東区久保302番地	昭和52年	簡易耐火構造2階建	3	
	F2		昭和52年	簡易耐火構造2階建	3	
	F3		昭和52年	簡易耐火構造2階建	3	
山田G市営住宅	G1	東区久保308番地	昭和56年	簡易耐火構造2階建	2	
	G2		昭和56年	簡易耐火構造	3	

			年	造 2 階建		
	G 3		昭和 5 6 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
山田H市営住宅		東区久保 4 2 6 番地 5	昭和 5 8 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
山田I市営住宅	1	東区久保 3 3 3 番地 2	昭和 5 8 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	2		昭和 5 8 年	簡易耐火構造 2 階建	6	
山ノ端市営住宅	1	東区檜原 7 8 9 番地 2	昭和 4 3 年	簡易耐火構造 平家建	4	
	2		昭和 4 3 年	簡易耐火構造 平家建	4	
芳田市営住宅	1	南区新保 6 9 8 番地 2	平成 9 年	耐火構造 8 階建	8 0	
	2		平成 9 年	耐火構造 8 階建	7 0	
隆勝崎市営住宅	1	東区宿毛 6 2 3 番地 6	昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	2		昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	3		昭和 5 2 年	簡易耐火構造 2 階建	4	
	5	東区宿毛 6 2 3 番地 4	昭和 5 3 年	簡易耐火構造 2 階建	3	
	6		昭和 5 3 年	簡易耐火構造 2 階建	5	

	7		昭和53年	簡易耐火構造2階建	5	
熊谷尻市営住宅		北区御津矢原1175番地	昭和40年	木造平家建	1	1号
			昭和40年	木造平家建	1	2号
			昭和40年	木造平家建	1	5号
			昭和40年	木造平家建	1	6号
丹後市営住宅		北区御津伊田180番地1	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	1～4号
			昭和43年	簡易耐火構造平家建	6	5～10号
			昭和44年	簡易耐火構造平家建	2	11, 12号
			昭和44年	簡易耐火構造平家建	6	13～18号
			昭和46年	簡易耐火構造平家建	4	21～24号
中須賀市営住宅		北区御津矢原384番地2	昭和39年	木造平家建	1	A—1号
			昭和39年	木造平家建	1	A—2号

			年			号
			昭和39年	木造平家建	1	A-3号
			昭和39年	木造平家建	1	A-5号
			昭和39年	木造平家建	1	A-6号
			昭和39年	木造平家建	1	A-7号
			昭和39年	木造平家建	1	A-8号
			昭和39年	木造平家建	1	A-10号
			昭和39年	木造平家建	1	A-11号
			昭和39年	木造平家建	1	A-12号
			昭和40年	木造平家建	1	2-11号
			昭和40年	木造平家建	1	2-12号
			昭和40年	木造平家建	1	2-13号
			昭和40年	木造平家建	1	2-15号
			昭和40年	木造平家建	1	2-16号

虫名市営住宅		北区御津野々口74番地	昭和40年	木造平家建	1	1号
			昭和40年	木造平家建	1	6号
			昭和40年	木造平家建	1	8号
			昭和40年	木造平家建	1	11号
明石山市営住宅		南区彦崎336番地	昭和39年	木造平家建	1	2号
			昭和39年	木造平家建	1	3号
			昭和39年	木造平家建	1	4号
			昭和39年	木造平家建	1	5号
			昭和39年	木造平家建	1	7号
			昭和39年	木造平家建	1	8号
			昭和39年	木造平家建	1	9号
			昭和39年	木造平家建	1	10号
奥迫川市営住宅		南区奥迫川30番地	昭和42年	木造平家建	1	1-1号
			昭和42年	木造平家建	1	1-1号

			年			2号
			昭和42年	木造平家建	1	1—3号
			昭和42年	木造平家建	1	1—4号
		南区奥迫川21番地2	昭和42年	簡易耐火構造平家建	6	2—1～2—6号
迫川市営住宅		南区迫川1020番地	昭和39年	木造平家建	2	1, 2号
			昭和39年	木造平家建	2	3, 4号
			昭和39年	木造平家建	2	5, 6号
			昭和39年	木造平家建	2	7, 8号
			昭和39年	木造平家建	2	9, 10号
馬場市営住宅		南区彦崎3017番地	昭和37年	木造平家建	1	1—1号
			昭和37年	木造平家建	1	1—2号
			昭和37年	木造平家建	1	1—3号
			昭和37年	木造平家建	1	1—4号

			昭和37年	木造平家建	2	2—1, 2—2号
			昭和37年	木造平家建	2	2—3, 2—4号
			昭和37年	木造平家建	2	2—5, 2—6号
彦崎市営住宅		南区彦崎3032番地	昭和52年	木造平家建	1	1号
			昭和52年	木造平家建	1	2号
石引市営住宅	1	北区建部町福渡255番地	昭和45年	簡易耐火構造平家建	6	1, 2, 3, 5, 6, 7号
	2		昭和45年	簡易耐火構造平家建	4	8～11号
教職員市営住宅		北区建部町福渡397番地	昭和41年	木造平屋建	1	6号

中田市営住宅	1	北区建部町中田456番地	昭和45年	簡易耐火構造平家建	6	1, 2, 3, 5, 6, 7号
	2		昭和45年	簡易耐火構造平家建	3	8, 9, 11号
	3		昭和46年	簡易耐火構造平家建	4	12 ~ 15号
	4		昭和46年	簡易耐火構造平家建	4	16 ~ 19号
	5		昭和46年	簡易耐火構造平家建	6	20 ~ 25号
	6		昭和47年	簡易耐火構造平家建	6	26 ~ 31号
笹岡市営住宅	C1	東区瀬戸町笹岡1267番地1	昭和49年	簡易耐火構造平家建	4	
瀬戸市営住宅	1	東区瀬戸町下404番地	昭和55年	耐火構造3階建	12	
	2		昭和55年	耐火構造3階建	12	

瀬戸江西市営住宅	1	東区瀬戸町下331番地3	昭和62年	耐火構造3階建	12	
	2		昭和62年	耐火構造3階建	18	
多田原市営住宅	B1	東区瀬戸町万富1940番地1	昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	1, 2, 3, 5号
	B2		昭和43年	簡易耐火構造平家建	4	1, 2, 3, 5号
	B3	東区瀬戸町万富1940番地5	昭和44年	簡易耐火構造平家建	4	1, 2, 3, 5号
	B4		昭和44年	簡易耐火構造平家建	3	
	B5		昭和44年	簡易耐火構造平家建	3	
	B6		昭和44年	簡易耐火構造平家建	4	
	B7	東区瀬戸町万富1892番地	昭和45年	簡易耐火構造平家建	5	
	B8		昭和45年	簡易耐火構造平家建	5	
	B9		昭和45年	簡易耐火構造平家建	4	

			年	造平家建		
B10			昭和45年	簡易耐火構造平家建	5	
B11			昭和45年	簡易耐火構造平家建	4	
B12	東区瀬戸町万富1855番地1		昭和47年	簡易耐火構造平家建	5	
B13			昭和47年	簡易耐火構造平家建	4	
B14			昭和47年	簡易耐火構造平家建	3	
B15	東区瀬戸町万富1927番地		昭和42年	木造平家建	1	1号
			昭和42年	木造平家建	1	2号
			昭和42年	木造平家建	1	3号
			昭和42年	木造平家建	1	4号
B16			昭和42年	木造平家建	2	1, 2号
			昭和42年	木造平家建	2	3, 4号
万富市営住宅	A	東区瀬戸町万富508番地	昭和38年	木造平家建	1	1-1号
			昭和38年	木造平家建	1	1-3号

		昭和38年	木造平家建	1	1—5号
		昭和38年	木造平家建	1	1—7号
	東区瀬戸町万富507番地	昭和38年	木造平家建	1	1—2号
		昭和38年	木造平家建	1	1—4号
		昭和38年	木造平家建	1	1—6号
		昭和38年	木造平家建	1	2—1号
	東区瀬戸町万富512番地	昭和38年	木造平家建	1	1—8号
		昭和38年	木造平家建	1	1—9号
		昭和38年	木造平家建	1	1—10号
	東区瀬戸町万富531番地	昭和38年	木造平家建	2	2—2, 2—3号
		昭和38年	木造平家建	2	2—4, 2—5号

別表第2（第5条の2関係）

特定世帯向住宅の区分	名称	番館・号棟	号室
下肢障害者向住宅	青江市営住宅	1	102, 103
	乙多見D市営住宅		104
	神崎市営住宅	1	103, 104
	北長瀬みずほ住座		103, 104, 105, 106, 107, 108
	さくら住座	1	101, 105, 106
		2	101, 105, 106
	新堀市営住宅	C401	1-4
	住田市営住宅		104, 105
	高島市営住宅	D43	2-5
		D409	1, 2, 9, 10
	津高市営住宅	C301	2, 7
	西市市営住宅	1	103, 104
		5	106-108
		7	101, 102
	平井市営住宅	9	101, 102
		11	101, 104
	福浜市営住宅	2	104, 105
	湊市営住宅	C306	2, 7
	海吉市営住宅	C303	8, 13
	芳田市営住宅	2	101-103
シルバーハウジング	西市市営住宅	9	103-106, 203-206, 303-306, 403-406, 503-506, 603-606, 703-706

	芳田市営住宅	2	106—110, 206—210, 306—310, 406—410, 506—510, 606—610, 706—710, 806—810
多人数世帯向住宅	岡西市営住宅	7—12	1
	住吉B市営住宅	6	3
	浜G市営住宅	8	1, 2
	平井市営住宅	4	101

別表第3（第19条の2関係）

減免を受けることのできる世帯	減免する家賃額	申請に必要な添付書類
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく住宅扶助を受けている世帯で、家賃が住宅扶助限度額を超えているもの	家賃と住宅扶助限度額との差額相当額	生活保護を受給していることを証明する書類
2 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき住民税が非課税とされている世帯	家賃の50パーセントの額	住民税課税証明書
3 地方税法に基づき住民税が均等割のみ課税されている世帯	家賃の30パーセントの額	住民税課税証明書
4 病気、災害等により住民税が減免されている世帯		住民税変更（減免）通知書
5 政令月収104,000	家賃の20パーセントの額	戸籍全部事項証明書, 児童扶養

円以下のひとり親世帯		手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し
6 政令月収104,000円以下の障害者世帯（身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳A又は身体障害者手帳3級と療育手帳Bの重複障害のある人を含む世帯）		身体障害者手帳又は厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳
7 制度の改正等により、市長が特に家賃減免を必要と認める世帯	市長が別に定める額	
8 年度中途において収入が著しく減少した世帯	減免前の家賃から世帯の所得月額の平均に応じて再計算して得た家賃の額を控除した額	収入が著しく減少したことを証する書面
9 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）に基づく住宅支援給付を受けている世帯で、家賃が住宅支援給付限度額を超えているもの	家賃と住宅支援給付限度額との差額相当額	中国残留邦人等支援法に基づく支援給付を受給していることを証明する書類

備考

- 1 この表において「政令月収」とは、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。
- 2 この表による家賃の減免額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 この表による減免後の家賃額が2,000円未満となるときは、当該減免後の家賃額は、2,000円とする。
- 4 この表の各項に定める減免事由が重複する世帯については、第8項に規定する減免事由と重複する場合を除き、重複してこれを行わない。
- 5 生活保護法に基づく住宅扶助が認定されている世帯については、第1項に規定する減免事由のみ適用する。
- 6 中国残留邦人等支援法に基づく住宅支援給付が認定されている世帯については、第9項に規定する減免事由のみ適用する。

別表第4（第19条の5関係）

1 建物専用部分

(1) 建築

建 具	玄関ドア	鍵の紛失等による錠の取替え	
		鍵の紛失及び破損	
関 係	外部建具	金属製外 部建具	ガラス及びアルミパネルの破損
		木製外部 建具	ガラスの破損
	内部建具	金属製扉	ガラス及びアルミパネルの破損
		木製扉	ガラスの破損
		ふすま紙及び障子紙の破れ、汚損及び貼り替え	
床	和室	畳表及び縁の汚損、汚れ、傷、摩耗及び表替え	
関 係	洋室	仕上材等	板張りの汚損及び傷
			塩ビシート（クッションフローア）の汚損及び傷

	浴室	モルタル塗り等の汚損及びかび	
	バルコニー	モルタル塗り等の汚損及びかび	
	玄関土間	モルタル塗り等の汚損及びかび	
天井 及び 壁 関係	天井	仕上材等	ペンキ塗り，吹付け，プラスター塗り，クロス貼り等の汚損及びかび（いずれも雨漏り等による場合を除く。）
			各種化粧ボード張りの汚損及びかび（いずれも雨漏り等による場合を除く。）
	壁	仕上材等	ペンキ塗り，吹付け及びプラスター塗りの汚損及びかび（いずれも雨漏り等による場合を除く。）
			各種化粧ボード張りの汚損及びかび（いずれも雨漏り等による場合を除く。）
その他	化粧柱，天井回り縁，額縁等の傷，汚損及びかび		
備 品 及 び 雑 関 係	台所	流し台及びコンロ台の汚損及び表面材の傷	
		吊戸棚及び水切棚の汚損及び表面材の傷	
	玄関	表札差しの脱落及び紛失	
		下駄箱の汚損	
	附帯設備	テラス下屋（波板）（市設置分）の汚損	
	その他	クーラー用スリーブのキャップの破損及び紛失	
鏡（市設置分）の破損			
害虫駆除等	害虫（ネズミ，ヘビ，ムカデ，ダニ等）の駆除		

(2) 設備

給 排 水 衛 生 設	給水	水栓器具（台所，浴室，洗面所，便所及び洗濯機置場）のパッキンの劣化による漏水及び取替え
	排水	排水管（台所，浴室，洗面所，便所，洗濯機置場及びバルコニー）のつまり（共用部分を除く。）
		トラップ（台所，浴室，洗面所，便所及び防水パン）のつまり（共用部分を除く。）

備 関 係	便所	便器のつまり（共用部分を除く。）
	浴室及びそ の他	浴槽の蓋（市設置分）
		洗面器及び手洗い器のつまり（共用部分を除く。）
		鎖，ゴム栓及び目皿の紛失及び損耗
		洗面化粧棚の汚損及び傷
		防水パン（浴室及び洗濯機置場）の破損及びつまり（共用部分を除く。）
		ユニットバス（浴室）の破損及びつまり（共用部分を除く。）
ガス設備関係		機器接続強化ホースの腐食等
		専用部分の排気筒（中層耐火構造の共用排気筒を除く。）
電 気 設 備 関 係	配線	電気配線，安全ブレーカー及び分電盤の予備回路（2次側）の増設等
		スイッチ及びコンセントのプレートの破損
	照明器具	入居者設置分の破損及び機能不良
		電球，蛍光灯及び点灯管の球切れ
その他	換気扇の汚損	
	キッチンフード（内部フード）の汚損及びさび	

2 屋外附帯施設等

(1) 建築

屋外施設関係	敷地内通路の雨水側溝及び雨水排水ますの清掃（暗渠及び重量蓋の明渠のつまりの清掃を除く。）
	団地敷地内（一般）の除草
造園施設関係	植樹（低木）の剪定，枝払い，消毒等

(2) 設備

排水	雨水雑排水ますのつまり及び清掃不備による排水不良
	U型，L型及びV型雨水排水溝のつまり及び清掃不備による排水不良

3 集会所（建築及び設備）

天井，壁，床及 び内部建具関係	各種化粧ボード張り，コンクリート打ち放し，各種ボード張りの上（ペンキ塗り，吹付け及びクロス貼り），プラスター塗り，モルタル塗り，タイ
--------------------	--------------------------------------------------------------------

	ル貼り，Pタイル貼り，塩ビシート貼り，畳敷き，その他仕上げ，敷居，鴨居，木製出入口枠及び押し入れ中棚板の汚損，傷，畳の表替え及びふすま紙の貼り替え
給排水衛生設備	水栓器具のパッキンの劣化による漏水及びパッキンの取替え
関係	排水管，トラップ，目皿，中皿及びわん（流し，洗面器及び手洗い器）のつまり，清掃及び紛失
	洗面器，手洗器及び便器のつまり
電気設備関係	照明器具，白熱灯，蛍光灯及び点灯管の球切れ
その他	換気扇，ガラス及び鏡の汚損
	敷地内の除草，樹木（低木）の剪定，枝払い，消毒等

別表第5（第29条の5関係）

名称	使用料
石井谷市営住宅駐車場	1,500円
いわい市営住宅駐車場	1,500円
岡西市営住宅駐車場	1,500円
神崎市営住宅駐車場	1,500円
北長瀬みずほ住座駐車場	3,000円
吉備市営住宅駐車場	1,500円
さくら住座駐車場	1,500円
住田市営住宅駐車場	1,500円
瀬戸市営住宅駐車場	1,500円
瀬戸江西市営住宅駐車場	1,500円
竹田B市営住宅	1,500円
津島北斗住座駐車場	1,500円
津高市営住宅駐車場	1,500円
当新田市営住宅駐車場	1,500円
西市市営住宅駐車場	1,500円

浜C市営住宅駐車場	1, 5 0 0 円
東谷市営住宅駐車場	1, 5 0 0 円
平井市営住宅駐車場	2, 0 0 0 円
福浜市営住宅駐車場	1, 5 0 0 円
海吉市営住宅駐車場	1, 5 0 0 円
芳田市営住宅駐車場	1, 5 0 0 円

様式第1号（第4条関係）

市営住宅入居申込書

年 月 日

岡山市長 様

申込者氏名

私及び各世帯員は岡山市営住宅に入居したいので、暴力団員ではないことを誓約し、次のとおり申込みをします。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議はありません。

また、入居者資格の審査に必要な場合には、私及び各世帯員の資格について、岡山市において調査確認することを承諾します。

申込者	現住所	〒 ()		電話番号 ()		—
入居しようとする人	フリガナ氏名	続柄	生年月日	勤務先・職業		
		申込者		TEL		
				TEL		
				TEL		
				TEL		
住居	住宅の種類			部屋数	家賃・部屋代	
	借家 持家	親族の家に同居 その他 ()				
住宅に 困窮して いる理由	非住宅 不完全施設 老朽危険	狭小過密 高家賃 世帯分離	他世帯と同居 親族と別居 遠距離通勤	立退要求 (年 月期限) その他 ()		

区分	団地名	番館(号棟)	号	間取	階別	種別
	住宅					一般 下肢 シルバー 多人数

※ 裏面のアンケートにご協力ください。

下の欄は記入しないでください。

受付	収入基準額	受付番号	該当要件	抽選番号	抽選結果
			老人 障害者 ひとり親 DV被害者 犯罪被害者		

様式第1号(第4条関係)

以下はアンケートです。該当する番号に○印、または()内に記入してください。
入居の決定には関係ありません。

1. 市営住宅への申込みは、今回が何回目ですか。
()回目
2. 今回の申込みに当たって、他の住宅や施設を探しましたか。問い合わせたり、探したりしたもの全てに○をつけてください。
(1) 民間の賃貸住宅 (2) 他の市町村営住宅 (3) 県営住宅 (4) 雇用促進住宅
(5) ケアハウスなどの高齢者施設 (6) その他()
(7) ほかは探していない
3. 世帯の主たる収入は何ですか。1つお選びください。
(1) 給与 (2) 年金 (3) 自営 (4) 生活保護
(5) 親族の援助 (6) 預貯金 (7) その他()
4. 支払い可能な家賃はいくらまでですか。
(1) 10,000円以内 (2) 20,000円以内 (3) 30,000円以内
(4) 40,000円以内 (5) 50,000円以内 (6) 50,000円超
5. 市営住宅に入居された場合、いつまで入居を予定していますか。1つお選びください。
(1) 家族又は本人が学校を卒業するまで (2) 短期間でよいので、とにかく当面の住居が必要
(3) 自分の住居が購入できるまで (4) 新たな住居が決まるまで
(5) 新たな職に就くまで (6) 高齢者施設に入所するまで
(7) 一生涯 (8) その他()
6. 住宅に困窮している程度を1つお選びください。
(1) 希望する物件でなくてもよいので、直ちに市営住宅に入居したい
(2) 希望する物件でなくてもよいので、できる限り早く市営住宅に入居したい
(3) 希望する場所が空くまで応募したい
(4) 希望する場所が空くまで応募したいが、状況によっては希望する物件でなくてもよいので市営住宅に入居したい
7. 今回の住宅を選ばれた理由を該当するもの全てに○をつけてください。
(1) 築年数が短いため
(2) 交通の便がよいため
(3) 通勤、通学、通院の便がよいため
(4) 倍率が他の市営住宅と比べて低そうであるため
(5) 家賃が安い
(6) 別になし
8. 今までに、民間の賃貸住宅への入居をこぼされたことがありますか。
(1) ある (2) ない
理由：ある場合、よろしければ、理由をお聞かせください。
()
9. 過去に市営住宅や県営住宅に住まれたことがありますか。
(1) ある (2) ない

ご協力ありがとうございました。

様式第2号(第4条関係)

単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏名		生年月日	年 月 日(歳)
住所			

1 あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護を必要としますか。

(該当するものにマル印を付けてください。)

- ①必要とする ②必要としない

◎上記1で「必要とする」とお答えになった方は、次の事項についてお答えください。

(該当するものにマル印を付け、あるいは記入欄に記入してください。)

2 現在のあなたのおすまい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のおすまい等は

- ①住宅 ②施設・病院等 ③その他(具体的に)

(2) 住宅におすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

- ①1階 ②2階(エレベーターの有無：有・無)

- ③3階以上(エレベーターの有 無：有・無)

・同居している方は ①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は()

- ・施設・病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②身体障害者療護施設
③病院・診療所 ④その他()

・現在の施設・病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。
()

3 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない
認定を受けている場合はその内容(要支援, [要介護1, 2, 3, 4, 5])

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

- ①使用している 福祉用具の種別() ②使用していない

(3) 現在かかっている疾病等があればご記入ください。

()

様式第2号(第4条関係)

4 あなたの現在の日常生活の基本的な動作の状況，基本的な動作に介護が必要な場合は，現在受けている介護の内容及び入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容についておたずねします。(表中の該当する欄にマル印を記入してください。)

また，介護が必要な場合は，現在受けている介護の内容，入居申込みをした市営住宅において受ける予定の介護の内容について，具体的にご記入ください。

項 目	現在の日常生活の 基本的な動作の状況			現在受けている 介護保険等による 居宅介護の内容	市営住宅において受ける予定の 介護保険等による 居宅介護の内容	
	自分で可 能	一部に介 護が必要	全部に介 護が必要			
歩 行						
食 事						
入 浴						
トイレ						
着替え						
炊事洗濯掃除 等の日常家事						

○ 現在受けている介護の内容(介護の内容・頻度，実施団体名等)について具体的にご記入ください。

()

○ 入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護の内容(介護の内容・頻度，実施団体名等)について具体的にご記入ください。

()

以上の申立てのとおり相違ありません。

また，岡山市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し，市町村(福祉部局等)に意見を求める必要がある場合において，本申立書及び面接等の調査で知った事項について，市町村(福祉部局等)に情報提供することに同意します。

年 月 日

岡 山 市 長 様

氏 名



様式第3号（第4条関係）

緊急時等連絡先届出書

年 月 日

岡山市長 様

申込者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

申込者の緊急時等における連絡先について、次の連絡先を届け出ます。

※別世帯の方を2名記入してください。

フリガナ		続 柄	
氏 名	㊟	年 月 日生	
住 所		電話番号 (自宅) (携帯)	
勤 務 先		勤務先 電話番号	
フリガナ		続 柄	
氏 名	㊟	年 月 日生	
住 所		電話番号 (自宅) (携帯)	
勤 務 先		勤務先 電話番号	

様式第4号（第4条関係）

市営住宅入居申込受付票（申込者控）

申込者氏名	様		
区 分	団 地 名	間 取	階 別
	市営住宅	DK	
種 別	・一般住宅 ・シルバーハウジング ・下肢障害者向住宅 ・多人数世帯向住宅		
受付番号	No.		
受付年月日	年 月 日		
受付者印	印		

岡 第 号
年 月 日

市 営 住 宅 住 替 え 対 象 通 知 書

市営住宅

番 館 号

様

岡 山 市 長 印

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第6条第2項及び第3項の規定により、あなたの世帯は、世帯員の減員のため、現在入居されている市営住宅から、市長が指定する市営住宅へ住替えること（転居）が適切であると認定しました。つきましては、下記の期日までに、現在入居されている市営住宅から、市長が指定する市営住宅へ住替えを行い、現在入居されている市営住宅を明け渡してください。

なお、指定された期限までに現在入居されている市営住宅の明渡しが行われないときは、期日の到来した日の翌日から明渡し完了する日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の損害金を徴収します。

記

1. 市長が指定する住替え先	市営住宅 番 館 号
2. 明渡し期限	年 月 日

様式第5号（裏面）

明渡しとは、入居者及び同居者が退去し、搬入した全ての家財及び物品の搬出の完了並び鍵の返却を行い、本市営住宅に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、本市営住宅を原状に回復し、明渡し当日までに使用した電気、ガス、水道等の公共料金の精算の手続きを行い、市長が指定する職員の検査を受けることをいう。

様式第5号の2（第6条関係）

市営住宅住替え承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
種 別	一般	下肢	シルバー 多人数
名義人氏名	印		
電 話 番 号			

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第6条の規定により、次のとおり住宅の住替えを申請します。

希 望 す る 地 域		特 に 希 望 す る 住 宅 名				
希 望 す る 住 宅 の 家 賃		希 望 す る 住 宅 の 構 造 等				
(理 由)						
居 住 者 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	収 入 (年 収)	備 考
民生委員等の意見及び氏名・印						
家賃等滞納の有無			係員確認印			

※ 添付書類 入居申込書, 住民票の写し, 所得証明書, 診断書,
市税の滞納がないことの証明書 (滞納無証明書)

様式第6号（第7条関係）

市営住宅入居決定書

年 月 日

様

岡山市長

下記のとおり市営住宅への入居を決定する。

記

1. 所在地
2. 名称
3. 名義人及び同居者の氏名

名義人	
同居者	

4. 入居可能日 年 月 日

住宅使用についての注意等

1. 入居可能日から10日以内に入居してください。期間内に入居しないときは、入居の決定を取り消すことがあります。
2. 家賃は、毎月納期限までに納付してください。
3. 上記の名義人及び同居者以外は入居できません。新たに同居者をおくときは、事前に同居承認申請書を提出して承認を受けてください。
4. 名義人又は同居者に異動を生じたときは、14日以内に異動届を提出してください。
5. 住宅の使用に係る権利を譲渡又は転貸することはできません。
6. 住宅に引き続き15日以上居住しない常況になるときは、前もって市営住宅一時不在届を提出してください。
7. 住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに返還届を提出してください。
8. 住宅返還のときまで本書を大切に保管してください。

様式第7号（第8条関係）

岡山市営住宅使用請書

1 所在地 岡山市
2 住宅名 市営住宅 番館 号
3 家賃 1ヶ月金 円
4 入居決定日 年 月 日

上記住宅の使用につきましては、下記事項を必ず履行いたします。

記

- 岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）及び岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）を遵守すること。
- 住宅及び共同施設の使用については最善の注意を払い、これらを正常な状態に維持するとともに、市の指示があった場合は従うこと。
- ペットを飼育しないこと。
- 周辺の環境を乱し、他の迷惑となる行為をしないこと。
- 設置した工作物等は退去時までには原状に回復すること。
- 連帯保証人は、名義人において家賃の滞納があった場合、その滞納を支払うこと。その他債務不履行があった場合にも、一切の債務を負担すること。

上記を確約した証として連帯保証人と連署・押印のうえ提出いたします。

年 月 日

岡山市長 様

名義人 現住所
氏名 実印

連帯保証人 住所
フリガナ
続柄 氏名 実印
生年月日

〔 〕 自宅電話
勤務先
勤務先電話

- 注
- 名義人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。
 - 連帯保証人の所得・課税証明書（市県民税の課税があることがわかるもの）を添付してください。
 - 実印は鮮明に押してください。不鮮明な場合、再度押印となります。

様式第7号の2（第8条関係）

岡山市営住宅賃貸借契約書

物 件 名 :	市営住宅（住座）
	番館（号棟） 号

（賃 貸 人）： 岡 山 市

（賃 借 人）：

岡山市営住宅賃貸借契約書

(賃貸人)：岡山市 (以下「甲」という。) と
(賃借人)： (以下「乙」という。) は、

次のとおり岡山市営住宅賃貸借契約を締結します。

I. 標記

(1) 目的物 *該当項目を「□」内に「レ」印で示しています。

所在地	岡山市 区
団地名	市営住宅(住座)
番館(号棟)号	番館(号棟) 号
間取	<input type="checkbox"/> 1K <input type="checkbox"/> 1DK <input type="checkbox"/> 2DK <input type="checkbox"/> 3DK <input type="checkbox"/> 3LDK <input type="checkbox"/>
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 簡易耐火造 <input type="checkbox"/> 耐火造
階別	<input type="checkbox"/> 平家建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 階建のうち 階
付属設備	<input type="checkbox"/> 倉庫

(2) 入居者(契約者及び同居者)の氏名等

氏名(ふりがな)	生年月日	続柄
()	年 月 日	本人
()	年 月 日	
()	年 月 日	
()	年 月 日	
()	年 月 日	
()	年 月 日	
()	年 月 日	

(3) 家賃

円(月額)

(4) 契約期間

年 月 日から 年 月 日まで 年間

II. 契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、I. (1) 記載の目的物(附帯施設、倉庫等の付属建物及び共同施設を含めて「本市営住宅」という。以下同じ。)について、III. 確認事項の各条項に定める事項を確認した上で、甲との間で以下の条項のとおり本市営住宅賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結します。

2 岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号。以下「条例」という。)第26条本文の規定により、乙は、本市営住宅を住宅以外の目的で、使用してはならないものとします。

(家賃等)

第2条 甲は、本市営住宅の毎月の家賃を、I. (3) 記載のとおり決定し、乙はこれに同意します。ただし、翌年度以降の家賃については、毎年度、甲が条例第14条の規定により決定し、乙に岡山市営住宅条例施行規則(平成9年市規則第129号。以下「規則」という。)第16条の規定に定めるところにより通知します。

(賃貸借契約期間)

第3条 甲及び乙は、条例第7条の2第1項第1号又は第2号の規定により、本契約期間が、I. (4) 記載のとおりであることについて、合意します。

2 条例第7条の2第2項の規定により、乙は、本契約の更新をしようとするときは、更新期間満了の1月前までに、自ら更新手続をしなければならないものとします。

(修繕費用の負担)

第4条 本市営住宅の修繕費用は、条例第20条第1項及び第21条第4号並びに規則第19条の5の規定に従い、甲及び乙がそれぞれ負担します。

2 前項の規定にかかわらず、入居者等(乙、訪問者、友人等関係者を含む。以下同じ。)の責めに帰すべき事由により、本市営住宅に修繕の必要が生じたときは、乙は、条例第20条第3項の規定により、甲の選択に従い、本市営住宅を修繕し、又はその費用を負担しなければならないものとします。

(入居者の保管義務)

第5条 条例第22条の規定により、乙は、本市営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないものとします。

2 入居者等の責めに帰すべき事由により、本市営住宅が滅失し、又はき損したときは、乙は、甲の定めるところにより、直ちに甲に届け出て、これを原形に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならないものとします。

3 乙は、本市営住宅につき修繕を必要とする箇所を発見した場合には、速やかに甲へ通知しなければならないものとします。

4 乙は、入居期間中に鍵を紛失した場合には、別途、乙の費用負担により、直ちに鍵の交換を行うものとし、このとき、鍵のうち1本を甲に提出するものとします。

(禁止行為)

第6条 条例第23条及び条例第25条の規定により、入居者等は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 本市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡する行為
- (2) 本市営住宅を故意にき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (3) 本市営住宅を不衛生な状態とする行為
- (4) 本市営住宅の敷地内で、粗暴な言動により、近隣住民に対し、精神的苦痛若しくは著しい不安若しくは恐怖を与える行為又は日常生活の平穏を妨げる行為

(5) 本市営住宅の敷地内で、犬、猫、鳥等の動物を飼育し、又は保管する行為

(6) 許可なく本市営住宅の敷地内に駐車する行為

(7) その他本市営住宅の管理上支障があると認められる行為

(契約の解約等)

第7条 条例第41条第1項の規定により、乙が、本市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに、甲に規定の書式により届け出て、次条第1項第4号の検査を受けなければならないものとします。

2 条例第42条第1項及び規則第5条の2第2項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対し、直ちに本契約を解除し、本市営住宅の明渡しを請求するものとします。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 本市営住宅を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上本市営住宅に居住しない常況にあるとき。
- (5) 詐欺又は不正手段により家賃又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたとき。
- (6) 条例又は規則の規定に違反したとき。
- (7) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
- (8) 規則別表第2に掲げる特定世帯向住宅において、同居者の死亡、転出等の事由により規則第5条の2第2項各号の要件を欠くにいったとき。

3 条例第42条の2の規定により、甲が、本契約を解約しようとする場合には、明渡しの請求を行う日の6月前までに、乙に対してその旨を通知しなければならないものとします。

(明渡し)

第8条 乙は、本契約が更新されないときは、本契約終了と同時に、本市営住宅を甲に明け渡さなければならないものとします。この場合における明渡しとは、乙が次に掲げるすべての行為を行うことをいうものとします(以下同じ。)

- (1) 入居者等が本市営住宅から退去すること。
- (2) 入居者等が本市営住宅に搬入した全ての家財、物品を搬出し、付加した設備等を自己の費用をもって除去し、自己の責に帰すべき事由により損傷した本市営住宅を修繕し、本市営住宅を原状に回復すること。
- (3) 鍵を返却すること。
- (4) 条例第41条第1項の規定により、甲の指定する者の検査を受けること。

2 甲は、乙が前項第2号の措置を採らないときは、乙の負担において私有物、造作物その他の物品をいつでも任意に撤去し、かつ本市営住宅の修復その他必要な措置を採ることができるものとします。この場合には、乙は、甲に対して、何らの請求をしないものとします。

3 乙が、第1項第4号の検査終了後に、本市営住宅内に放置された物品があるときは、甲は、乙がその所有権を放棄したものとみなし、処分することができるものとします。この場合には、乙は、甲に対して、何らの請求をしないものとします。

4 乙は、本市営住宅の明渡しに際し、乙の費用で本市営住宅に付加した一切の造作物について、甲に対して、その買取りを請求することはできないものとします。

5 乙は、本市営住宅の明渡しに際し、移転料、立退き料等名目のいかなを問わず、甲に対して、金銭等、一切の有形無形の利益の供与の請求をすることができないもの

とします。

6 乙が、本市営住宅の明渡期日を遅延した場合には、乙は、明渡し請求の日の翌日から明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害金を、甲に対して支払わなければならないものとします。
(免責)

第9条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本契約は終了するものとし、これらの事由により、乙に損害が生じた場合においても、甲は、その責を負わないものとします。

(1) 天災地変等不可抗力により、本市営住宅の全部又は一部が滅失又はき損して、本市営住宅の使用が不可能になったとき。

(2) 法令の施行又は公権力の行使、関係官庁の指導等による本市営住宅の収用、除却、使用禁止等の事由が発生したとき。

(裁判管轄)

第10条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、岡山地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合には、条例、規則、民法その他関係法規に従い、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決することとします。

Ⅲ. 確認事項

(家賃の納入等)

第1条 条例第17条の規定により、乙は、毎月末日(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならないものとします。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日以後最初の休日等でない日までに納付しなければならないものとします。

2 乙が新たに本市営住宅に入居した場合又は本市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算とします。

3 乙が条例第41条に規定する手続を経ないで本市営住宅を立ち退いたときは、条例第17条第1項の規定にかかわらず、甲が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収するものとします。
(遅延利息等)

第2条 甲は、乙が家賃を前条第1項に規定する期限内に納付しないときは、条例第17条の2の規定により、納期限の翌日から当該家賃完納の日までの期間の日数に応じ、法定利率(民法第404条)をもって計算した金額

に相当する遅延利息を加算して徴収するものとします。

2 前項の遅延利息の額を計算する場合において、その計算の基礎となる家賃に1,000円未満の端数があるとき又はその家賃の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。この場合において、遅延利息の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとします。

3 第1項に定める遅延利息の額の計算については、^{びん}閏年の日を含む期間についても、1年を365日として行うものとします。

(届出の義務等)

第3条 条例第12条第1項及び第2項の規定により、乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その日から14日以内に規則で定める様式により、甲に届出をしなければならないものとします。

(1) 1. (2)に記載の入居者に出生、死亡、転出等の異動があったとき。

(2) 1. (2)に記載の入居者が氏名を変更したとき。

2 乙は、条例第4条第7号、条例第12条第1項、条例第24条、条例第26条、条例第27条第1項、条例第41条及び条例第55条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、規定の書式により、甲に届出の上、甲の許可又は承認を得なければならないものとします。

(1) 同居者の人数が増減があったとき。

(2) 同居者が加齢、病気その他の事由によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、同一団地内の市営住宅に入居を希望するとき。

(3) 1. (2)に記載の入居者以外の親族を同居させようとするとき。

(4) 本市営住宅に引き続き15日以上居住しない常況となるとき。

(5) 本市営住宅の全部又は一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。

(6) 本市営住宅を模様替し、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置しようとするとき。

(7) 本市営住宅の出入口の鍵を取り替えようとするとき。

(8) 本市営住宅を明け渡そうとするとき。

(9) 駐車場を使用しようとするとき。

(立入検査)

第4条 条例第64条の規定により、甲は、条例を施行するため必要があると認めるときは、甲の指定した職員に本市営住宅に立ち入り、使用状況等の検査をさせ、又は入居者等に対して質問させ、若しくは必要な指示をさせることができるものとします。

本契約締結を証するため本書正本2通を作成し、当事者が署名(記名)及び押印の上、甲及び乙が、その正本1通ずつを保有するものとします。

本頁以下余白

IV. 署名（記名）及び押印

年 月 日

甲 (貸 貸 人)	住 所	〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
	氏 名	岡 山 市 岡 山 市 長 印
	電 話	(086) 803-1471
乙 (賃 借 人)	住 所	〒
	氏 名	印
	電 話	() -

※緊急時等 の連絡先	氏 名	
	電 話	() -
	乙との関係	

鍵 受 領 証

年 月 日

(賃貸人)

岡 山 市

岡 山 市 長 殿

(賃借人)

_____ 印

本市営住宅の鍵を受け取りました。これらの鍵は、善良なる管理者の責任を持って保管し、かつ使用することとします。万一紛失又は破損した場合には、直ちに賃貸人に連絡し、新たに鍵の取替えに要した費用は、私の負担となることに異存はありません。

本市営住宅の明渡しの際、受領した全ての鍵（複製した鍵があれば、それも含む。）を賃貸人に返却いたします。

鍵：玄関出入口 本 ， 物置出入口 本

本頁以下余白

修繕費用の負担について

年 月 日

(賃貸人)

岡 山 市
岡 山 市 長 殿

(賃借人)

印

- 私は、本市営住宅の修繕費用の負担について説明を受けました。
 - 契約期間中の本市営住宅の修繕については、①入居者が負担しなければならないものとして市長が定めた修繕、及び、②入居者の責めに帰すべき事由による修繕については、私が修繕費用を負担することを理解しました（Ⅱ契約条項第4条、条例第20条及び第21条第4号並びに規則第19条の5）。
 - 本市営住宅から退去する時の修繕については、入居者等の責めに帰すべき事由により生じた修繕の費用については、私が負担することを理解しました（Ⅱ契約条項第8条第1項第2号）。
- 修繕の負担区分にかかわらず、私は、Ⅱ契約条項第5条の規定及び岡山市営住宅条例第22条の規定により、市営住宅の保管義務を負っていることを自覚し、市営住宅を適切に管理いたします。

様式第7号の3（第8条の2関係）

市営住宅賃貸借契約更新申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
種 別	一般 下肢	シルバー	多人数
賃借人氏名	印		
電 話 番 号			

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則129号）第8条の2の規定により、次のとおり賃貸借契約の更新を申請します。

現 契 約 期 間 の 満 了 日	年	月	日
家 賃 の 滞 納 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
駐 車 場 使 用 料 の 滞 納 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

I 提出書類

- 世帯全員の記載のある住民票の写し
- 所得証明書（市町村役場が発行する所得に関する証明書）
 - 18歳以上の世帯員全員の最新の所得証明書
（18歳未満であっても、収入のある方は所得証明書が必要）
- 収入を証明する書類
 - 給与所得者の方・・・給与支給証明書
 - 事業所得者の方・・・必要ありません
 - 年金所得者・・・年金額改定通知書
- 岡山市営住宅賃貸借契約書
 - 印鑑は印鑑登録されているもの
- 申請者（賃貸契約の契約者）の印鑑登録証明書
- 収入申告書
- 滞納無証明書

（裏面につづく）

(裏面)

II 次の状況によって必要となる書類

1. 単身者の方
 - (1) 緊急時等連絡先届出書
 - (2) 単身入居資格確認のための申立書
 - (3) 単身入居要件を証明する書類
2. 下肢障害者向住宅を契約される方
 - (1) 身体障害者手帳
3. シルバーハウジングを契約される方
 - (1) 資格認定のための申立書
 - (2) 親族の場合は親族関係のわかる書類 (戸籍全部事項証明書等)
 - (3) 医師の診断書
 - (4) シルバーハウジング入居申込要件に挙げられている確認書類
4. 婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 (内縁関係) にある場合
 - (1) 双方の戸籍全部事項証明書
5. 前年分の所得証明書では収入があるが、現在は退職等で収入が無くなった方又は3ヶ月以内に退職を予定している方
 - (1) 退職 (予定) 証明書
6. 生活保護受給中の方
 - (1) 福祉事務所長の証明書
7. ひとり親世帯の方 (母子世帯・父子世帯)
 - (1) 戸籍全部事項証明書, 児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証
8. 障害者等の世帯
 - (1) 認定条件に挙げられている確認書類
9. 入居者に特別控除対象者がある場合
 - (1) 証明する書類 (各種手帳又は証明書等)
10. 入居しないが所得税法上扶養している親族がいる場合
 - (1) 証明する書類 (源泉徴収票等)
11. 世帯員の関係が住民票で確認できない場合
 - (1) 戸籍全部事項証明書
12. その他
 - (1) 必要に応じて関係書類を提出していただくことがあります。

様式第9号（第11条関係）

市営住宅同居承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者

住宅名	市営住宅	番館 号棟	号
種 別	一般 下肢 シルバー 多人数		
名義人氏名	印		
電話番号			

私は、新たに私の親族を同居させたいので、次のとおり申請します。また、審査に必要なある場合には、新同居者及び現居住者の同居承認基準に関する事項について、岡山市において調査確認することを承諾します。

新同居者	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	勤 務 先
同居の理由				
現居住者 全 員	氏 名	備 考		
家賃等滞納の有無		係員確認印		

※ 添付書類 名義人との続柄が確認できる書類（戸籍個人事項証明書など）
新同居者の所得証明書

承認書

上記申請を承認します。

年 月 日

岡山市長

印

※裏面の条件に合致する場合のみ、入居の承継ができます。

(裏面)

岡山市営住宅条例施行規則第14条の条件に合致する場合

(例) 名義人が市営住宅に入居後に婚姻し1年以上同居している配偶者

1年以上同居している60歳以上の者

1年以上同居している身体障害者手帳1～4級に該当する者

1年以上同居している精神障害者手帳1～3級に該当する者

様式第10号 (第12条関係)

市営住宅同居者異動届

年 月 日

岡山市長 様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
種 別	一般 下肢	シルバー	多人数
名義人氏名	㊤		
電 話 番 号			

次のとおり異動を生じたので届け出ます。

異 動 者	フリガナ 氏名	続柄	異動の原因	出生の場合のみ 生年月日	異動年月日
			転出・出生 死亡・その他	年 月 日	
			転出・出生 死亡・その他	年 月 日	
			転出・出生 死亡・その他	年 月 日	

現 居 住 者 全 員	氏 名	備 考

様式第11号(第13条関係)

市営住宅入居者氏名変更届

年 月 日

岡山市長

様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
名義人氏名	㊟		
電 話 番 号			

次のとおり氏名を変更したので届け出ます。

変 更 内 容		備 考
フリガナ		
現 氏 名		
フリガナ		
新 氏 名		
変更理由		

※ 添付書類 氏名の変更がわかるもの(戸籍個人事項証明書, 住民票の写しなど)

様式第12号（第14条関係）

市営住宅入居承継承認申請書

岡山市長 様

年 月 日

新賃借人 フリガナ 氏 名 印

生年月日 年 月 日生

現賃借人 フリガナ 氏 名 印

生年月日 年 月 日生

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第14条の規定により、入居の承継のため、次のとおり申請します。

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
種 別	一般 下肢	シルバー	多人数
新賃借人入居日	年 月 日		
現賃借人との続柄			
入居の承継を必要とする理由	現賃借人の死亡・現賃借人の退去・その他（ ）		
新賃借人の職業及び勤務先			
家賃等滞納の有無	係員確認印		

※ 添付書類

1. 岡山市営住宅賃貸借契約書
2. 戸籍謄本（新賃借人と現賃借人の続柄が確認できるもの）
3. 世帯全員の記載のある住民票の写し（本籍及び続柄の記載のあるもの）
4. 新賃借人の所得証明書
5. 新賃借人の印鑑登録証明書
6. 誓約書
7. 緊急時等連絡先届出書（新賃借人が単身世帯の場合）

収 入 申 告 書

岡 山 市 長 様

年 月 日

収入の有無に関わらず、入居者に収入申告書の提出が義務づけられています。
 太枠内のみ記入し、全ての入居者(18歳以上)の所得証明書を添付するか、所得調査への同意をした上で、必ず提出してください。

団地名及び住宅番号	
名義人氏名 ※署名または記名押印	①
所得調査 ※○で囲んでください。	同意します ・ 同意しません
電 話 番 号	

所得調査に同意すると、この住宅の全ての入居者が、住宅課職員による所得調査の実施に同意したことになりますので、所得証明書は不要です。

岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第15条第1項の規定により、私及び同居者の平成 年(1月1日から12月31日まで)の収入を次のとおり申告します。

入居者等氏名 (フリガナをつけてください。)	生年月日	職業・勤務先等 (前年中に就職・退職した方はその年月日)	所得 種別	収入金額 (年収)	所得金額	障害者・ 療育手帳 の等級	諸 控 除 当 業						
							親 族	老 人	特 定	障 害	特 殊	基 礎	寡 夫
名義人	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
同 居 者	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
	・ ・		給与 事業 年金	円 円 円	円 円 円								
別居の 扶養親族	・ ・	住 所											
	・ ・	住 所											

※重要※ ～必ずお読みください～

- ・ この収入申告書の提出がない場合、あなたの翌年度の家賃は近傍同種家賃(＝民間賃貸住宅並み)になります。
- ・ 所得証明書の添付がない場合は、所得調査の実施に同意していただかないと収入申告書が無効となり、近傍同種家賃になります。
- ・ 入居者数が増減がある場合は、至急住宅課に連絡し、所定の手続きをしてください。

入 力 受 付

様式第14号(第16条関係)

〒

収入認定・家賃額決定通知書

年 月 日

住	宅	番	号

様

岡山市長

印

さきの収入申告による調査の結果、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定し、家賃額を決定します。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
円	円	円

収入認定対象者	所得金額
	円

基本家賃	減免額	負担調整額	家賃月額	適用開始年月
円	円	円	円	年 月

備考 この収入認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から1ヶ月以内に所定の用紙により異議を申し立てることができます。

様式第14号の2（第16条関係）

〒

家賃額決定通知書

年 月 日

住	宅	番	号

様

岡山市長

印

あなたは、収入申告による収入の認定ができませんでしたので、近傍同種の住宅家賃を納付していただくことになります。

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

様式第15号(第16条関係)

〒

収入認定・家賃額決定・収入基準超過認定通知書

年 月 日

住	宅	番	号

様

岡山市長

印

さきの収入申告による調査の結果、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しました。
収入超過者に該当しますので、住宅を明け渡すよう努めてください。

なお、引き続き入居するときは次の家賃になります。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
円	円	円

収入認定対象者	所得金額
	円

基本家賃	減免額	負担調整額	家賃月額	適用開始年月
円	円	円	円	年 月

備考 この収入認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から1ヶ月以内に所定の用紙により異議を申し立てることができます。

様式第15号の2 (第16条関係)

〒

様

収入認定・家賃額決定・収入基準超過認定通知書

年 月 日

住 宅 番 号		

様

岡山市長

収入調査の結果、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しました。

収入超過者に該当しますので、住宅を明け渡すよう努めてください。

なお、引き続き入居するときは、収入申告書を提出されませんでしたので、近傍同種の住宅家賃を納付していただくことになります。

認定年度	年度

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
円	円	円

収入認定対象者	所得金額
	円

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

備考 この収入認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から1箇月以内に所定の用紙により異議を申し立てることができます。

様式第16号(第16条関係)

〒

収入認定・家賃額決定・高額所得者認定通知書

年 月 日

住	宅	番	号

様

岡山市長

印

さきの収入申告による調査の結果、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しました。
高額所得者に該当しますので、岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第31条第1項の
規定により住宅を明け渡していただくことになります。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定月額
円	円	円

収入認定対象者	所得金額
	円

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

備考 この高額所得者認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から1ヶ月以内に
所定の用紙により異議を申し立てることができます。

様式第16号の2(第16条関係)

〒

収入認定・家賃額決定・高額所得者認定通知書

年 月 日

住	宅	番	号

様

岡山市長

印

岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第35条による調査の結果、あなたの世帯の収入額を次のとおり認定しました。

高額所得者に該当しますので、同条例第31条第1項の規定により住宅を明け渡していただくことになります。

認定年度	年度
------	----

所得金額合計	控除金額合計	認定収入月額
円	円	円

収入認定対象者	所得金額
	円

家賃月額	適用開始年月
円	年 月

備考 この高額所得者認定に異議がある場合は、この通知書が到達した日から1ヶ月以内に所定の用紙により異議を申し立てることができます。

様式第17号(第17条関係)

収入認定等更正申出書

年 月 日

岡山市長

様

申請人

住宅名	市営住宅	番館	号
名義人氏名	印		
電話番号			

収入の認定に対し、下記のとおり意見がありますので、理由を証明する書類を添えて申し出ます。

記

氏名	所得の種類	認定年度	諸控除該当欄					
		年度	扶養等		障害者		寡婦(夫)	
		所得額	一般	老人	特定	普障	特障	寡
名義人	1給 与 2事 業 3年金等		一般	老人	特定	普障	特障	寡
2	1給 与 2事 業 3年金等		一般	老人	特定	普障	特障	寡
3	1給 与 2事 業 3年金等		一般	老人	特定	普障	特障	寡
4	1給 与 2事 業 3年金等		一般	老人	特定	普障	特障	寡
5	1給 与 2事 業 3年金等		一般	老人	特定	普障	特障	寡
6	1給 与 2事 業 3年金等		一般	老人	特定	普障	特障	寡
意見申出の理由								

受付	入力	納付書	通知書	備考
				納入方法：振込・口座振替

新規	更新
----	----

市営住宅家賃減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者

住宅名	市営住宅	番館 号棟	号
種 別	一般 下肢	シルバー	多人数
名義人氏名	印		
電話番号			

次の理由により家賃の減免・徴収猶予を受けたいので、申請します。

住宅番号							
減免・猶予 の理由	生活保護法に基づく住宅扶助を受けている世帯で家賃が住宅扶助限度額を超えているもの						
	地方税法に基づき住民税が非課税とされている世帯						
	地方税法に基づき住民税が均等割のみ課税されている世帯						
	病気、災害により住民税が減免されている世帯						
	政令月収104,000円以下のひとり親世帯						
	政令月収104,000円以下の障害者世帯（身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳A又は身体障害者手帳3級と療育手帳Bの重複障害のある人を含む世帯）						
	年度中途において収入が著しく減少した世帯						
	中国残留邦人支援給付に基づく住宅支援給付を受けている世帯で家賃が住宅支援給付限度額を超えているもの						
期 間	年 月～ 年 9 月まで						
家賃納入方法	振込・口座振替			審 査		適・不適	
年度	所得金額合計		/	基本月額	負担調整額	減免額	請求金額
	控除金額合計		減免前				
	認定収入月額		減免後				
年度	所得金額合計		/	基本月額	負担調整額	減免額	請求金額
	控除金額合計		減免前				
	認定収入月額		減免後				

添付書類：減免・猶予の理由を証する書類（市県民税の課税証明書等）

受 付	入 力	納付書	通知書	備 考

様式第18号の2 (第19条関係)

年 月 日

市営住宅家賃等遅延利息減免（徴収猶予）申請書

岡山市長 様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
名義人氏名	印		
電 話 番 号			

次のとおり岡山市営住宅の家賃（使用料）等の遅延利息の減免を受けたいので、申請
します。

記

主 債 務	(1) 種 類	<input type="checkbox"/> 家賃（住宅使用料） <input type="checkbox"/> 不当利得金（賃料相当損害金） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	(2) 発 生 年 月	年 月 から 年 月 まで
	(3) 総 額	円
	(4) 最 終 弁 済 日	年 月 日
遅 延 利 息	(1) 総 額	円
	(2) 減免申請する額	円
	(3) 減免申請の理由	<input type="checkbox"/> 分割納付債務の完済 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第18号の3 (第19条関係)

〒

年 月 日

市営住宅家賃減免決定通知書

住宅番号		

様

岡山市長

さきの減免申請の結果、下記の通り減免を決定し、家賃を変更したので通知します。

記

認定年度	年度				
所得金額合計	控除金額合計	認定月額			
円	円	円			
基本家賃	負担調整額	減免額	駐車場使用料	駐車場減免額	家賃月額
円	円	円	円	円	円
納入方法		減免適用期間		※1	
減免事由					

注意事項

※1 家賃は毎年4月に見直しが行われます。適用期間経過後も減免を希望される場合は更新の手続きが必要となります。更新手続きは毎年7月頃より受け付けております（この際も減免事由に該当する必要があります。）。

- 次の場合、家賃額が変更され、又は家賃額の減免が取り消されることがあります。
 - 入居者の同居の申請があった場合
 - 入居者の異動の届出があった場合
 - 生活保護(住宅扶助費)の支給が開始された場合
 - 不正の申請があったと認められる場合

※減免を受けることのできる事由が消滅した場合、消滅した日の属する月の翌月から減免を取り消すものとします。

様式第18号の4（第19条関係）

岡 住 第 号
年 月 日

市営住宅 番館（号棟） 号
様

岡山市長

市営住宅家賃等遅延利息減免（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請がありました家賃等に係る遅延利息の減免
申請書を審査した結果、次のように決定しましたので、下記のとおり通知します。

- 岡山市営住宅条例第17条の2第4項に該当すると認められますので、遅延利息等の減免を決定します。

減免 措置	遅延利息の総額	免除申請のあった額	減免する額
	円	円	円
減免の 理由	<input type="checkbox"/> 分割納付債務の完済による。 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

- 岡山市営住宅条例第17条の2第4項に該当するとは認められませんので、遅延利息等の減免の不承認を決定します。

様式第19号（第20条関係）

市営住宅一時不在届

年 月 日

岡山市長

様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
名義人氏名	印		
電 話 番 号			

下記の理由により、市営住宅に引き続き15日以上居住しない常況となりますので届け出ます。

記

市営住宅に居住しない 常況となる理由					
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで				
不在中の居所 及び電話番号					
<p>次のことについては、市に対して迷惑をかけないことを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 家賃等の納付については指定された日までに完納すること。2 各自治組織で決められている会費等を指定日までに完納すること。3 市営住宅を一時不在とする間の維持管理については、次の者を指定して行わせること。 <table border="1"><tr><td>住所</td><td>氏名</td></tr><tr><td>続柄</td><td>電話番号</td></tr></table> <ol style="list-style-type: none">4 その他市営住宅を一時不在とすることになったために生ずる一切のこと。5 引き続き市営住宅に居住しない常況となることが明らかとなった場合には、速やかに退去すること。		住所	氏名	続柄	電話番号
住所	氏名				
続柄	電話番号				

様式第20号(第21条関係)

市営住宅一部用途変更承認申請書

年 月 日

岡山市長

様

申請人

住 宅 名	市営住宅	番 館	号
名義人氏名	①		
電 話 番 号			

次の理由により市営住宅の一部を用途変更したいので、承認くださるよう申請します。

用途変更の場所及び略図	用途変更の理由

様式第21号(第22条関係)

市営住宅工作物等設置承認申請書

年 月 日

岡山市長

様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番 館	号
名義人氏名	㊟		
電 話 番 号			

下記のとおり(工作物等設置)をしたいので、平面図・立面図・仕様書等添付のうえ申請します。なお、これについて市から原状回復の命令があった場合又は住宅を退去する場合には、直ちに、無条件で、かつ、自費をもって原状に復することを併せて誓約します。

記

工作物設置の目的・理由・用途及び面積			
番 館 ・ 号		番 館 ・ 号	
隣名義人氏名	㊟	隣名義人氏名	㊟

※ 隣名義人の同意は隣地に影響を及ぼすものに限る。

備考

- ・介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給対象工事
- ・岡山市すこやか住宅リフォーム助成事業対象工事
- ・岡山市障害者日常生活用具給付事業対象工事

様式第22号(第23条関係)

市営住宅明渡期限延長申請書

年 月 日

岡山市長

様

申請者

住 宅 名	市営住宅	番 館	号
名義人氏名	印		
電 話 番 号			

市営住宅の明渡しについて、下記のとおり期限の延長を申請します。

記

理 由	1 入居者又は同居者が病気にかかっている。 2 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けた。 3 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少する。 4 その他()	
理由に該当する者	氏 名	備 考
延長希望 期 限	年 月 日まで	

※添付書類 理由を説明する書類

様式第23号(第25条関係)

建替住宅再入居申込書

年 月 日

岡山市長 様

申込者 住 所
氏 名



市営住宅建替後の新住宅へ再入居したいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ				
申込者氏名		生年月日		
現住所				
電話番号				
職業・勤務先				
入居する世帯員の構成	氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先

様式第24号(第26条関係)

市営住宅返還届

年 月 日

岡山市長

様

申 請 者

住 宅 名	市営住宅	番館 号棟	号
名義人氏名	㊞		
電 話 番 号			

私が居住している市営住宅を次のとおり返還したいので届け出ます。

なお、未納の家賃、遅延利息、損害賠償金その他入居者が負担すべき費用があるときは、敷金から控除されても異議を申しません。また、不足額が生じた場合には、直ちにその不足額を支払います。

返 還 日	年 月 日
移 転 先	住 所
	電話番号
退 去 理 由	
退 去 検 査	年 月 日() 時 分
増築等の処理	
敷 金	
備 考	

家賃滞納	係員確認印							
照 合	台 帳	退 去	空 き	通 知	索引簿	電 算	駐 車 場	備 考

※ 添付書類 誓約書

様式第25号(第27条関係)

市営住宅使用許可申請書

年 月 日

岡山市長

様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先
(担当者名)
(電話番号)



次のとおり市営住宅を使用したいので岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第44条第1項の規定により申請します。

使用する住宅名	市営住宅	番館	号
使用の目的			
使用方法			
使用を必要とする理由			
使用期限			

様式第25号の2(第27条関係)

市営住宅使用変更許可申請書

年 月 日

岡山市長

様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先
(担当者名)
(電話番号)



年 月 日付け、第 号で許可のあった市営住宅の使用について次のとおり変更したいので、岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第48条の規定により変更申請します。

変更申請する事項	
変更前	変更後

様式第26号（第29条の2関係）

駐 車 場 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

岡 山 市 長 様

(申請者)

住宅名	市営住宅	番館 号棟	号
種別	一般 下肢 シルバー 多人数		
名義人氏名	印		
電話番号			

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第29条の2の規定により、駐
車場を使用するため、次のとおり必要書類を添付の上申請します。

申請事由	新規・更新	区画目
申請期間	年 月 日から	まで
希望する駐車場番号		
自動車検査証記載の所有者の氏名又は名称		
自動車検査証記載の使用人の氏名又は名称		
プレート番号	(記入例) 岡山55 あ 123	
添付書類	1. 自動車検査証の写し（更新があった場合は、更新後2週間以内に写しを提出すること） 2. 自動車検査証記載の所有者又は使用者が、名義人、同居人でない場合は、申請理由書と申請理由書に記載の提出書類	

※2区画目の駐車場を申請する場合で優先順位の適用があるときは下記もご記入ください。

優先順位	1	身体障害者手帳（1級・2級・3級）
	2	通勤に車を使用している
追加添付書類	1. 優先順位1により2区画目を申請する場合は、身体障害者手帳 2. 優先順位2により2区画目を申請する場合は、勤務先が発行する車両通勤証明書	

様式第26号の2（第29条の2関係）

駐 車 場 使 用 許 可 証

岡住第 号

年 月 日

岡 山 市 長

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第29条の2第5項の規定により、次の内容で駐車場の使用を許可します。

市 営 住 宅	
名 義 人 氏 名	
駐 車 場 番 号	
使 用 許 可 期 間	
使 用 者	
車のプレート番号	

様式第26号の3（第29条の4関係）

駐 車 場 使 用 変 更 届 書

年 月 日

岡 山 市 長 様

(届出者)

住宅名	市営住宅	番館 号棟	号
種別	一般	下肢	シルバー 多人数
名義人氏名	印		
電話番号			

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第29条の4の規定により、
駐車場使用許可の内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

※注：使用者1名につき、1台のみを記入してください。2台あるときは、2枚記入ください。

変更内容	① 駐車場使用許可された車両の変更 ② 駐車場使用許可された使用者の変更 ③ 駐車場番号の変更 ④ その他（ ）
変更前	(プレート番号) (使用者名) (駐車場番号)
変更後	(プレート番号) (使用者名) (駐車場番号)
添付書類	・自動車検査証の写し（駐車場使用許可申請後に自動車検査証の内容に変更がある場合） ・その他（ ）

2区画目の決定において、優先順位により使用許可された使用者を変更したことで、優先理由が消滅し、使用許可を取消されても異議はありません。

様式第26号の4（第29条の6関係）

駐 車 場 使 用 料 減 免 （ 徴 収 猶 予 ） 申 請 書

年 月 日

岡 山 市 長 様

(申請者)

住宅名	市営住宅	番館 号棟	号
種別	一般 下肢 シルバー 多人数		
名義人氏名	印		
電話番号			

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第29条の6の規定により，駐車場使用料の減免（徴収猶予）を申請します。

申請事由	身体障害等により自動車税又は軽自動車税の減免を受けているため
減免適用期間	年 月 日から 年 9月30日まで

※減免の対象となる車両

自動車検査証記載の所有者の氏名又は名称	
自動車検査証記載の使用者の氏名又は名称	
プレート番号	(記入例) 岡山55 あ 123

添 付 書 類	自動車税又は軽自動車税の減免が記載された身体障害者手帳の写し
---------	--------------------------------

様式第26号の6（第29条の8関係）

駐 車 場 返 還 届

年 月 日

岡 山 市 長 様

(届出者)

住宅名	市営住宅	番館 号棟	号
種別	一般 下肢 シルバー	多人数	
名義人氏名	印		
電話番号			

岡山市営住宅条例施行規則（平成9年市規則第129号）第29条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

返 還 事 由	① 住宅返還（市営住宅返還届と一緒に提出してください。） ② 使用者（同居者）の退去 ③ 車の処分
返 還 年 月 日	年 月 日
駐 車 場 使 用 許 可 された使用者名	
駐 車 場 番 号	
プ レ ー ト 番 号	(記入例) 岡山55 あ 123
区 画	

様式第27号(第30条関係)

(表)

第 号
市営住宅立入検査証
所 属
職氏名
上記の者は、岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第64条第3項の規定により、岡山市営住宅に立ち入ることができる者であることを証する。
年 月 日交付
岡山市長 印

(裏)

岡山市営住宅条例抜すい
(立入検査)

第64条 市長は、市営住宅の管理上必要あると認めるときは、市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者(第50条の規定により市営住宅を使用する者を含む。)若しくは第43条の規定により市営住宅を使用する社会福祉法人等(次項において「入居者等」という。)に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者等及び社会福祉法人等において市営住宅を現に使用している者の承諾を得なければならない。ただし、使用者の所在が不明なとき及び緊急に立入を要するときは、この限りでない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第28号(第32条関係)

岡山市営住宅指定管理者指定申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先
(担当者名)
(電話番号)



岡山市営住宅指定管理者の指定を受けたいので、岡山市営住宅条例(平成9年市条例第52号)第66条の規定により申請します。

当該公の施設に 申請した理由	
-------------------	--

参考・岡山市営住宅条例施行規則

昭和46年7月19日

市規則第110号

改正 昭和47年5月8日市規則第26号

昭和47年5月13日市規則第28号

昭和47年7月20日市規則第49号

昭和47年8月25日市規則第56号

昭和47年11月25日市規則第60号

昭和48年6月23日市規則第55号

昭和48年12月24日市規則第107号

昭和48年12月26日市規則第109号

昭和49年2月1日市規則第7号

昭和49年9月12日市規則第71号

昭和49年10月9日市規則第77号

昭和50年1月20日市規則第1号

昭和50年1月27日市規則第3号

昭和50年3月13日市規則第10号

昭和50年4月23日市規則第25号

昭和50年8月20日市規則第62号

昭和50年9月1日市規則第63号

昭和50年11月5日市規則第88号

昭和51年1月29日市規則第2号

昭和51年2月13日市規則第4号

昭和51年4月26日市規則第39号

昭和51年6月11日市規則第56号

昭和51年9月20日市規則第88号

昭和51年10月25日市規則第96号

昭和51年11月1日市規則第97号

昭和51年12月21日市規則第106号

昭和52年3月10日市規則第8号

昭和52年3月22日市規則第9号

昭和52年5月20日市規則第31号

昭和52年6月1日市規則第34号

昭和52年7月1日市規則第43号

昭和52年10月1日市規則第60号

昭和52年11月11日市規則第64号

昭和52年12月2日市規則第68号

昭和53年3月27日市規則第13号

昭和53年6月1日市規則第31号

昭和53年6月15日市規則第36号

昭和53年8月15日市規則第46号

昭和53年9月7日市規則第50号

昭和53年10月28日市規則第58号

昭和53年12月18日市規則第62号

昭和54年2月6日市規則第3号

昭和54年3月20日市規則第9号

昭和54年4月16日市規則第21号

昭和54年5月18日市規則第29号

昭和55年3月26日市規則第11号

昭和55年9月22日市規則第54号

昭和55年12月18日市規則第69号

昭和60年4月1日市規則第11号

昭和60年4月1日市規則第14号

昭和60年10月4日市規則第42号

昭和61年7月1日市規則第46号

昭和61年7月26日市規則第55号

昭和62年3月4日市規則第7号
昭和62年3月31日市規則第20号
昭和62年5月16日市規則第57号
昭和62年7月7日市規則第73号
昭和62年8月1日市規則第80号
昭和63年3月3日市規則第4号
昭和63年9月5日市規則第86号
昭和63年11月19日市規則第94号
平成元年3月3日市規則第7号
平成元年9月14日市規則第55号
平成2年3月26日市規則第13号
平成2年6月11日市規則第42号
平成3年4月5日市規則第17号
平成3年12月27日市規則第53号
平成4年9月9日市規則第54号
平成4年9月10日市規則第55号
平成4年10月1日市規則第60号
平成4年12月1日市規則第65号
平成5年3月31日市規則第25号
平成5年7月8日市規則第69号
平成5年10月25日市規則第81号
平成7年3月1日市規則第8号
平成7年5月15日市規則第60号
平成7年8月1日市規則第75号
平成8年9月27日市規則第106号
平成9年2月28日市規則第23号
平成9年4月8日市規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市営住宅条例（昭和46年市条例第102号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 条例第1条第3項の規定に基づく市営住宅の種別ごとの団地名、建設場所、構造及び戸数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（単身者の入居資格）

第2条の2 条例第5条第1項に規定する者は、次の各号の一に該当する者（身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とする者でその市営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でないと認められるものを除く。）とする。

（1） 60歳（女子については50歳）以上の者

（2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定める1級から4級までの者

（3） 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定により戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる各項症又は別表第1号表ノ3の第1款症の者

（4） 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第8条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

（5） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

（6） 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

（収入額の認定）

第3条 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号中かつこ書に規定する給与所得者が就職後1年を経過しない場合等で、過去1年間の所得金額を1.2で除した額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合の収入額の認定は、次の各号に掲げるところによるものとする。

（1） 給与所得者（過去1年間において給与所得者となる前に事業所得者であった者を除く。）が就職後1年を経過しない場合の給与所得金額は、就職先から支払われた給与所得金額（日雇労働者の場合は日雇労働者となつてから得た給与所得金額の合計

額)を対象に所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額を就職又は就職後の月数(1月未満は切り捨てる。)で除した額とする。

(2) 毎月継続した所得を有する事業所得者(過去1年間において当該事業所得者となる前に給与所得者であつた者を除く。)が事業を営んでから1年を経過しない場合の事業所得金額は、事業から得た事業所得金額の合計額をその事業を営んだ月数(1月未満は1月として計算する。)で除した額とする。

(簡易住宅及びシルバーハウジング(高齢者世話付住宅)の入居資格)

第4条 条例第5条第2項に規定する入居資格は、次の各号の定めるところによる。

(1) 簡易住宅生活保護法第11条に規定する各種扶助の受給世帯及びこれらに準ずる世帯として当該地区を管轄する福祉事務所長が認定したもの

(2) シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)条例第5条第1項に定める入居資格者であつて、岡山市内に1年以上居住し、かつ次のいずれかに該当するもの(身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とする者でその市営住宅への入居が実情に照らし適切でないと認められるものを除く。)

ア 65歳以上の単身者

イ 65歳以上を含む60歳以上の夫婦の世帯

ウ 65歳以上の者のみからなる世帯

(入居の申込み等)

第5条 市営住宅に入居しようとする者は、新築住宅にあつては岡山市営新築住宅入居申込書(様式第1号)により、あき住宅にあつては岡山市営あき住宅入居申込書(様式第2号)により市長に申し込まなければならない。

2 第2条の2の規定により市営住宅へ入居の申込みをしようとする者は、岡山市市営住宅単身入居申込者告知書(様式第2号の2)及び身元引受人届出書(様式第2号の3)を前項の入居申込書に添えて提出しなければならない。

3 市長は、第1項の入居申込書を受理したときは、申込者に対し岡山市営住宅入居申込済票(様式第3号)を交付するものとする。

(入居決定書)

第6条 市長は、市営住宅への入居決定者に対し岡山市営住宅入居決定書(様式第4号)

を交付するものとする。

2 条例第9条第4項に規定する婚姻予約者の一方が入居した場合は、入居名義人はその日から1週間以内に第15条第1項に規定する申請書に同居を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(請書の提出)

第7条 市営住宅への入居決定者又は現に入居している者で連帯保証人が死亡、辞退、転居等により異動があつた場合は、すみやかに岡山市営住宅使用請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(入居の承継)

第8条 条例第10条の規定に基づき市営住宅の入居の承継をしようとする者は、その事実が発生した日から15日以内に岡山市営住宅入居承継承認申請書(様式第6号)にその理由を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項に規定する承認は、新たに入居名義人になろうとする者が前項の事由が発生したときに旧名義人と3年以上同居している2親等内の血族又は配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)である場合に限り、これを行なうものとする。

(家賃)

第9条 条例第11条又は第13条第1項の規定に基づく市営住宅の種別ごとの家賃は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条の8第1項の規定により市営住宅に入居した者に係る家賃については、前項の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に規定する額を限度として、市長が別に定める。

第10条 家賃の徴収及び合併処理方式し尿浄化槽の維持に要する費用は、市が発行する納入通知書により行なうものとし、指定期間内に納付しないときは岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例(昭和32年市条例第37号)の規定により督促し、延滞金を徴収するものとする。

(家賃の減免)

第11条 条例第12条の規定により家賃の減免を受けようとする者は、岡山市営住宅家

賃減免申請書（様式第7号）にその理由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請があつたときは、市長はすみやかに審査し、減免の決定をしたときは、岡山市営住宅家賃減額（免除）決定通知書（様式第8号）を申請者に交付するものとする。

（家賃の徴収猶予）

第12条 条例第12条の規定により家賃の徴収猶予を受けようとする者は、岡山市営住宅家賃徴収猶予申請書（様式第9号）にその理由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請があつたときは、市長はすみやかに審査し、徴収猶予の決定をしたときは岡山市営住宅家賃徴収猶予決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

（敷金）

第13条 条例第15条第1項の規定による入居者が納付すべき敷金は、市が発行する納入通知書により行なうものとする。

（入居者の一時退去）

第14条 入居名義人がやむを得ない理由により一時退去しようとするときは、名義人一時退去承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（同居の承認）

第15条 入居名義人が条例第21条第2項の規定により入居時の同居の親族以外の者を同居させようとするときは、岡山市営住宅同居承認申請書（様式第12号）にその関係を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認は、入居収入基準に適合しており、同居させようとする者が次の各号の一に該当する場合に限り与えることができる。ただし、入居名義人において家賃の滞納その他市営住宅の不正使用がある場合には承認を与えないことがある。

（1） 民法に規定する親族

（2） 新たに婚姻又は養子縁組により同居の必要がある者

（3） 生活上やむを得ない独身又は単身者の傭人

（4） その他特別な事情がある者

3 第1項の規定による申請に対し承認を与える場合には、市長は承認書（様式第13号）

を申請者に交付するものとする。

- 4 入居名義人は、同居者に異動を生じたときは、岡山市営住宅同居者異動届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（工作物の設置等）

第16条 条例第21条第2項、第22条若しくは第23条第1項の規定により工作物の設置、用途併用、模様替若しくは増築（以下「工作物の設置等」という。）の承認を受けようとする者は、岡山市営住宅工作物設置・用途併用・模様替等承認申請書（様式第15号）若しくは岡山市営住宅居室・物置等増築承認申請書（様式第16号）及び請書（様式第17号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項に規定する承認は、その工作物の設置等が当該入居者の福利上必要があり、かつ、住宅の管理上又は衛生上若しくは防災上特に支障がないと認められるものに限りこれを与えるものとする。ただし、工作物の設置及び増築にあつては、そのものが仮設のもので建築面積が9.9平方メートル以下でなければならない。

- 3 第1項の規定による申請に対し承認を与えるときは、市長は承認書（様式第18号若しくは様式第19号）を申請者に交付するものとする。

（収入に関する報告）

第17条 5月末日において当該市営住宅に入居して満3年以上を経過することになる入居者にあつては、入居名義人及び同居親族で収入のある者全員の前年の1年間の総収入とそれぞれの者の扶養親族の氏名を記入した収入報告書（様式第20号）にその収入証明書を添付して、毎年3月末日までに市長に提出しなければならない。

（収入基準超過の決定）

第18条 市長が収入基準超過の決定を通知するときは、認定した収入、割増賃料の額及び徴収の始期その他必要な事項を記入した収入基準超過決定通知書（様式第21号）を当該入居者に交付するものとする。

- 2 収入基準超過の決定通知に関する意見の申出は、収入基準超過決定に対する意見申出書（様式第22号）にその意見を証する書類を付して当該決定通知を受けた日から10日以内に市長に申し出なければならない。

- 3 前項の意見に対する更正決定又は意見却下は、収入基準超過（更正、意見却下）通知

書（様式第23号）により、申し出があつた日から10日以内に申出者に通知する。

（高額所得者に対する通知等）

第19条 条例第27条第1項の規定による通知は、高額所得基準超過認定通知書（様式第24号）により行うものとする。

2 高額所得者は、前項の通知に対して意見があるときは、その通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に市長に対して意見を申し出ることができる。

（高額所得者に対する明渡請求等）

第20条 条例第28条第1項の規定による市営住宅の明渡請求は、市営住宅明渡請求通知書（様式第25号）により行うものとする。

2 条例第28条第1項に規定する市営住宅の明渡期限は、明渡請求する日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日とする。

3 高額所得者は、第1項の明渡請求に対して意見があるときは、明渡請求に対する意見申出書（様式第26号）により、その明渡請求を受けた日の翌日から起算して20日以内に市長に対して意見を申し出ることができる。

（建替事業による明渡期限）

第21条 条例第29条第1項の規定による市営住宅明渡の期限は、明渡し請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日とする。

（市営住宅の返還及び検査）

第22条 市営住宅を立ち退こうとする者は、岡山市営住宅返還届（様式第27号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第35条の規定により検査を行う者は、身分証明書（様式第28号）を携帯しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中昭和45年度建設分（岡山市営住宅を除く。）にかかる規定は、昭和46年4月1日から適用する。

2 岡山市営住宅条例施行規則（昭和41年市規則第41号）は、廃止する。

附 則（昭和47年市規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、昭和45年度建設分にかかる規定は昭和

46年6月23日から、昭和46年度建設分にかかる規定は昭和47年1月18日から、小串市営住宅にかかる規定は昭和44年2月18日から適用する。

附 則（昭和47年市規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年市規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、住吉市営住宅にかかる規定は昭和47年7月1日から、竹田市営住宅にかかる規定は昭和47年7月5日から適用する。

附 則（昭和47年市規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年11月1日から適用する。

附 則（昭和48年市規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、北長瀬みずほ住宅にかかる改正規定は昭和48年5月25日から、東ヶ丘市営住宅にかかる改正規定は昭和48年4月1日から、宿毛市営住宅にかかる改正規定は昭和48年2月1日から、松崎市営住宅にかかる改正規定は昭和48年6月1日から適用する。

附 則（昭和48年市規則第107号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月20日から適用する。

附 則（昭和48年市規則第109号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年市規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、神下市営住宅にかかる改正規定は昭和48年12月1日から、浜市営住宅にかかる改正規定は昭和48年7月1日から、竹田A市営住宅（昭和47年度建設にかかるもの）にかかる改正規定は昭和48年7月13日から、竹田B市営住宅にかかる改正規定は昭和48年12月1日から、網浜市営住宅にかかる改正規定は昭和49年1月1日から、山田市営住宅にかかる改正規定は昭和48年11月16日から、五軒屋市営住宅にかかる改正規定は昭和48年10月9日から適用する。

附 則（昭和49年市規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、竹田B市営住宅にかかる改正規定は昭和49年8月1日から、山田市営住宅にかかる改正規定は昭和49年6月1日から適用する。

附 則（昭和49年市規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、津島土生市営住宅にかかる改正規定は昭和49年8月1日から、高島市営福祉住宅にかかる改正規定は昭和49年8月17日から適用する。

附 則（昭和50年市規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年11月20日から適用する。

附 則（昭和50年市規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年市規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年3月3日から適用する。

附 則（昭和50年市規則第25号）

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則（昭和50年市規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、浜E市営住宅にかかる改正規定は昭和50年5月10日から、浜F市営住宅にかかる改正規定は昭和50年6月1日から、宿毛市営住宅にかかる改正規定は昭和50年2月1日から、松崎市営住宅にかかる改正規定は昭和50年5月10日から適用する。

附 則（昭和50年市規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年市規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、浜F市営住宅にかかる改正規定は昭和50年12月1日から施行し、高島市営住宅及び高島市営福祉住宅にかかる改正規定は昭和50年10月9日から、網浜市営住宅にかかる改正規定は昭和50年8月15日から適用する。

附 則（昭和51年市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、東ヶ丘市営住宅にかかる改正規定は昭和

50年10月23日から、住吉B市営住宅にかかる改正規定は昭和50年12月21日から、久保市営住宅にかかる改正規定は昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和51年市規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、いぶき市営住宅にかかる改正規定は昭和51年1月18日から、宿毛市営住宅にかかる改正規定は昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和51年市規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

附 則（昭和51年市規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年市規則第96号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年10月9日から適用する。

附 則（昭和51年市規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年市規則第106号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年市規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

附 則（昭和52年市規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年市規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年5月2日から適用する。

附 則（昭和52年市規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則（昭和５２年市規則第６０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５２年市規則第６４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５２年市規則第６８号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５２年９月１日から適用する。

附 則（昭和５３年市規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年市規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、東ヶ丘市営住宅にかかる改正規定は昭和５２年２月１日から、新堀市営住宅及び新堀福祉市営住宅にかかる改正規定は昭和５３年５月１日から適用する。

附 則（昭和５３年市規則第３６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年市規則第４６号）

この規則は、昭和５３年１０月１日から施行する。

附 則（昭和５３年市規則第５０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５３年市規則第５８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５４年市規則第６２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５４年市規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５４年市規則第９号）

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５４年市規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年市規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年市規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年市規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年市規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年市規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年市規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年市規則第55号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第1岡西市営住宅の項及び住吉B市営住宅の項の規定は、昭和61年4月1日から、乙多見D市営住宅の項の規定は、昭和61年5月1日から適用する。

附 則（昭和62年市規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年市規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年市規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第1富原A市営住宅の項の規定は、昭和62年4月1日から、東岡山B市営住宅の項の規定は、昭和62年5月1日から適用する。

附 則（昭和62年市規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年市規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年市規則第4号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年市規則第86号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年市規則第94号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第1 浜A市営住宅の項、東岡山A市営住宅の項及び平井市営住宅の項の規定は、昭和63年9月1日から、石井谷市営住宅の項の規定は、昭和63年10月1日から適用する。

附 則（平成元年市規則第7号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年市規則第55号）

この規則は、平成元年11月1日から施行する。

附 則（平成2年市規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年市規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第1 宿毛G市営住宅の項の規定は、平成元年6月1日から、浜A市営住宅の項、平井市営住宅の項、平井市営福祉住宅の項及び山田B市営住宅の項の規定は、平成元年11月1日から、久保A市営住宅の項の規定は、平成元年12月1日から適用する。

附 則（平成3年市規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第1 岡西市営住宅の項及び東岡山B市営住宅の項の規定は、平成3年2月1日から、平井市営住宅の項及び平井市営福祉住宅の項の規定は、平成3年3月16日から適用する。

附 則（平成 3 年市規則第 5 3 号）

- 1 この規則中浜市営住宅の項の改正規定は、平成 4 年 1 月 1 日から、その他の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第 1 住吉A市営住宅の項の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から、津島北斗住座の項の規定は、同年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年市規則第 5 4 号）

- 1 この規則は、平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成 9 年 3 月 3 1 日までの間の家賃については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、同表に定める金額を限度として、市長が別に定める。

附 則（平成 4 年市規則第 5 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岡山市営住宅条例施行規則別表第 1 津島北斗住座の項の規定は、平成 4 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年市規則第 6 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年市規則第 6 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年市規則第 2 5 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年市規則第 6 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年市規則第 8 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市規則第 6 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年市規則第 7 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年市規則第 1 0 6 号）

この規則は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年市規則第 2 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年市規則第 7 1 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 2 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

団地名	建設場所	棟名	建設年 度	種別	戸 数	家賃月 額	構造	備考
葵市営住宅	岡山市葵町 2 番 8 号	1	昭和 5 0 年	第 2 種	4	7, 5 0 0	簡易耐火構造 2 階建	
		2	昭和 5 0 年	第 2 種	4	7, 5 0 0		
		3	昭和 5 0 年	第 2 種	3	7, 5 0 0		
		4	昭和 5 1 年	第 2 種	3	7, 5 0 0		
青江市営住宅	岡山市青江 1 6 番 地の 4	1	昭和 6 0 年	第 1 種	1 8	3 4, 0 0 0	耐火構造 5 階 建	
			昭和 6 0 年	第 2 種	2	1 3, 5 0 0		福祉（下 肢）
		2	昭和 6 1 年	第 2 種	1 6	2 7, 0 0 0	耐火構造 4 階 建	
			昭和 6 1 年	第 2 種	4	1 3, 5 0 0		福祉（老 人）
			昭和 6 1 年	第 2 種	4	1 3, 5 0 0		福祉（母 子）

網浜市営住宅	岡山市網浜796番地	D1	昭和45年	第2種	5	3,000	簡易耐火構造 平屋建		
		D2	昭和45年	第2種	5	3,000			
		D3	昭和45年	第2種	5	3,000			
		D4	昭和45年	第2種	5	3,000			
		D5	昭和46年	第2種	6	4,000	簡易耐火構造 2階建		
		D6	昭和46年	第2種	6	4,000			
		D7	昭和46年	第2種	8	4,000			
		D8	昭和47年	第2種	4	4,000			
		D9	昭和47年	第2種	6	4,000			
		D10	昭和47年	第2種	6	4,000			
		D11	昭和47年	第2種	8	4,000			
		D12	昭和47年	第2種	6	4,000			
		D13	昭和47年	第2種	8	4,000			
		D14	昭和47年	第2種	2	6,500			

		8年	種		00	
岡山市網浜827番地の1	D15	昭和52年	第2種	2	8,00	
	D16	昭和52年	第2種	3	8,00	
	D17	昭和52年	第2種	4	8,00	
	D18	昭和52年	第2種	4	8,00	
	D19	昭和52年	第2種	4	8,00	
	D20	昭和52年	第2種	4	8,00	
	D21	昭和52年	第2種	4	8,00	
	D22	昭和52年	第2種	4	8,00	
	D23	昭和52年	第2種	5	8,00	
	D24	昭和52年	第2種	5	8,00	
	D25	昭和52年	第2種	5	8,00	
	D26	昭和52年	第2種	3	8,00	
	D27	昭和52年	第2種	3	8,00	

石井谷市営住宅	岡山市岩井二丁目 6番	D5	昭和4 6年	第2 種	8	4, 0 0 0	簡易耐火構造 2階建	
	岡山市岩井二丁目 5番	5— 1	昭和6 2年	第2 種	6	1 3, 5 0 0	耐火構造3階 建	
		5— 2	昭和6 2年	第2 種	1 6	1 3, 5 0 0	耐火構造4階 建	
いぶき市営住宅	岡山市青江129 番地の3	1	昭和4 9年	第2 種	3	7, 0 0 0	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和4 9年	第2 種	3	7, 0 0 0		
		3	昭和5 0年	第2 種	3	7, 0 0 0		
		5	昭和5 0年	第2 種	3	7, 0 0 0		
		6	昭和5 0年	第2 種	4	7, 0 0 0		
		7	昭和5 3年	第2 種	2	8, 0 0 0		
		いわい市営住宅	岡山市下伊福本町 5番12号	C3 0 2	昭和5 2年	第1 種		1 2
岡山市下伊福本町 5番13号	C4 0 1		昭和5 2年	第1 種	2 4	3 1, 0 0 0	耐火構造4階 建	
巖井三門住座	岡山市葵町1番3 0号		1	昭和2 6年	第1 種	8	4, 9 0 0	簡易耐火構造 2階建
		2	昭和2 6年	第1 種	8	4, 9 0 0		
		3	昭和2	第1 種	8	5, 1		

			7年	種		00		
		4	昭和27年	第1種	8	5,100		
大井市営住宅	岡山市大井419番地の1		昭和53年	第2種	6	8,000	簡易耐火構造 2階建	
岡市営住宅	岡山市足守86番地	1	昭和45年	第1種	4	11,200	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和45年	第1種	4	11,200		
		3	昭和46年	第1種	6	11,500		
		4	昭和46年	第1種	6	11,500		
岡西市営住宅	岡山市関西町10番3号		昭和46年	第2種	2	4,000	簡易耐火構造 2階建	55号, 56号
		6-20	昭和56年	第2種	2	13,000		
	6-21	昭和56年	第2種	2	13,000			
	6-22	昭和56年	第2種	2	13,000			
	6-23	昭和56年	第2種	2	13,000			
	6-24	昭和56年	第2種	2	13,000			
	6-25	昭和56年	第2種	2	13,000			
	岡山市関西町6番							

	岡山市関西町7番	7— 10	昭和5 7年	第2 種	2	13, 000		
		7— 11	昭和5 7年	第2 種	2	13, 000		
		7— 12	昭和5 7年	第2 種	1	13, 000		
			昭和5 7年	第2 種	1	14, 000		
		7— 13	昭和5 7年	第2 種	2	13, 000		
		7— 14	昭和5 7年	第2 種	2	13, 000		
		7— 15	昭和5 7年	第2 種	2	13, 000		
	岡山市関西町9番 15号	9— 15	昭和6 0年	第2 種	9	13, 500	耐火構造3階 建	
	岡山市関西町9番 16号	9— 16	昭和6 0年	第2 種	9	13, 500		
	岡山市関西町9番 17号	9— 17	昭和6 0年	第2 種	9	13, 500		
	岡山市関西町9番 18号	9— 18	昭和6 0年	第2 種	6	13, 500		
	岡山市関西町10 番24号	10 —2 4	平成元 年	第2 種	1 5	13, 500		
乙多見市営住 宅	岡山市乙多見29 7番地の1		昭和4 6年	第2 種	5	4,0 00	簡易耐火構造 2階建	

乙多見C市営住宅	岡山市神下169番地の4		昭和59年	第2種	5	13,500	簡易耐火構造2階建	
乙多見D市営住宅	岡山市神下133番地の5		昭和60年	第2種	12	13,500	耐火構造3階建	
可知市営住宅	岡山市松新町62番地の4	A	昭和51年	第2種	2	7,500	簡易耐火構造2階建	
		B	昭和51年	第2種	2	7,500		
		C	昭和51年	第2種	3	7,500		
門田白鳥住座	岡山市門田屋敷3丁目4番	1	昭和24年	第1種	8	5,500	簡易耐火構造2階建	
		2	昭和24年	第1種	8	5,500		
		3	昭和25年	第1種	24	5,800	耐火構造4階建	
		4	昭和25年	第1種	8	5,500	簡易耐火構造2階建	
		5	昭和25年	第1種	8	5,500		
		6	昭和27年	第1種	12	5,800		
		7	昭和27年	第1種	4	5,800		
金岡市営住宅	岡山市金岡西町126番地		昭和27年	第2種	1	2,100	木造平屋建	1号
			昭和27年	第2種	2	2,100		2号, 3

	7年種		00	号
	昭和27年種	第2	1 2, 1	4号
	7年種		00	
	昭和28年種	第2	1 2, 3	5号
	8年種		00	
	昭和28年種	第2	2 2, 3	6号, 7号
	8年種		00	
	昭和28年種	第2	1 2, 3	8号
	8年種		00	
	昭和29年種	第2	1 2, 3	9号
	9年種		00	
	昭和29年種	第2	2 2, 3	10号, 11号
	9年種		00	
	昭和29年種	第2	1 2, 3	12号
	9年種		00	
	昭和29年種	第2	1 2, 3	13号
	9年種		00	
	昭和29年種	第2	2 2, 3	14号, 15号
	9年種		00	
	昭和29年種	第2	1 2, 3	16号
	9年種		00	
	昭和30年種	第2	1 2, 3	17号
	0年種		00	
	昭和30年種	第2	2 2, 3	18号, 19号
	0年種		00	
	昭和30年種	第2	1 2, 3	20号
	0年種		00	

		昭和30年	第2種	1	2, 3		21号
		昭和30年	第2種	1	2, 3		22号
	岡山市金岡西町1 22番地の1	昭和30年	第2種	4	2, 2	簡易耐火構造 平屋建	23号～ 26号
金岡砂場市営 住宅	岡山市金岡東町一 丁目8番	昭和31年	第2種	1	2, 3	木造平屋建	1号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		2号, 3号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		4号, 5号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		6号, 7号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		8号, 9号
		昭和31年	第2種	1	2, 3		11号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		12号, 13号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		14号, 15号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		16号, 17号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		18号, 19号
		昭和31年	第2種	2	2, 3		20号,

			1年種		00		21号
		昭和31年種	第2種	2	2, 3		22号, 23号
		昭和31年種	第2種	1	2, 3		24号
		昭和31年種	第2種	1	2, 3		25号
川口市営住宅	岡山市西大寺川口 206番地	昭和28年種	第1種	10	4, 400	木造平屋建	1号~10号
	岡山市西大寺川口 223番地の1	昭和33年種	第1種	4	4, 500		11号~14号
神崎市営住宅	岡山市神崎町26 98番地	昭和42年種	第1種	4	8, 600	簡易耐火構造 平屋建	A1号~A4号
		昭和43年種	第1種	4	9, 300		A5号~A8号
		昭和43年種	第1種	4	9, 300		A9号~A12号
		昭和44年種	第1種	4	9, 300		A13号~A16号
		昭和44年種	第1種	6	9, 300	簡易耐火構造 2階建	A17号~A22号
		昭和45年種	第1種	6	10, 500		A23号~A28号
		昭和4第2種	第2種	4	5, 8		簡易耐火構造

			2年	種		00	平屋建	4号
			昭和4	第2	4	5, 8		B5号~B
			2年	種		00		8号
			昭和4	第2	4	6, 5		B9号~B
			3年	種		00		12号
			昭和4	第2	4	6, 5		B13号
			4年	種		00		~B16
								号
			昭和4	第2	6	6, 5	簡易耐火構造	B17号
			4年	種		00	2階建	~B22
								号
			昭和4	第2	6	7, 1	簡易耐火構造	B23号
			5年	種		00	平屋建	~B28
								号
			昭和4	第2	6	6, 5		B29号
			3年	種		00		~B34
								号
北長瀬みずほ 住座	岡山市野田四丁目 16番	2	昭和2	第1	2	6, 9	耐火構造4階	
			9年	種	4	00	建	
		3	昭和2	第1	2	6, 9		
			9年	種	4	00		
		4	昭和3	第1	1	12,	耐火構造3階	
			0年	種	2	200	建	
		5	昭和3	第1	2	6, 9	耐火構造4階	
			1年	種	4	00	建	
		6	昭和3	第1	1	7, 0	耐火構造3階	
			2年	種	8	00	建	

		7	昭和3 2年	第1 種	2 4	7, 0 0 0	耐火構造4階 建	
		8	昭和3 1年	第1 種	8	6, 2 0 0	簡易耐火構造 2階建	
		9	昭和3 1年	第1 種	6	6, 2 0 0		
		1 0	昭和3 1年	第1 種	8	6, 2 0 0		
		1 1	昭和3 1年	第1 種	4	6, 2 0 0		
		1 2	昭和3 1年	第1 種	6	6, 2 0 0		
		1 3	昭和3 1年	第1 種	4	6, 2 0 0		
		1 4	昭和3 1年	第1 種	6	6, 2 0 0		
		1 5	昭和3 1年	第1 種	4	6, 2 0 0		
		1 6	昭和3 2年	第1 種	6	6, 3 0 0		
		1 7	昭和3 6年	第1 種	6	7, 5 0 0		
		1 8	昭和3 6年	第1 種	6	7, 5 0 0		
国富市営住宅	岡山市国富103 1番地の5		昭和6 1年	第2 種	1 6	13, 500		耐火構造4階 建
久保西市営住	岡山市久保61番A		昭和5	第2	3	6, 5	簡易耐火構造	

宅	地		0年	種		00	2階建		
		B	昭和5 1年	第2 種	3	7, 5 00			
		C	昭和5 1年	第2 種	2	7, 5 00			
久保東市営住宅	岡山市久保649番地の1	D-5	昭和5 1年	第2 種	3	7, 5 00	簡易耐火構造 2階建		
		D-6	昭和5 1年	第2 種	2	7, 5 00			
	岡山市久保745番地の3		昭和4 1年	第2 種	1	2, 0 00	木造平屋建		
			昭和4 1年	第2 種	2	2, 0 00			
	岡山市久保650番地の1	D-1	昭和4 6年	第2 種	3	3, 0 00	簡易耐火構造 平屋建		
		D-2	昭和4 8年	第2 種	2	3, 0 00			
		D-3	昭和4 9年	第2 種	2	4, 5 00			
	久保A市営住宅	岡山市久保689番地の1		昭和6 3年	第2 種	9	13, 5 00	耐火構造3階 建	
	久保D市営住宅	岡山市久保691番地の1	1	昭和5 3年	第2 種	6	8, 0 00	簡易耐火構造 2階建	
2			昭和5 3年	第2 種	4	8, 0 00			
3			昭和5 5年	第2 種	4	10, 0 00			

		5	昭和5 5年	第2 種	2	10, 000		
久保E市営住宅	岡山市河本町33 番地の1	1	昭和5 4年	第2 種	4	10, 000	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和5 4年	第2 種	3	10, 000		
		3	昭和5 4年	第2 種	3	10, 000		
久保F市営住宅	岡山市久保564 番地の1	1	昭和5 5年	第2 種	4	10, 000	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和5 5年	第2 種	5	10, 000		
		3	昭和5 5年	第2 種	5	10, 000		
神下市営住宅	岡山市神下471 番地の2	D1	昭和4 7年	第2 種	5	4, 0 00	簡易耐火構造 2階建	
		D2	昭和4 7年	第2 種	5	4, 0 00		
		D3	昭和4 8年	第2 種	5	4, 0 00		
		D4	昭和4 8年	第2 種	5	4, 0 00		
岡南町市営住宅	岡山市岡南町二丁目2番16号	2-16	昭和5 3年	第2 種	12	8, 5 00	耐火構造3階 建	
河本市営住宅	岡山市西大寺東二丁目2番		昭和2 9年	第1 種	2	4, 5 00	木造平屋建	1号, 5 号
			昭和2	第1 種	2	4, 5		2号, 6

	9年種			00	号
	昭和29年種	第1種	2	4, 5	3号, 7号
	昭和29年種	第1種	1	4, 5	4号
	昭和29年種	第1種	1	4, 5	8号
	昭和29年種	第1種	1	4, 5	9号
	昭和29年種	第1種	1	4, 5	10号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	11号, 16号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	12号, 15号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	13号, 14号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	17号, 24号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	18号, 23号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	19号, 22号
	昭和31年種	第1種	2	4, 5	20号, 21号
	昭和31年種	第1種	1	4, 5	25号

			昭和3 3年	第1 種	1	4, 7 00		26号
			昭和3 3年	第1 種	1	4, 7 00		27号
			昭和3 3年	第1 種	1	4, 7 00		28号
			昭和3 3年	第1 種	1	4, 7 00		29号
			昭和3 3年	第1 種	1	4, 7 00		30号
			昭和3 3年	第1 種	1	4, 7 00		31号
五軒屋市営住 宅	岡山市豊田1番地 の4		昭和4 7年	第2 種	2	3, 0 00	簡易耐火構造 平屋建	
	岡山市升田2番地 の3	1	昭和5 2年	第2 種	2	7, 5 00	簡易耐火構造 2階建	
西大寺北市営 住宅	岡山市西大寺北9 36番地の2	1	昭和5 2年	第2 種	2	7, 5 00	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和5 2年	第2 種	2	7, 5 00		
		3	昭和5 2年	第2 種	2	7, 5 00		
		5	昭和5 2年	第2 種	2	7, 5 00		
	岡山市西大寺北9 37番地の2	6	昭和5 5年	第2 種	3	10, 000		
		7	昭和5 5年	第2 種	3	10, 000		

			5年種		000			
		8	昭和55年種	第2種	3	10,000		
西大寺浜市営住宅	岡山市西大寺浜190番地		昭和33年種	第2種	2	2,500	木造平屋建	1号, 4号
			昭和33年種	第2種	2	2,500		2号, 5号
			昭和33年種	第2種	2	2,500		3号, 6号
			昭和33年種	第2種	2	2,500		7号, 9号
			昭和33年種	第2種	2	2,500		8号, 10号
			昭和34年種	第2種	2	2,700		11号, 12号
			昭和34年種	第2種	2	2,700		13号, 14号
			昭和34年種	第2種	2	2,700		15号, 16号
			昭和34年種	第2種	2	2,700		17号, 18号
			昭和34年種	第2種	1	2,700		19号
			昭和34年種	第2種	1	2,700		20号
			岡山市西大寺浜180番地の1	1	平成27年種	第1種		6

	岡山市西大寺浜 1 3 3 番地の 1	2	平成 4 年	第 1 種	9	3 5, 0 0 0		
	岡山市西大寺浜 1 3 4 番地の 1	3	平成 3 年	第 2 種	1 6	2 7, 0 0 0	耐火構造 4 階 建	
さくら住座	岡山市さくら住座 2 番	2	昭和 2 6 年	第 1 種	2 4	6, 6 0 0	耐火構造 4 階 建	
	岡山市さくら住座 3 番	3	昭和 2 7 年	第 1 種	2 4	6, 7 0 0		
	岡山市さくら住座 6 番	6	昭和 2 8 年	第 1 種	2 4	6, 9 0 0		
		7	昭和 2 8 年	第 1 種	2 4	6, 9 0 0		
	岡山市さくら住座 8 番	8	昭和 2 8 年	第 1 種	4	6, 9 0 0	簡易耐火構造 2 階建	
		9	昭和 2 8 年	第 1 種	4	6, 9 0 0		
下内田市営住 宅	岡山市新道 5 7 番 地の 1	1 4	昭和 5 1 年	第 2 種	1 0	7, 0 0 0	耐火構造 5 階 建	
		1 5	昭和 5 1 年	第 2 種	3 0	7, 0 0 0		
下内田白鳩の 家	岡山市旭町 1 番地	1	昭和 2 8 年	第 2 種	2 0	2, 0 0 0	耐火構造 4 階 建	
			昭和 2 9 年	第 2 種	1 2	2, 0 0 0		
		2	昭和 3 2 年	第 2 種	1 6	2, 0 0 0		
			昭和 3	第 2 種	1	2, 0		

			3年	種	6	00	
	岡山市下内田町3 8番地	3	昭和5 2年	第2 種	1 6	10, 000	
宿毛上南市営 住宅	岡山市宿毛249 番地	1	昭和4 8年	第2 種	1	3,0 00	簡易耐火構造 平屋建
		2	昭和4 8年	第2 種	2	3,0 00	
		3	昭和4 8年	第2 種	1	3,0 00	
宿毛上東市営 住宅	岡山市宿毛314 番地	B	昭和4 4年	第2 種	4	3,0 00	簡易耐火構造 平屋建
		D	昭和4 9年	第2 種	1	4,5 00	
宿毛西市営住 宅	岡山市宿毛359 番地の5		昭和3 9年	第2 種	1	2,0 00	木造平屋建
			昭和3 9年	第2 種	2	2,0 00	
宿毛南市営住 宅	岡山市宿毛130 5番地		平成3 年	第2 種	6	13, 500	耐火構造3階 建
			平成3 年	第2 種	6	13, 500	
			平成3 年	第2 種	6	13, 500	
宿毛D市営住宅	岡山市宿毛134 9番地の1		昭和5 0年	第2 種	4	4,5 00	簡易耐火構造 平屋建
宿毛E市営住宅	岡山市宿毛135 6番地の2		昭和5 1年	第2 種	5	7,5 00	簡易耐火構造 2階建

宿毛F市営住宅	岡山市宿毛1356番地の1	F-1	昭和56年	第2種	2	13,000	簡易耐火構造 2階建	
		F-2	昭和56年	第2種	2	13,000		
宿毛G市営住宅	岡山市宿毛36番地の1		昭和63年	第2種	5	13,500	簡易耐火構造 2階建	
上南市営住宅	岡山市豊田1番地の3	D1	昭和53年	第2種	4	8,000	簡易耐火構造 2階建	
		D2	昭和54年	第2種	4	10,000		
	岡山市豊田1番地の1	D3	昭和55年	第2種	4	10,000		
新堀市営住宅	岡山市西大寺991番地の1	C401	昭和50年	第1種	1	23,200	耐火構造4階建	
			昭和50年	第2種	4	8,000		福祉（下肢）
		C402	昭和51年	第1種	1	25,200		
		D401	昭和50年	第2種	1	15,700		
			昭和50年	第2種	4	8,000		福祉（老人）
住田市営住宅	岡山市妹尾1180番地		昭和59年	第1種	1	4,700	木造平屋建	
			昭和59年	第2種	2	2,600		
住吉A市営住宅	岡山市国富104		平成2	第2種	1	13,	特殊耐火構造	

	1 番地の 1		年	種	6	5 0 0	2 階建	
住吉B市営住宅	岡山市国富 1 0 1 3 番地の 1 1	1	昭和 4 8 年	第 2 種	4	6, 5 0 0	簡易耐火構造 2 階建	
		2	昭和 4 8 年	第 2 種	5	6, 5 0 0		
		3	昭和 4 9 年	第 2 種	4	6, 5 0 0		
		5	昭和 4 9 年	第 2 種	5	6, 5 0 0		
		6	昭和 6 0 年	第 2 種	3	1 2, 5 0 0		
		高島市営住宅	岡山市高島一丁目	C 1	昭和 4 1 年	第 1 種		6
		C 2	昭和 4 1 年	第 1 種	4	9, 7 0 0		
	岡山市高島二丁目	C 3	昭和 4 3 年	第 1 種	4	1 0, 4 0 0		
		C 4	昭和 4 3 年	第 1 種	4	1 0, 4 0 0		
		C 5	昭和 4 3 年	第 1 種	4	1 0, 4 0 0		
		C 6	昭和 4 3 年	第 1 種	4	1 0, 4 0 0		
		C 4 3	昭和 4 5 年	第 1 種	4	1 1, 8 0 0		
		C 4 4	昭和 4 5 年	第 1 種	4	1 1, 8 0 0		

岡山市高島一丁目	C201	昭和39年	第1種	6	8, 900	簡易耐火構造 2階建	
	C202	昭和39年	第1種	6	8, 900		
	C203	昭和40年	第1種	6	9, 300		
	C204	昭和40年	第1種	6	9, 300		
	C205	昭和40年	第1種	6	9, 300		
	C206	昭和40年	第1種	6	9, 300		
	C207	昭和40年	第1種	6	9, 300		
岡山市高島二丁目	C208	昭和41年	第1種	4	9, 700		
	C209	昭和41年	第1種	4	9, 700		
	C210	昭和41年	第1種	4	9, 700		
	C211	昭和42年	第1種	4	10, 100		
	C212	昭和42年	第1種	4	10, 100		
	C213	昭和42年	第1種	6	10, 100		
	C214	昭和42年	第1種	6	10, 100		

	4	2年	種		100	
	C21	昭和4	第1	6	10,	
	5	2年	種		100	
	C21	昭和4	第1	6	10,	
	6	2年	種		100	
	C21	昭和4	第1	8	10,	
	7	2年	種		100	
	C21	昭和4	第1	8	10,	
	8	2年	種		100	
	C21	昭和4	第1	6	10,	
	9	3年	種		400	
	C22	昭和4	第1	6	10,	
	0	3年	種		400	
	C22	昭和4	第1	6	10,	
	1	3年	種		400	
	C22	昭和4	第1	6	10,	
	2	4年	種		800	
	C22	昭和4	第1	6	10,	
	3	4年	種		800	
	C22	昭和4	第1	6	11,	
	4	5年	種		800	
	C22	昭和4	第1	6	10,	
	5	4年	種		800	
	C22	昭和4	第1	8	11,	
	6	5年	種		800	
	C22	昭和4	第1	6	11,	
	7	5年	種		800	

岡山市高島一丁目	C401	昭和41年	第1種	24	9,700	耐火構造4階建	
	C402	昭和42年	第1種	24	10,100		
岡山市高島二丁目	C403	昭和43年	第1種	24	10,400		
	C404	昭和43年	第1種	24	10,400		
	C405	昭和44年	第1種	24	10,800		
	C406	昭和44年	第1種	32	10,800		
	C407	昭和45年	第1種	32	11,800		
	C408	昭和45年	第1種	24	11,800		
	C409	昭和45年	第1種	32	11,800		
岡山市高島一丁目	D1	昭和39年	第2種	4	5,600	簡易耐火構造平屋建	
	D2	昭和39年	第2種	6	5,600		
	D3	昭和39年	第2種	6	5,600		
	D4	昭和39年	第2種	4	5,600		
	D5	昭和39年	第2種	4	5,600		

		9年	種		00	
D6	昭和3	第2	6	5, 6		
	9年	種		00		
D7	昭和3	第2	6	5, 6		
	9年	種		00		
D8	昭和4	第2	4	5, 8		
	0年	種		00		
D9	昭和3	第2	4	5, 6		
	9年	種		00		
D10	昭和4	第2	4	5, 8		
	0年	種		00		
D11	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D12	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D13	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D14	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D15	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D16	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D17	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		
D18	昭和4	第2	4	6, 1		
	1年	種		00		

		D19	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D20	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D21	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D22	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D23	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D24	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D25	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D26	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D27	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
	岡山市高島二丁目	D28	昭和4 1年	第2 種	4	6, 1 00	
		D29	昭和4 2年	第2 種	4	6, 5 00	
		D30	昭和4 2年	第2 種	4	6, 5 00	
		D31	昭和4 2年	第2 種	4	6, 5 00	
		D32	昭和4	第2	4	6, 5	

		2年	種		00	
D33	昭和42年	第2種	4	6,5		
		2年	種		00	
D34	昭和42年	第2種	4	6,5		
		2年	種		00	
D35	昭和42年	第2種	4	6,5		
		2年	種		00	
D36	昭和42年	第2種	4	6,5		
		2年	種		00	
D37	昭和42年	第2種	4	6,5		
		2年	種		00	
D38	昭和43年	第2種	4	6,9		
		3年	種		00	
D39	昭和43年	第2種	5	6,9		
		3年	種		00	
D40	昭和43年	第2種	4	6,9		
		3年	種		00	
D41	昭和43年	第2種	5	6,9		
		3年	種		00	
D43	昭和48年	第2種	1	6,0		福祉(母子)
		8年	種		00	
	昭和48年	第2種	4	6,0		福祉(下肢)
		8年	種		00	
D44	昭和48年	第2種	1	6,0		福祉(母子)
		8年	種		00	
	昭和48年	第2種	4	6,0		福祉(老人)
		8年	種		00	

岡山市高島一丁目	D201	昭和39年	第2種	6	5, 7 00	簡易耐火構造 2階建	
	D202	昭和39年	第2種	6	5, 7 00		
	D203	昭和40年	第2種	6	6, 0 00		
	D204	昭和40年	第2種	6	6, 0 00		
	D205	昭和40年	第2種	6	6, 0 00		
	D206	昭和40年	第2種	6	6, 0 00		
	D207	昭和40年	第2種	8	6, 0 00		
岡山市高島二丁目	D208	昭和41年	第2種	6	6, 2 00		
	D209	昭和41年	第2種	6	6, 2 00		
	D210	昭和41年	第2種	6	6, 2 00		
	D211	昭和42年	第2種	6	6, 5 00		
	D212	昭和42年	第2種	4	6, 5 00		
	D213	昭和42年	第2種	6	6, 5 00		
	D214	昭和42年	第2種	6	6, 5 00		

		4	2年	種		00	
		D21	昭和4	第2	8	6, 5	
		5	2年	種		00	
		D21	昭和4	第2	6	6, 9	
		6	3年	種		00	
		D21	昭和4	第2	6	6, 9	
		7	3年	種		00	
		D21	昭和4	第2	8	6, 9	
		8	3年	種		00	
		D21	昭和4	第2	6	7, 0	
		9	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 0	
		0	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 0	
		1	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 0	
		2	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 0	
		3	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 0	
		4	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 0	
		5	4年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 9	
		6	5年	種		00	
		D22	昭和4	第2	6	7, 9	
		7	5年	種		00	

	D228	昭和45年	第2種	8	7, 900		
	D229	昭和45年	第2種	8	7, 900		
岡山市高島一丁目	D401	昭和41年	第2種	8	6, 200	耐火構造4階建	
岡山市高島二丁目	D402	昭和42年	第2種	24	6, 500		
	D403	昭和43年	第2種	24	6, 900		
	D404	昭和43年	第2種	24	6, 900		
	D405	昭和44年	第2種	20	7, 000	耐火構造5階建	
	D406	昭和44年	第2種	32	7, 000	耐火構造4階建	
	D407	昭和44年	第2種	24	7, 000		
	D408	昭和45年	第2種	32	7, 900		
	D409	昭和49年	第2種	10	14, 500		
		昭和49年	第2種	4	7, 000		福祉（下肢）
		昭和49年	第2種	2	7, 000		福祉（母子）
	D41	昭和4	第2	1	14,		

		0	9年種	2	500			
			昭和49年種	第2種	4	7,000		福祉(老人)
竹田A市営住宅	岡山市西川原125番地の5	D1	昭和46年種	第2種	5	4,000	簡易耐火構造 2階建	
		D2	昭和47年種	第2種	5	4,000		
竹田B市営住宅	岡山市竹田142番地の2	D1	昭和47年種	第2種	7	4,000	簡易耐火構造 2階建	
		D2	昭和48年種	第2種	7	4,000		
玉田市営住宅	岡山市大井2592番地の1	1	昭和50年種	第2種	4	6,500	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和50年種	第2種	3	6,500		
津島北斗住座	岡山市津島福居二丁目7番 岡山市津島福居二丁目6番	1	昭和29年種	第1種	6	6,900	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和29年種	第1種	4	6,900		
		3	昭和29年種	第1種	4	6,900		
		4	昭和29年種	第1種	6	6,900		
		5	昭和29年種	第1種	12	6,600		
		6	昭和30年種	第1種	10	6,400		

	7	昭和30年	第1種	12	6,400	
	8	昭和30年	第1種	12	6,400	
	9	昭和30年	第1種	8	6,400	
岡山市津島福居二丁目7番	10	昭和30年	第1種	6	6,400	
岡山市津島福居二丁目10番	11	平成27年	第2種	3	27,000	
岡山市津島福居二丁目9番	12	平成27年	第1種	2	35,000	
	13	平成27年	第2種	3	27,000	
	14	平成27年	第1種	5	35,000	
	15	平成27年	第1種	5	35,000	
岡山市津島福居二丁目8番	16	平成30年	第1種	2	35,000	
	17	平成30年	第1種	2	35,000	
	18	平成30年	第2種	3	27,000	
岡山市津島福居二丁目4番	19	平成30年	第2種	2	27,000	
	20	平成30年	第1種	4	35,000	

			年	種		0 0 0			
津高市営住宅	岡山市津高 3 5 7 番地の 1	C 3 0 1	昭和 5	第 1	1	3 2,	耐火構造 3 階 建		
			3 年	種	6	0 0 0		福祉 (下 肢)	
		D 3 0 2	昭和 5	第 2	2	1 1,			
			3 年	種		0 0 0			福祉 (母 子)
			昭和 5	第 2	4	1 1,			福祉 (老 人)
		D 3 0 3	昭和 5	第 2	6	1 1,			
			3 年	種	8	0 0 0			
当新田市営住 宅	岡山市当新田 4 9 0 番地の 1	1	昭和 3	第 1	4	8, 4	簡易耐火構造 2 階建		
			8 年	種		0 0			
			2	昭和 3	第 1	4		6, 4	
			3 年	種		0 0			
			3	昭和 3	第 1	6		6, 4	
			3 年	種		0 0			
			4	昭和 3	第 1	8		6, 4	
3 年	種		0 0						
5	昭和 3	第 1	8	6, 4					
3 年	種		0 0						
6	昭和 3	第 1	8	6, 4					
3 年	種		0 0						
7	昭和 3	第 1	8	6, 4					
3 年	種		0 0						

	8	昭和3 4年	第1 種	8	6, 6 0 0		
	9	昭和3 4年	第1 種	8	6, 6 0 0		
	1 0	昭和3 4年	第1 種	8	6, 6 0 0		
	D 1 1	昭和4 3年	第2 種	4	6, 1 0 0	簡易耐火構造 平屋建	
	1 2	昭和4 3年	第1 種	5	8, 9 0 0		
	1 3	昭和3 4年	第1 種	8	6, 6 0 0	簡易耐火構造 2階建	
	1 4	昭和3 4年	第1 種	8	6, 6 0 0		
	1 5	昭和3 6年	第1 種	4	7, 6 0 0		
	1 6	昭和3 6年	第1 種	4	7, 6 0 0		
	1 7	昭和3 6年	第1 種	6	7, 6 0 0		
	1 8	昭和3 6年	第1 種	6	7, 6 0 0		
	1 9	昭和3 6年	第1 種	6	7, 6 0 0		
	2 0	昭和3 5年	第1 種	6	7, 1 0 0		
	2 1	昭和3	第1	6	7, 1		

	5年種			00	
22	昭和35年種	第1種	6	7, 1	
	5年種			00	
23	昭和35年種	第1種	6	7, 1	
	5年種			00	
024	昭和43年種	第2種	4	6, 1	簡易耐火構造 平屋建
	3年種			00	
25	昭和38年種	第1種	4	8, 4	簡易耐火構造 2階建
	8年種			00	
26	昭和38年種	第1種	6	8, 4	
	8年種			00	
31	昭和33年種	第1種	18	7, 1	耐火構造3階 建
	3年種			00	
32	昭和34年種	第1種	18	7, 1	
	4年種			00	
33	昭和37年種	第1種	18	8, 1	
	7年種			00	
34	昭和36年種	第1種	18	7, 6	
	6年種			00	
35	昭和36年種	第1種	24	7, 6	耐火構造4階 建
	6年種			00	
36	昭和39年種	第1種	24	8, 9	
	9年種			00	
37	昭和39年種	第1種	24	8, 9	
	9年種			00	
40	昭和37年種	第1種	18	8, 1	耐火構造3階 建
	7年種			00	

		4 1	昭和3 7年	第1 種	1 8	8, 1 0 0		
		4 2	昭和3 8年	第1 種	1 8	8, 4 0 0		
		4 3	昭和3 8年	第1 種	1 8	8, 4 0 0		
		5 1	昭和3 5年	第1 種	2 4	7, 2 0 0	耐火構造4階 建	
		5 2	昭和3 5年	第1 種	2 4	7, 2 0 0		
		5 3	昭和3 8年	第1 種	2 4	8, 4 0 0		
		5 8	昭和3 9年	第1 種	8	8, 9 0 0		
富原A市営住宅	岡山市富原185 4番地	A-1	昭和6 1年	第2 種	2	13, 500	簡易耐火構造 2階建	
		A-2	昭和6 1年	第2 種	3	13, 500		
		A-3	昭和6 1年	第2 種	2	13, 500		
		A-4	昭和6 1年	第2 種	2	13, 500		
富原B市営住宅	岡山市富原582 番地の2	B-1	昭和5 3年	第2 種	3	8, 0 0 0	簡易耐火構造 2階建	
		B-2	昭和5 3年	第2 種	3	8, 0 0 0		
		B-3	昭和5	第2 種	3	8, 0		

			3年	種		00		
	岡山市富原596番地の1	B-5	昭和58年	第2種	2	13,000		
		B-6	昭和58年	第2種	2	13,000		
		B-7	昭和58年	第2種	2	13,000		
		B-8	昭和58年	第2種	2	13,000		
		B-9	昭和58年	第2種	2	13,000		
富原C市営住宅	岡山市富原1195番地の1	C-1	昭和53年	第2種	5	8,000	簡易耐火構造 2階建	
		C-2	昭和53年	第2種	5	8,000		
	岡山市富原1196番地の1	C-3	昭和58年	第2種	3	13,000		
		C-5	昭和58年	第2種	3	13,000		
		C-6	昭和58年	第2種	3	13,000		
中川市営住宅	岡山市中川町245番地		昭和54年	第1種	1	4,700	木造平屋建	1号
			昭和54年	第1種	1	4,700		2号
			昭和54年	第1種	1	4,700		3号

		昭和34年	第1種	1	4, 7		4号
		昭和34年	第1種	2	4, 7		5号, 6号
		昭和34年	第1種	2	4, 7		7号, 8号
		昭和34年	第1種	2	4, 7		9号, 10号
長岡市営住宅	岡山市長岡292番地	昭和29年	第2種	1	2, 2	木造平屋建	
		昭和30年	第2種	6	2, 3		
西市市営住宅	岡山市新保1015番地の11	昭和36年	第2種	4	4, 4	簡易耐火構造平屋建	67号~70号
		昭和36年	第2種	4	4, 4		71号~74号
		昭和36年	第2種	4	4, 4		75号~78号
		昭和36年	第2種	4	4, 4		79号~82号
		昭和36年	第2種	4	4, 4		83号~86号
		昭和36年	第2種	5	4, 4		87号~91号
		昭和36年	第2種	4	4, 4		92号~95号
		昭和36年	第2種	4	4, 4		96号~

	6年種			00		99号
	昭和36年種	第2種	2	4,800	木造平屋建	100号, 101号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		102号, 103号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		104号, 105号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		106号, 107号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		108号, 109号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		110号, 111号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		112号, 113号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		114号, 115号
	昭和36年種	第2種	2	4,800		116号, 117号

							7号
		昭和36年	第2種	2	4,800		118号, 119号
岡山市新保1009番地の1	1	平成4年	第2種	14	28,000	耐火構造4階建	
		平成4年	第2種	2	14,000		福祉(下肢)
	2	平成4年	第2種	14	28,000		
		平成4年	第2種	3	22,000		(2DK)
	3	平成4年	第1種	6	38,000		
		平成4年	第2種	10	28,000		
岡山市新保1016番地の1	4	平成4年	第1種	20	38,000		
		平成4年	第2種	20	28,000		
岡山市新保1016番地の2	5	平成5年	第1種	18	40,000	耐火構造7階建	
		平成5年	第2種	26	30,000		
		平成5年	第2種	7	24,000		(2DK)
		平成5年	第2種	2	15,000		福祉(老)

			年	種		0 0 0		人)
			平成 5	第 2	3	1 5,		福祉 (下
			年	種		0 0 0		肢)
岡山市万倍 1 1 2 番地の 2	6	平成 5	第 2	4	3 0,	耐火構造 3 階 建		
		年	種		0 0 0		(2DK)	
	7	平成 5	第 2	4	2 4,			
		年	種		0 0 0			
	7	平成 5	第 1	4	3 8,			
		年	種		0 0 0			
	7	平成 5	第 2	2	1 4,		福祉 (下	
		年	種		0 0 0		肢)	
8	平成 5	第 2	1	2 8,	耐火構造 4 階 建			
	年	種	0	0 0 0		(2DK)		
	平成 5	第 2	3	2 2,				
		年	種		0 0 0		福祉 (母	
		平成 5	第 2	4	1 4,		子)	
		年	種		0 0 0			
乗越市営住宅	岡山市箕島 2 6 4 9 番地		昭和 2	第 1	9	4, 4	木造平屋建	
			8 年	種		0 0		
花園市営住宅	岡山市東山四丁目 5 番 1 7 号	5 一	昭和 5	第 1	6	3 1,	耐火構造 3 階 建	
		1 7	7 年	種		0 0 0		
	岡山市東山四丁目 5 番 1 8 号	5 一	昭和 5	第 2	6	2 2,		
		1 8	7 年	種		0 0 0		
岡山市東山四丁目 5 番 1 9 号	5 一	昭和 5	第 2	1	2 2,			
	1 9	7 年	種	2	0 0 0			
		5 一	昭和 5	第 1	6	3 4,		
		1 9	9 年	種		0 0 0		

	岡山市東山四丁目 5番20号	5— 20	昭和5 9年	第2 種	6	27, 000		
	岡山市東山四丁目 5番16号	5— 16	昭和6 0年	第1 種	4	34, 000		
			昭和6 0年	第2 種	6	27, 000		
浜A市営住宅	岡山市浜一丁目6 番	6— 1	昭和6 2年	第2 種	9	13, 500	耐火構造3階 建	
		6— 2	昭和6 2年	第2 種	1 6	13, 500	耐火構造4階 建	
		6— 3	昭和6 3年	第2 種	8	13, 500		
浜C市営住宅	岡山市浜一丁目4 番21号		平成7 年	第2 種	6	13, 500	耐火構造2階 建	
浜D市営住宅	岡山市浜一丁目3 番	D1	昭和4 7年	第2 種	5	4, 0 00	簡易耐火構造 2階建	
		D2	昭和4 7年	第2 種	2	4, 0 00		
浜E市営住宅	岡山市浜一丁目8 番	1	昭和4 8年	第2 種	6	6, 5 00	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和4 8年	第2 種	5	6, 5 00		
		3	昭和4 8年	第2 種	5	6, 5 00		
		4	昭和4 8年	第2 種	4	6, 5 00		
浜F市営住宅	岡山市西川原一丁	1	昭和4	第2	5	6, 5	簡易耐火構造	

	目 7 番		8 年	種		0 0	2 階建	
		2	昭和 4 9 年	第 2 種	6	6, 5 0 0		
浜G市営住宅	岡山市浜三丁目 1 0 番	1	昭和 5 0 年	第 2 種	3	6, 5 0 0	簡易耐火構造 2 階建	
		2	昭和 5 0 年	第 2 種	3	6, 5 0 0		
		3	昭和 5 0 年	第 2 種	3	6, 5 0 0		
		5	昭和 4 9 年	第 2 種	3	6, 5 0 0		
		6	昭和 4 9 年	第 2 種	3	6, 5 0 0		
		7	昭和 4 9 年	第 2 種	4	6, 5 0 0		
		8	昭和 5 5 年	第 2 種	2	1 1, 0 0 0		
		9	昭和 5 5 年	第 2 種	3	1 0, 0 0 0		
		1 0	昭和 5 5 年	第 2 種	3	1 0, 0 0 0		
東岡山A市営住宅	岡山市神下 4 2 6 番地の 1		昭和 6 2 年	第 2 種	1 2	1 3, 5 0 0	耐火構造 3 階 建	
東岡山B市営住宅	岡山市神下 4 6 7 番地の 2	1	昭和 6 1 年	第 2 種	1 2	1 3, 5 0 0	耐火構造 3 階 建	
	岡山市神下 4 6 8 番地	2	平成元 年	第 2 種	1 8	1 3, 5 0 0		

	岡山市神下191番地の1	3	平成3年	第2種	1	13,500		
東岡山D市営住宅	岡山市神下77番地の2	D301	昭和51年	第2種	1	8,000	耐火構造3階建	
		D302	昭和51年	第2種	1	8,000		
		D303	昭和54年	第2種	1	10,000		
		D303	昭和54年	第2種	2	10,000		
東ヶ丘市営住宅	岡山市四御神836番地	C201	昭和46年	第1種	6	12,200	簡易耐火構造2階建	
		C202	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C203	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C204	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C205	昭和46年	第1種	4	12,200		
		C206	昭和46年	第1種	6	12,200		
		C207	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C208	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C209	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C209	昭和46年	第1種	8	12,200		
		C210	昭和46年	第1種	8	12,200		

	0	6年	種		200	
	C211	昭和46年	第1種	8	12,200	
	C212	昭和47年	第1種	6	12,800	
	C213	昭和47年	第1種	6	12,800	
	C214	昭和48年	第1種	5	13,900	
	C215	昭和47年	第1種	8	13,900	
	C216	昭和47年	第1種	8	13,900	
	C217	昭和47年	第1種	8	13,900	
	C218	昭和47年	第1種	8	13,900	
	C219	昭和49年	第1種	7	19,000	
	C220	昭和49年	第1種	4	19,000	
	C221	昭和49年	第1種	6	19,000	
	C222	昭和49年	第1種	6	19,000	
	C223	昭和49年	第1種	8	19,000	

	C224	昭和49年	第1種	6	19,000		
	C225	昭和49年	第1種	7	19,000		
	C501	昭和46年	第1種	30	12,200	耐火構造5階建	
	C502	昭和46年	第1種	30	12,200		
	C503	昭和46年	第1種	20	12,200		
	C504	昭和47年	第1種	30	12,800		
	C505	昭和47年	第1種	20	12,800		
	C506	昭和47年	第1種	20	12,800		
	C507	昭和47年	第1種	20	12,800		
	C508	昭和48年	第1種	20	16,000		
	C509	昭和48年	第1種	30	16,000		
	C510	昭和48年	第1種	20	16,000		
	C511	昭和48年	第1種	20	16,000		
	C51	昭和4	第1	2	14,		

		2	7年	種	0	900	
		C513	昭和47年	第1種	2	14,900	
		C514	昭和49年	第1種	2	20,000	
		C515	昭和49年	第1種	1	22,000	
		C516	昭和49年	第1種	1	22,000	
		D201	昭和46年	第2種	8	8,500	簡易耐火構造 2階建
		D202	昭和46年	第2種	4	8,500	
		D203	昭和46年	第2種	8	8,500	
		D204	昭和47年	第2種	8	10,700	
		D205	昭和47年	第2種	8	10,700	
		D206	昭和49年	第2種	5	14,500	
		D207	昭和49年	第2種	5	14,500	
		D208	昭和48年	第2種	5	13,500	
		D209	昭和48年	第2種	3	13,500	

		D210	昭和48年	第2種	4	13,500		
		D211	昭和48年	第2種	5	13,500		
		D212	昭和48年	第2種	7	13,500		
		D501	昭和46年	第2種	20	8,500	耐火構造5階建	
東谷市営住宅	岡山市三門西町7番	7-28	昭和52年	第2種	8	8,000	耐火構造4階建	
		7-29	昭和52年	第2種	6	8,000	耐火構造3階建	
		7-30	昭和52年	第2種	6	8,000		
		7-31	昭和52年	第2種	8	8,000	耐火構造4階建	
		7-32	昭和52年	第2種	8	8,000		
一日市市営住宅	岡山市一日市518番地の2		昭和46年	第2種	4	3,000	簡易耐火構造平屋建	
平井市営住宅	岡山市平井三丁目971番地	1	昭和62年	第2種	16	27,000	耐火構造4階建	
		2	昭和62年	第2種	8	20,000		(2DK)
			昭和62年	第2種	3	27,000		
		3	昭和61年	第1種	1	34,000		

	2年種	2	000		
	昭和62年種	4	27,000		
4	昭和62年種	1	40,000	耐火構造3階建	(多世帯向)
	昭和62年種	8	27,000		
5	昭和62年種	16	27,000	耐火構造4階建	
6	昭和62年種	9	27,000	耐火構造3階建	
7	平成元年種	6	27,000		
	平成元年種	3	13,500		福祉(老人)
	平成元年種	3	13,500		福祉(母子)
8	平成元年種	6	27,000	耐火構造3階建	
	平成元年種	3	13,500		福祉(老人)
	平成元年種	3	13,500		福祉(母子)
9	平成元年種	28	35,000	耐火構造5階建	
	平成元年種	2	13,500		福祉(下肢)

岡山市平井四丁目 1 2 番地	1 0	昭和6 3年	第1 種	6	3 5, 0 0 0	耐火構造 3 階 建		
	1 1	昭和6 3年	第1 種	1	3 5, 0 0 0			
		昭和6 3年	第2 種	2	1 3, 5 0 0		福祉（下 肢）	
	1 2	昭和6 3年	第1 種	6	3 5, 0 0 0			
	1 3	昭和6 3年	第1 種	8	3 5, 0 0 0	耐火構造 4 階 建		
		昭和6 3年	第2 種	5	2 7, 0 0 0			
		昭和6 3年	第2 種	3	1 3, 5 0 0		福祉（母 子）	
	1 4	昭和6 3年	第2 種	9	2 7, 0 0 0			
		昭和6 3年	第2 種	3	1 3, 5 0 0	福祉（老 人）		
	1 5	昭和6 3年	第2 種	3	2 7, 0 0 0	耐火構造 3 階 建		
		昭和6 3年	第2 種	3	1 3, 5 0 0		福祉（老 人）	
		昭和6 3年	第2 種	3	1 3, 5 0 0		福祉（母 子）	
	福浜市営住宅	岡山市福浜西町 5 番	昭和3 0年	第1 種	1 0	4, 9 0 0	木造平屋建	1 号～ 1 0 号
			昭和3	第2 種	4	2, 2	簡易耐火構造	1 1 号～

			0年	種		00	平屋建	14号
			昭和30年	第2種	4	2, 200		15号~18号
			昭和30年	第1種	2	5, 700		19号, 20号
			昭和30年	第1種	6	5, 700		21号~26号
			昭和30年	第1種	6	5, 700		27号~32号
			昭和30年	第1種	6	5, 700		33号~38号
藤田(錦)市営住宅	岡山市藤田298番地		昭和38年	第2種	4	4, 800	木造平屋建	
藤田(都)市営住宅	岡山市藤田509番地		昭和38年	第2種	6	4, 800	木造平屋建	
松崎市営住宅	岡山市富原2180番地の2	1	昭和47年	第2種	3	4, 000	簡易耐火構造 2階建	
		2	昭和47年	第2種	4	4, 000		
		3	昭和47年	第2種	5	4, 000		
	岡山市富原2179番地	4	昭和48年	第2種	6	6, 500		
		5	昭和48年	第2種	6	6, 500		
湊市営住宅	岡山市湊315番地	C301	昭和50年	第1種	18	23, 300	耐火構造3階建	

		C302	昭和50年	第1種	18	23,300		
		C305	昭和51年	第1種	18	27,200		
		C306	昭和51年	第1種	10	27,200		
			昭和51年	第2種	2	9,000	福祉（下肢）	
		D303	昭和50年	第2種	12	8,000		福祉（母子）
		D304	昭和51年	第2種	6	17,500		
			昭和51年	第2種	4	9,000	福祉（老人）	
			昭和51年	第2種	2	9,000	福祉（母子）	
宮ノ里市営住宅	岡山市乙多見265番地の1	6	昭和56年	第2種	3	13,000	簡易耐火構造 2階建	
		7	昭和56年	第2種	3	13,000		
海吉市営住宅	岡山市海吉2131番地の1	C301	昭和57年	第1種	6	33,000	耐火構造3階建	
		C303	昭和56年	第1種	16	33,000		
			昭和56年	第2種	2	13,000		福祉（下肢）
		D30	昭和5	第2種	1	26,		

		2	6年種	0	000			
			昭和56年種	第2種	4	13,000		福祉(老人)
			昭和56年種	第2種	4	13,000		福祉(母子)
		D304	昭和56年種	第2種	18	26,000		
山田南市営住宅	岡山市久保296番地		昭和39年種	第2種	1	2,000	木造平屋建	
			昭和39年種	第2種	2	2,000		
山田B市営住宅	岡山市富崎700番地の2		昭和33年種	第2種	16	13,500	耐火構造4階建	
山田D市営住宅	岡山市久保432番地の1	D-1	昭和46年種	第2種	3	3,000	簡易耐火構造平屋建	
	岡山市久保432番地の3	D-2	昭和42年種	第2種	2	7,500	簡易耐火構造2階建	
山田E市営住宅	岡山市久保363番地の11	1	昭和50年種	第2種	3	6,500	簡易耐火構造2階建	
	岡山市久保362番地の8	3	昭和49年種	第2種	3	4,500	簡易耐火構造平屋建	
	岡山市久保362番地の2	5	昭和42年種	第2種	2	7,500	簡易耐火構造2階建	
山田F市営住宅	岡山市久保302番地	F-1	昭和51年種	第2種	3	7,500	簡易耐火構造2階建	
		F-2	昭和51年種	第2種	3	7,500		

		F-3	昭和5 1年	第2 種	3	7, 5 00		
山田G市営住宅	岡山市久保308 番地	G-1	昭和5 5年	第2 種	2	10, 000	簡易耐火構造 2階建	
		G-2	昭和5 5年	第2 種	3	10, 000		
		G-3	昭和5 5年	第2 種	3	10, 000		
山田H市営住宅	岡山市久保426 番地の5		昭和5 7年	第2 種	3	13, 000	簡易耐火構造 2階建	
山田I市営住宅	岡山市久保333 番地の2	I-1	昭和5 7年	第2 種	3	13, 000	簡易耐火構造 2階建	
		I-2	昭和5 7年	第2 種	6	13, 000		
山ノ端市営住宅	岡山市檜原789 番地の2	1	昭和4 3年	第2 種	4	6, 5 00	簡易耐火構造 平屋建	
		2	昭和4 3年	第2 種	4	6, 5 00		
芳田市営住宅	岡山市新保698 番地		昭和3 3年	第2 種	2	2, 5 00	木造平屋建	1号, 2号
			昭和3 3年	第2 種	2	2, 5 00		3号, 4号
			昭和3 3年	第2 種	2	2, 5 00		5号, 6号
			昭和3 3年	第2 種	2	2, 5 00		7号, 8号
			昭和3 3年	第2 種	2	2, 5 00		9号, 1

	3年種			00		0号
	昭和33年種	第2種	2	2,5		11号, 12号
	昭和33年種	第2種	2	2,5		13号, 14号
	昭和34年種	第2種	2	3,0		15号, 16号
	昭和33年種	第2種	6	2,2	簡易耐火構造 平屋建	17号~ 22号
	昭和33年種	第1種	4	5,5		23号~ 26号
	昭和34年種	第2種	2	3,0	木造平屋建	27号~ 28号
	昭和34年種	第1種	1	5,5		29号
	昭和34年種	第2種	8	3,2	簡易耐火構造 平屋建	30号~ 37号
	昭和34年種	第1種	1	5,5	木造平屋建	38号
	昭和34年種	第1種	1	5,5		39号
	昭和34年種	第1種	1	5,5		40号
	昭和34年種	第1種	1	5,5		41号
	昭和34年種	第1種	1	5,5		42号

	昭和3 4年	第1 種	1	5, 5 0 0		4 3号
	昭和3 4年	第1 種	1	5, 5 0 0		4 4号
	昭和3 4年	第1 種	1	5, 5 0 0		4 5号
	昭和3 4年	第1 種	1	5, 5 0 0		4 6号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		4 7号, 4 8号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		4 9号, 5 0号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		5 1号, 5 2号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		5 3号, 5 4号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		5 5号, 5 6号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		5 7号, 5 8号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		5 9号, 6 0号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		6 1号, 6 2号
	昭和3 4年	第2 種	2	3, 0 0 0		6 3号, 6 4号
	昭和3	第1	6	5, 5	簡易耐火構造	6 5号～

			4年	種		00	平屋建	70号
			昭和34年	第1種	6	5, 5		71号~
			4年	種		00		76号
			昭和34年	第1種	6	5, 5		77号~
			4年	種		00		82号
			昭和34年	第2種	2	3, 0	木造平屋建	83号,
			4年	種		00		84号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		85号,
			4年	種		00		86号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		87号,
			4年	種		00		88号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		89号,
			4年	種		00		90号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		91号,
			4年	種		00		92号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		93号,
			4年	種		00		94号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		95号,
			4年	種		00		96号
			昭和34年	第2種	2	3, 0		97号,
			4年	種		00		98号
隆勝崎市営住宅	岡山市宿毛623番地の6	1	昭和52年	第2種	4	7, 5	簡易耐火構造	
			2年	種		00	2階建	
		2	昭和52年	第2種	4	7, 5		
			2年	種		00		
		3	昭和51年	第2種	4	7, 5		
			1年	種		00		

岡山市宿毛623 番地の4	5	昭和5 3年	第2 種	3	8,0 00	
	6	昭和5 3年	第2 種	5	8,0 00	
	7	昭和5 3年	第2 種	5	8,0 00	

別表第2（第2条関係）

団地名	建設場所	建設年 度	戸 数	種別	構造	家賃月 額（円）
柿原市営住宅	岡山市東幸西537 番地の1	昭和3 2年	2	第3種（簡 易住宅）	木造かわらぶき 平家建	450
柿原市営住宅	岡山市東幸西537 番地の1	昭和3 2年	6	第3種（簡 易住宅）	木造かわらぶき 平家建	400
金岡市営住宅	岡山市金岡西町12 6番地	昭和3 1年	2	第3種（簡 易住宅）	木造かわらぶき 平家建	450
吉備市営住宅	岡山市撫川1244 番地	昭和3 4年	1 0	第3種（そ の他）	補強コンクリー トブロック造2 階建	8,80 0
吉備市営住宅	岡山市撫川1244 番地	昭和3 5年	1 0	第3種（そ の他）	補強コンクリー トブロック造2 階建	8,90 0
久保市営住宅	岡山市久保745番 地の3	昭和4 3年	1	第3種（簡 易住宅）	木造かわらぶき 平家建	1,20 0
小串市営住宅	岡山市小串2431 番地の9	昭和2 9年	2	第3種（そ の他）	木造かわらぶき 平家建	800
河本市営住宅	岡山市西大寺東二丁 目3番	昭和3 7年	5	第3種（簡 易住宅）	木造かわらぶき 平家建	700

河本市営住宅	岡山市西大寺東二丁目2番	昭和40年	1	第3種(簡易住宅)	木造かわらぶき平家建	1,200
河本市営住宅	岡山市西大寺東二丁目3番	昭和42年	3	第3種(簡易住宅)	木造かわらぶき平家建	1,200
河本市営住宅	岡山市西大寺東二丁目3番	昭和43年	1	第3種(簡易住宅)	木造かわらぶき平家建	1,300
山田市営住宅	岡山市久保295番地の1	昭和38年	5	第3種(簡易住宅)	木造かわらぶき平家建	900

様式第1号

(表)

岡山市営新築住宅入居申込書

年 月 日

岡山市長 殿

氏 名 ㊟

下記により市営住宅の入居を申し込みます。

なお、本書の記載内容および証明の事項が事実と相違するときは、申し込みに関する
いつさいの権利を放棄することを誓約いたします。

1	(ふりがな)		本 籍		電話番号						
	申込者氏名		現 住 所		局 番						
	生年月日		勤務先、 職業								
		年 月 日生									
2	入居する世帯員の構成	氏 名	申込者との続柄	生年月日	勤務先、 職 業	平均月収	照 合 欄				
				・ ・		円	※健康保険証照合				
				・ ・		円					
				・ ・		円	※平均月収総額				
				・ ・		円	円				
3	現住居の状況	建 物 種 別	所有 別	申込者使用の居室		申込者が使用している 専用設備			家賃又は部屋代 (家主の氏名を 記入してください。)		
				部屋数	畳数	炊事場	水道	便所		押入 又は 物置	直接 外部 との 出入口
		住 宅 転 用 住 宅 非 住 宅	持家 借家 間借 同居			有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	家賃又は 部屋代
						畳					家主氏名
									電話番号		
申込者の通勤片道所要時間		乗車 時間 分	自転車 時間 分	徒歩 時間 分							

4	住宅に困窮している事由	非住宅 老朽危険 他世帯と同居 親族と別居 狭少過密		不完全施設 立退要求 遠距離通勤 高家賃							
		5	申込住宅	(戸)						(戸)	
6	過去の申込状況			新築又はあき住宅の抽せん番号	新No あきNo	新No あきNo	新No あきNo	新No あきNo	新No あきNo	新No あきNo	※回答
		申込年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月			
		申込住宅団地名及び構造									
		※摘要									
注 裏面の注意事項をよく読んで記入してください。		※抽せん結果		抽せん番号		※受付番号		※取扱者			

(裏)

申込書の記載上の注意

- 1 申込書の記載は、青または黒インキを使用し、数字はすべて算用数字(1, 2, 3, 4.)で記入してください。
- 2 新築住宅入居申込案内書をよくよんで申込書を提出してください。
- 3 「1申込人」欄中の勤務先は詳細に記入してください。
(電話があれば必ずその番号を記入)
- 4 「2入居する世帯員の構成」欄は、入居する世帯員を記入し、職業を有する者は給与証明書を添付してください。
- 5 「3現住居の状況」欄は、必要事項を記入し、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「4住宅に困窮している事由」欄は、該当するものを○で囲み、右の余白か所にその実状を具体的に記入してください。
- 7 「5申込住宅」欄は、申し込みを希望するものうちいずれか1つに捺印してください。
- 8 「6過去の申込状況」欄は、1世帯1人として新築またはあき住宅の抽せん番号、申込年度、申込住宅団地名構造を正確に記入してください。ただし、入居を棄権した場合は申込回数を取消します。
- 9 現在の住居および勤務先付近の見取図を右余白に記入してください。申込後住所を変更した場合は、理由書および新住所付近見取図を提出してください。
- 10 下欄には、現住居の平面図の概略を記入してください。
- 11 ※の欄には記入しないでください。

申込者の住所付近見取図	
N 	図中には必ず目標となるものを記入してください。

申込者の勤務先付近見取図	
N 	図中には必ず目標となるものを記入してください。

様式第2号

(表)

岡山市営あき住宅入居申込書

年 月 日

岡山市長 殿

氏 名 ㊟

下記により市営住宅の入居を申し込みます。


なお、本書の記載内容および証明の事項が事実と相違するときは、申込みに関するいつさいの権利を放棄することを誓約いたします。


1	(ふりがな)				本 籍			電話番号			
	申込者氏名				現 住 所			局 番			
	生 年 月 日		年 月 日生		勤務先、 職業						
2	入居する世帯員の構成	氏 名	申込者との続柄	生年月日	勤務先、 職業	平均月収	※照 合 欄				
				・ ・		円	※健康保険証照合				
				・ ・		円					
				・ ・		円	※平均月収総額				
				・ ・		円	円				
3	現住居の状況	建 物 の 種 別	所 有 別	申込者使用の居室		申込者が使用している 専用設備				家賃又は部屋代 (家主の氏名を 記入してください。)	
				部屋 数	畳数	炊事 場	水道	便所	押入 又は 物置		直接 外部 との 出入口
		住 宅 転 用 住 宅	持家 借家 間借 同居			有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	家賃又は部 屋代
		非 住 宅			畳						家 主 氏 名
申込者の通勤 片道所要時間		乗車	時間	分	自転車	時間	分	徒歩	時間	分	

(裏)

申込書の記載上の注意

- 1 申込書の記載は、青または黒インキを使用し、数字はすべて算用数字(1, 2, 3, 4.)で記入してください。
- 2 あき住宅入居申込案内書をよくよんで申込書を提出してください。
- 3 「1申込人」欄中の勤務先は詳細に記入してください。
(電話があれば必ずその番号を記入)
- 4 「2入居する世帯員の構成」欄は、入居する世帯員を記入し、職業を有する者は給与証明書を添付してください。
- 5 「3現住居の状況」欄は、必要事項を記入し、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「4住宅に困窮している事由」欄は、該当するものを○で囲み、右の余白か所にその実状を具体的に記入してください。
- 7 「5申込住宅」欄は、申し込み希望するものうちいずれか1つに捺印してください。
- 8 「6過去の申込状況」欄は、1世帯1人として新築またはあき住宅の抽せん番号、申込年度、申込住宅団地名構造を正確に記入してください。ただし、入居を棄権した場合は申込回数を取消します。
- 9 現在の住居および勤務先付近の見取図を右余白に記入してください。申込後住所を変更した場合は、理由書および新住所付近見取図を提出してください。
- 10 下欄には、現住居の平面図の概略を記入してください。
- 11 ※の欄には記入しないでください。

申込者の住所付近見取図	
N	図中には必ず目標となるものを記入してください。
	

申込者の勤務先付近見取図	
N	図中には必ず目標となるものを記入してください。
	

市営住宅単身入居申込者告知書

申 込 者	フリガナ		1 男 2 女	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名		仕事の内容		
	職 業 (勤 務 先)		住 所	市 郡 町 村 番地	住 年 数
	住 所		アパ ー ト 方	居 住 年 数	年 月
申込者の健康状況等について			告知(有の場合は具体的に右欄に記入してください)		
1	現在健康に異常ありませんか	有 無	病名(病状)及び治療中の場合は病医院名		
2	最近1年間に精密検査で注意されたことはありませんか (心電図、レントゲン検査、定期検診など)	有 無	検査項目 検査理由	検査年月 注意内容	
3	右に示した事実はありませんか	有 無	(有の場合は該当するところを○でかこんでください) ・視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害 ・音声又は言語障害・肢体不自由・心臓機能障害 ・呼吸器機能障害・じん臓機能障害、その他()		
4	日常生活の介助の必要度 (1人で生活する場合で記入すること)		(該当するところを○でかこんでください) 1 極めて介助の必要がある 2 かなり介助の必要がある 3 殆んど介助の必要がない 4 全く介助の必要がない		
5	日常生活の状況		(該当するところを○でかこんでください) 1 健康 2 弱い 3 時々臥床 4 常時臥床		
6	日常生活動作について (補装具等を現に使用している場合は 使用している状態で記入すること)		〔それぞれの状態において○、△、×を記入してください。 なお、11及び13の動作について該当するものを○でかこんでく ださい。〕		
		記 号	ひとりのできる場合	○	
			ひとりのできてもうまくできない場合	△	
			ひとりでは全くできない場合	×	
	1 日常家事をする…………… 2 食事を…………… 3 顔を洗う…………… 4 排泄をする…………… 5 寝具の上げ下げをする…………… 6 入浴をする…………… 7 かぶりシャツを着る脱ぐ…………… 8 シャツのボタンの止めはずし…………… 9 ズボンの着脱(どのような姿勢でもよい)……………		10 すわる 支えなしで正座、横すわり、あぐら 脚なげだし(このような姿勢を持続する)…………… 11 こしかける {可能 背もたれ- 要・不要 不能 12 歩く (屋内)…………… (屋外)…………… 13 階段をのぼる、おりる {可能 手すり- 要・不要 不能		

上記記載内容が事実と相違するときは、入居にかかる一切の権利を放棄いたします。

年 月 日

申込者 _____ 印

岡山市長 殿

様式第2号の3

身元引受人届出書

年 月 日

岡山市長 殿

申込者住所
氏名 ㊟

次の事項について、下記身元引受人を指定したので届け出ます。

(申込者の緊急時における連絡先及び必要な措置その他申込者の身上に関すること。)

記

住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名	㊟		
申込者との 続 柄		電 話	局()
職業(勤務先)			
住 所			
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
申込者との 続 柄		電 話	局()
職業(勤務先)			

様式第3号

岡山市営住宅入居申込済票

申込者氏名	殿		
申込団地名			
申込住宅	第	種	造
受付番号	No.		
受付年月日	年 月 日		
受付者印	岡山市建設局建築課		印

様式第4号

(表)

岡山市営住宅入居決定書		年 月 日
殿		
下記市営住宅に入居を決定する。	岡山市長	印
記		
市営住宅	番館 号	
	家族 使用者ほか	人

(裏)

住宅使用についての注意
1 入居するときはこの決定書を住宅管理人に提示して、本人および家族数を確認してもらってから入居してください。
2 入居するときは、承認になった家族以外は入居できません。同居人等をおくときは同居承認申請書を提出して承認を受けてください。使用名義人が移転するときは同居人は同時に出なければなりません。
3 入居決定になつたら別に指定する期間内に入居しないと入居決定を取り消されることがあります。
4 入居決定を受けたものは使用权を譲渡または転貸することはできません。
5 住宅を3日以上あけるときは前もつて住宅管理人に連絡してください。
6 住宅を返還されるときは住宅返還届にこの決定書を添えて5日前までに届け出て住宅の検査を受けてください。
7 この決定書はたいせつに保管してください。

様式第5号

岡山市営住宅使用請書



- 1 所在地 岡山市
2 住宅名 住宅 番館 号
住座
3 家賃 1か月 円
4 決定年月日 年 月 日

上記住宅使用を決定されましたことについては、下記事項をかたく履行いたします。

- 1 使用者において、岡山市営住宅条例および同施行規則をじゅん守するとともに、もし義務不履行の場合においては、連帯保証人がいつさいこれを引き受け履行すること。
- 2 住宅および所属品の使用は、最善の注意を払い、その他保護取締りに関する市の指示はかたくじゅん守すること。
- 3 その他、他人の迷惑となる行為をしないこと。

上記事項の履行の証として連帯保証人と連署のうえ、提出します。

年 月 日

岡山市長 殿

使用者 本 籍 氏 名 ①
生年月日

連帯保証人 本 籍 現 住 所 氏 名 ①
生年月日
職業(勤務先)

連帯保証人 本 籍 現 住 所 氏 名 ①
生年月日
職業(勤務先)

- ※注 1 使用者および連帯保証人の印鑑証明書(その印鑑を押印すること。)を添付してください。
2 連帯保証人については給与証明書(自家営業の場合は税務署の所得証明書)を添付してください。
3 連帯保証人は岡山市内居住者に限ります。

様式第6号

年 月 日

岡山市長 殿

新名義人 印
年 月 日生

現名義人 印
年 月 日生

岡山市営住宅入居承継承認申請書

下記により入居の承継をしたいので、関係書類を添付のうえ、申請いたします。

記

住 宅 名	住座 住宅	番館	号
新名義人氏名	現名義人との続柄		
新名義人がこの 住宅に居住した 時期			
入居の承継を要 する理由	職業および勤務先		
家賃の滞納の有 無	係 <input type="checkbox"/> 印		
住宅管理人の意 見および氏名認 印	<input type="checkbox"/> 印		

注 続柄、収入についてはそれぞれ証明書を添付すること。

様式第7号

岡山市営住宅家賃減免申請書

年 月 日

岡山市長 殿

住宅名 住宅番館号
住座
使用者氏名 ㊟

下記の理由により家賃を減免して下さるよう申請します。

記

家賃	月額		減免希望額		円	
	円		円			
減免期間	年 月 日から		年 月 日まで			
入居家族	氏名	入居者との続柄	年齢	年総収入	職業	摘要
				円		
理由						

- (添付書類) 市民税の課税証明書又は市民税変更(減免)通知書
老人、母子、心身障害者世帯については、次の書類が必要です。
- 老人、母子世帯は世帯全員の住民票
 - 心身障害者世帯は、戦病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳の記号番号及び氏名を記載した書類

様式第8号

番 号
年 月 日

住宅
住座 番館 号
殿

岡山市長



岡山市営住宅家賃減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた家賃の減免については、下記のとおり決定したので通知する。

記

減免する額	月額		円
減免後の額	月額		円
減免する期間	年	月	日から
	年	月	日まで

注意 1 次の場合は、直ちに住宅管理課へ届け出てください。

(1) 生活保護法による扶助を停止され、若しくは廃止されたとき、又は新たに同法による扶助を受けるようになったとき。

(2) 減免を必要としなくなつたとき

2 減免が決定された者で不正の申請があつたと認められ、その決定を取消された場合、直ちにその減免額を納付してください。

様式第9号

年 月 日

岡山市長 殿

住宅名 住座 番館 号
住宅
氏 名 ㊦

岡山市営住宅家賃徴収猶予申請書

下記の理由により家賃を期限までに納付することが困難でありますので、徴収の猶予をお願いします。

記

徴収猶予を希望する金額	年 月分から 月分 計 円 年 月分まで					
徴収猶予を希望する期限および完納方法	年 月 日から 年 月 日まで					
理 由						
世帯員の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	月 収	勤 務 先
		本 人			円	

様式第11号

年 月 日

岡山市長 殿

名義人



名義人一時退居承認申請書

下記により名義人一時退居を承認して下さるよう関係書類添付のうえ、申請します。

記

住 宅 名	住座 住宅				番館 号		
退 居 者 氏 名		性 別	男・女	生 年 月 日	年	月	日生
退 居 の 理 由							
退 居 す る 期 間							
名義人退居後の 住宅使用料納付 方法							
住宅管理人の意 見及び氏名認印							
現 居 住 者 氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日				

様式第12号

年 月 日

岡山市長 殿

名義人 (印)
同居人 (印)

岡山市営住宅同居承認申請書

下記の者の同居をご承認くださるよう関係書類を添付のうえ、申請します。
なお、ご承認を得ましたうえは、名義人退居の際は同居人もともに退居しますことはもちろん、岡山市営住宅条例および同施行規則によるすべての指示に従います。

記

住 宅 名		住座 番館 号			
同居しようとする者	氏 名	男 女 年 月 日生 続柄			
	現住所				
	職 業				
現 居 住 者	氏 名	性 別	続 柄	家賃滞納の有無 と係員認印	
同居の理由					
同居しようとする期間					
世話人の意見および氏名認印					

注 続柄および同居理由については、それぞれ証明書を添付すること。

様式第13号

岡山市指令 第 号

名義人 住 所
氏 名
同居人 氏 名

年 月 日付け申請に対しては、同居を承認する。
年 月 日

岡山市長



様式第15号

年 月 日

岡山市長 殿

住座
住宅 番館 号
氏 名



岡山市営住宅工作物設置・用途併用・模様替等承認申請書

下記のとおり したく別紙設計書および仕様書添付のうえ、申請します。

もし、この申請に違反したときは、住宅の明渡し請求を受けても異議は申しません。

なお、住宅を返還するときは、原状に復することを誓約します。

記

必要とする理由	
用 途	
構 造	
床 面 積	
工 事 費	
家賃滞納および 既設工作物設置 その他の有無	
管理人の意見お よび氏名印	

様式第16号

岡山市営住宅居室・物置等増築承認申請書

年 月 日

岡山市長 殿

住座
住宅 番館 号

氏 名 ㊟

上記住宅の敷地内に下記事由によって増築したいので関係書類を添え申請いたします。

記

設置理由						
家族構成	幼児	小中生徒	高大学生	成年者		計 人
	人	人	人	親族 人	非親族 人	
既存増築			用途	床面積	撤去	
				平方メートル		

図 面

配位置図

平面図

測 面 図

管理人意見

管理人
氏名

①

様式第17号

請 書

年 月 日

岡山市長 殿

住座
住宅 番館 号
使 用 者 氏 名 ㊦
連帯保証人 住 所
氏 名 ㊦

年 月 日付け申請の については、下記事項を順守いたします。万一違背した場合は、その承認を取り消されても異議を申しません。
については、連帯保証人連署のうえ、本請書を提出いたします。

記

市営住宅 番館 号

増築面積

使用目的

順守事項

- 1 増築物の施工にあたっては、申請書の内容どおり行ないます。
- 2 増築物を登記したり第三者に譲渡または貸与等は絶対いたしません。
- 3 使用目的を変更することはありません。
- 4 住宅を退居する場合は、増築部分をとりこわし原状に復します。万一原状回復義務を履行しえない事情があるときは無償で市に寄付します。
- 5 将来市が当該市営住宅の建替工事等実施の場合には、直ちに無条件で自費にて撤去します。
- 6 上記の各事項および増築承認の条件に違反した場合には、住宅明渡しや損害賠償等市の指示に従います。

様式第18号

岡山市指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあつた岡山市営住宅工作物設置、用途併用、模様替については、下記条件をつけて承認する。

年 月 日

岡山市長



記

1 用 途

2 構 造

3 床 面 積 平方メートル

- 4 岡山市営住宅条例および同施行規則を遵守すること。
- 5 市長が必要と認め指示したときは、無条件で原状に復すること。
- 6 転出その他の事由により住宅を返還する場合は、原状に復するか、または原状に復しがたい事由があるときは無償で市に寄付すること。

様式第19号

岡山市指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のあつた岡山市営住宅 等増築に
ついては、下記の条件をつけて承認する。

年 月 日

岡山市長



記

- 1 申請書記載のとおり施行すること。
- 2 前項に違反した場合においては、工事の中止、原状回復もしくは撤去を命じその承認を取り消すことがあること。
- 3 将来増築部分を撤去し、また改造しようとするときは必ず事前にその旨を申し出て市の指示に従い施行すること。
- 4 住宅の立ちのく場合、または住宅の明渡の請求を受けたとき入居者の費用で原状回復または撤去を行ない、必要費および有益費の費用償還請求をしないこと。もし万一原状回復義務を履行し難い事情があるときは無償で市に寄付すること。
- 5 増築に関連して市に損害を与えた場合は、入居者は市長が定める額を賠償すること。

(裏)

源泉徴収票(給与所得者)所得額証明書(事業所得者)又はその他の証明書をここに貼付してください。

注 意 事 項

- 1 3月31日までに、岡山市大供1丁目1番1号岡山市役所建設局住宅課住宅管理係あてご提出ください。
- 2 同居者の中で同居の承認を受けていない方は扶養控除されないことがありますので、至急届出書を提出して同居の承認を受けてください。

記 入 要 領

- 1 「所得の種類」欄には所得税法上の利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得に区分して記入してください。
- 2 「所得年額」欄には前年中(1月から12月まで)に取得された全ての所得(給与所得は源泉徴収票の控除前の額を、事業所得等は税務署又は市役所税制課の交付する所得額証明書に記載された必要経費控除後の額を記入してください。
- 3 その年途中で就職又は退職した場合は、就業(退職)期日を「勤務先又は事業所の所在地・名称」欄に附記してください。
- 4 別居していても税法上扶養控除されている者のある場合は、その氏名を記すとともに別居先を「勤務先又は事業所の所在地・名称」欄に必ず記入してください。
- 5 同居親族の中で税法上扶養控除されていない者については、扶養外と記入してください。

様式第21号(第18条関係)

収入基準超過決定通知書

岡山市					
団地名			番館 号		
市営住宅					
氏 名 様					
建設年度		種 別	収入報告書番号	記 号	番 号
	()	1・2			

第 号
年 月 日

岡山市長



あなたは、次のとおり公営住宅法(昭和26年法律第193号)第21条の2の収入基準超過者であるので通知します。

収入のある親族名		続柄	報告収入金額 (年額)	認定所得金額 (年額)	備 考		
1			円	円	当該市営住宅明渡努力義務の発生 時期 年10月1日 同居親族・扶養親族・同居以外の 扶養親族数 ()人		
2		円	円				
3		円	円				
4		円	円				
5		円	円				
1	合計所得金額 (年額)	同居親族・配偶者・扶養親族・ 同居親族以外の扶養親族控除	老人扶養・障害者・ 老年者・寡婦控除	公営住宅法での所得 (月額)	種別	収入基準金額	倍率
	A 円	B 円 名 330,000×()	C 円	$D = (A - (B + C)) \times \frac{1}{12}$	1種	204,000円超 円超 円以下 162,000～204,000	0.4 0.2
2	割増賃料	算 出 基 準			2種	204,000円超	0.8
	円	当該市営住宅使用料(円)×倍率(0.)				円超 円以下 162,000～204,000 円超 円以下 100,000～162,000	0.5 0.3
※ あなたは、収入基準超過により市営住宅明渡努力義務が発生していますので、住宅金融公庫法第17条第1項に基づき住宅金融公庫の特別貸付が受けられますので通知します。							

様式第22号

収入基準超過決定に対する意見申出書

年 月 日

岡山市長 殿

建設年度	団地名	住宅番号	種別
年度		第号	1・2
氏名		③	入居年月日
			年 月 日

さきに収入基準超過決定の通知を受けましたが、これについてわたくし(同居親族の収入も含めて)の収入は、添付しました証明書の示しますように、次のとおりですので、今一度収入の認定方をお願いします。

意見申出事項				※建築課記入欄					
同居親族氏名	続柄	年令	勤務先または事業所所在地、名称	当初報告収入年額	当初報告収入月額	改定報告収入月額	認定月額収入	更正認定月額収入	摘要
				円	円	円	円	円	
(意見申出理由)									

※印欄は記入の必要はありません。

様式第23号

岡山市					
団地名			番館号		
市営住宅					
氏名					
様					
建設年度	昭和	種別	収入報告書番号	記号	番号
		1・2			

第 年 月 日

岡山市長



収入基準超過(更正・意見却下)通知書

さきに通知した収入基準超過決定に関して、あなたから申し出があつたことについて再調査した結果 { 次のとおり、その決定を更正 } する。
 { 次の理由によつて意見を却下 }

収入のある親族	報告収入金額	認定所得金額	摘 要	
1	円	円	①老人扶養・障害者・老年者・寡婦控除	
2			()名	
3				
4			②同居親族・扶養親族・同居以外の扶養親族	
5			()名	
1	合計所得金額(年額)	同居親族・配偶者・扶養親族・同居以外の扶養親族	老人扶養・障害者・老年者・寡婦控除	公営住宅法での所得(月額)
	A 円	B 円 名 240,000×()	C 円	$D=A-(B+C) \times \frac{1}{12}$ 円
2	割増賃料	算 出 基 準		
	円	当該市営住宅使用料(円)×倍率(0.)		
※更正・却下についての説明				

様式第24号(第19条関係)

高額所得基準超過認定通知書

第 号
年 月 日

市営 住宅
住座 番館 号
殿

岡山市長



さきにあなたから提出のありました収入報告書に基づき、あなたの収入の額を計算しましたところ、下記のとおり岡山市営住宅条例(昭和46年市条例第102号)第27条第1項に規定する高額所得基準(月収 円)を2年間引き続き超過していることの認定を行ったので、同項の規定により通知します。

記

年度第	種市営	住宅 住座	番館	号	年	月	日入居
同居 親族 の 所得者	氏	名	続柄		年度所得		年度所得
			本人				
扶養親族数					人		人
収入決定額(月収)					円		円

なお、このことについて不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に市長に対して、意見の申出をすることができます。

様式第25号(第20条関係)

第 号
年 月 日

殿

岡山市長



市営住宅明渡請求通知書

あなたは、年 月 日付けで通知したとおり高額所得基準を超過しておりますので、岡山市営住宅条例(昭和46年市条例第102号)第28条第1項の規定に基づき、
年 月 日までに市営住宅を明け渡すことを請求します。

なお、指定期日の経過後、速やかに市営住宅を明け渡さないときは、当該市営住宅の明渡しについて提訴します。

様式第26号(第20条関係)

整理番号 _____

明渡請求に対する意見申出書

年 月 日

岡山市長 殿

住 所		電 話	
住 宅 名	住 宅 番 館 号	氏 名	㊟
勤 務 先		電 話	

年 月 日付けの市営住宅明渡請求に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

様式第27号

年 月 日

岡山市長 殿

使用名義人



岡山市営住宅返還届

下記により市営住宅を返還いたしますから、お届けします。


記

住 宅 名	住座 住宅	番館 号
名 義 人 氏 名		
同 居 者 数		
返 還 期 日		
返 還 の 理 由		
転 居 先		
増築，模様替等の 有無および処置		
住宅き損か所の有無		
住宅使用料納付状況		
住 宅 管 理 人		

注 返還届は必ず立ちのく5日前までに提出し、市長の指定する者の検査を受けてください。

様式第28号

(表)

第 号
身 分 証 明 書
住 所
氏 名
職 名
年 齢
上記の者は、公営住宅法第26条第3項の規定により居住の用に供している市営住宅に立ち入ることができる者であることを証する。
交付年月日 年 月 日
有効期間
岡山市長 

(裏)

公営住宅法抜すい
第26条 建設大臣及び都道府県知事は、公営住宅の建設、共同施設の建設並びにこれらの管理及び災害に基づく補修に関し、事業主体に対して、必要な指示を行ない、報告書の提出を命じ、又は当該職員を指定して、関係の物件若しくは書類を実地検査させることができる。
2 前項の実地検査において、現に居住の用に供している公営住宅に立入るときは、あらかじめ、当該公営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第1項の規定により実地検査に当る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

様式第1号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第4号（第4条関係）
様式第5号（第6条関係）
様式第5号の2（第6条関係）
様式第6号（第7条関係）
様式第7号（第8条関係）
様式第7号の2（第8条関係）
様式第7号の3（第8条の2関係）
様式第8号 削除
様式第9号（第11条関係）
様式第10号（第12条関係）
様式第11号（第13条関係）
様式第12号（第14条関係）
様式第13号（第15条関係）
様式第14号（第16条関係）
様式第14号の2（第16条関係）
様式第15号（第16条関係）
様式第15号の2（第16条関係）
様式第16号（第16条関係）
様式第16号の2（第16条関係）
様式第17号（第17条関係）
様式第18号（第19条関係）
様式第18号の2（第19条関係）
様式第18号の3（第19条関係）
様式第18号の4（第19条関係）
様式第18号の5（第19条の4関係）

様式第19号 (第20条関係)
様式第20号 (第21条関係)
様式第21号 (第22条関係)
様式第22号 (第23条関係)
様式第23号 (第25条関係)
様式第24号 (第26条関係)
様式第25号 (第27条関係)
様式第25号の2 (第27条関係)
様式第26号 (第29条の2関係)
様式第26号の2 (第29条の2関係)
様式第26号の3 (第29条の4関係)
様式第26号の4 (第29条の6関係)
様式第26号の5 (第29条の6関係)
様式第26号の6 (第29条の8関係)
様式第27号 (第30条関係)
様式第28号 (第32条関係)
様式第1号
様式第2号
様式第2号の2
様式第2号の3
様式第3号
様式第4号
様式第5号
様式第6号
様式第7号
様式第8号
様式第9号
様式第10号

様式第 1 1 号

様式第 1 2 号

様式第 1 3 号

様式第 1 4 号

様式第 1 5 号

様式第 1 6 号

様式第 1 7 号

様式第 1 8 号

様式第 1 9 号

様式第 2 0 号

様式第 2 1 号 (第 1 8 条関係)

様式第 2 2 号

様式第 2 3 号

様式第 2 4 号 (第 1 9 条関係)

様式第 2 5 号 (第 2 0 条関係)

様式第 2 6 号 (第 2 0 条関係)

様式第 2 7 号

様式第 2 8 号